

シンポジウム「広域避難者支援に、今、求められるもの」

～避難者の実情と課題～

日時：2011年12月3日（土）午後1時～
場所：大阪弁護士会館2階203・204会議室
主催：近畿弁護士会連合会
共催：大阪弁護士会 京都弁護士会 兵庫県弁護士会
奈良弁護士会 滋賀弁護士会 和歌山弁護士会
司会：小町 崇幸（シンポジウム実行委員会 委員）
鄭 聖愛（シンポジウム実行委員会 委員）

開会の挨拶

近畿弁護士会連合会
常務理事 増 市 徹

基調報告及び各地の取り組み紹介

1 基調報告「人間復興としての広域避難者支援を」

津久井 進（日弁連災害復興支援委員会 副委員長）

2 「避難者の訴えや実情の報告」

進行役 西念 京祐（シンポジウム実行委員会 委員）

伊藤 麻奈美（福島県郡山市出身）
飯坂 徹（宮城県女川町出身）
遠藤 雅彦（福島県いわき市出身）
遠藤 正一（福島県郡山市出身）
桜井（宮城県多賀城市出身）
高橋 周介（福島県南相馬市）
中西 光子（特定非営利活動法人 街づくり支援協会事務局長）

3 「大阪府アンケート調査結果報告」

小孫 直人（大阪府政策企画部危機管理室危機管理課長）

4 「近畿各地の広域避難者支援の取り組みと課題の報告」

コーディネーター 浜田 真樹（遠隔地避難者支援連絡協議会 委員）

勝部 麗子（豊中市社会福祉協議会 地域福祉課長）
木口 充（遠隔地避難者支援連絡協議会 委員）
北野 ゆり（京都・避難者サポートネットワーク）
桜井 政成（立命館大学准教授）
白倉 典武（原発賠償関西弁護団 事務局長）
土田 映美（京都災害ボランティアセンター）
中村 淳子（大阪市社会福祉協議会ボランティア情報センター副所長）
飛田 敦子（NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸）
向井 忍（愛知県被災者支援センター コープあいち）

まとめ及び閉会挨拶

近畿弁護士会連合会
遠隔地避難者支援連絡協議会
座長 三木 秀夫

配布資料目録

2011年12月3日

第一分冊

| 資料番号 | 資料名 | ページ数 |
|---------------|------------------|-------|
| 1 | 人間復興としての広域避難者支援を | P1～ |
| 2 | 大阪府アンケート資料 | P61～ |
| 避難に関する基礎データ資料 | | |
| 3 | 全国の避難者数 | P105～ |
| 4 | 児童・生徒の転校状況 | P111～ |
| 5 | 近畿各府県の避難者数 | P121～ |
| 6 | 放射能モニタリング情報 | P139～ |

第二分冊

| 避難者発言 補充資料 | | |
|----------------------------------|-----------------------------|-------|
| 7 | こうべ・ふくしま避難者連絡会 | P151～ |
| 8 | 第1回 滋賀県内避難者交流会 | P155～ |
| 9 | 大手筋ほっこりひろばのご案内 | P157～ |
| 10 | 避難者としてのネットワーク作りの大切さ | P159～ |
| 11 | まるっと西日本チラシ、避難者の声一覧、街づくり支援協会 | P175～ |
| 12 | 大阪 避難者アンケートまとめ | P183～ |
| 支援活動報告 関係資料 | | |
| 13 | コミュニティサポートセンター神戸 | P193～ |
| 14 | 京都災害ボランティア支援センター | P197～ |
| 15 | 大阪市社会福祉協議会 | P205～ |
| 16 | 豊中市社会福祉協議会 | P223～ |
| 17 | 京都府・京都市の支援の概要 | P231～ |
| 18 | 支援団体イベント一覧表 | P241～ |
| 19 | 愛知県被災者支援センター | P243～ |
| 20 | 大阪弁護士会 | P257～ |
| 21 | 京都弁護士会 | P269～ |
| 22 | 兵庫県弁護士会 | P271～ |
| 23 | 滋賀弁護士会 | P277～ |
| 24 | 和歌山弁護士会 | P279～ |
| 支援団体の活動資料 | | |
| 25 | うつくしま☆ふくしまin京都 | P283～ |
| 26 | 大阪でひとやすみプロジェクト | P285～ |
| 27 | 近畿税理士会の取り組み | P289～ |
| 28 | 暮らしサポート隊 | P293～ |
| 29 | サバイバルネットワークのご案内 | P303～ |
| 30 | 吹田市 | P305～ |
| 31 | 全国被災者支援ネットワーク | P327～ |
| 32 | とんとんキッズプロジェクト | P331～ |
| 33 | 東日本大震災市民支援ネットワーク・札幌むすびば | P333～ |
| 34 | 復興支援NGO心援隊 | P335～ |
| ちらしなどの配布物 | | |
| 大阪弁護士会 避難者ニュース | | |
| 絆新聞 創刊号、2号 | | |
| 12月11日 フクシマ差別を考えるシンポジウム | | |
| 震災と女性・子ども・障害者・外国人の人権～東日本大震災を通して～ | | |
| 貧困問題連続市民講座 | | |
| 原発問題連続学習会チラシ | | |
| 近畿各地弁護士会 原発賠償説明会+なんでも相談会 | | |
| 放射能地図 | | |
| 東日本大震災による原発事故被災者支援関西弁護士団 | | |

アンケート

11.12/3

本日はご来場いただき、ありがとうございました。今後の参考にさせていただきますので、アンケートにご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。お帰りの際に、受付にお渡ししてください。

↓○をつけてください

お仕事・所属団体など (避難者・行政関係者・研究者・マスコミ・一般市民・弁護士・その他())

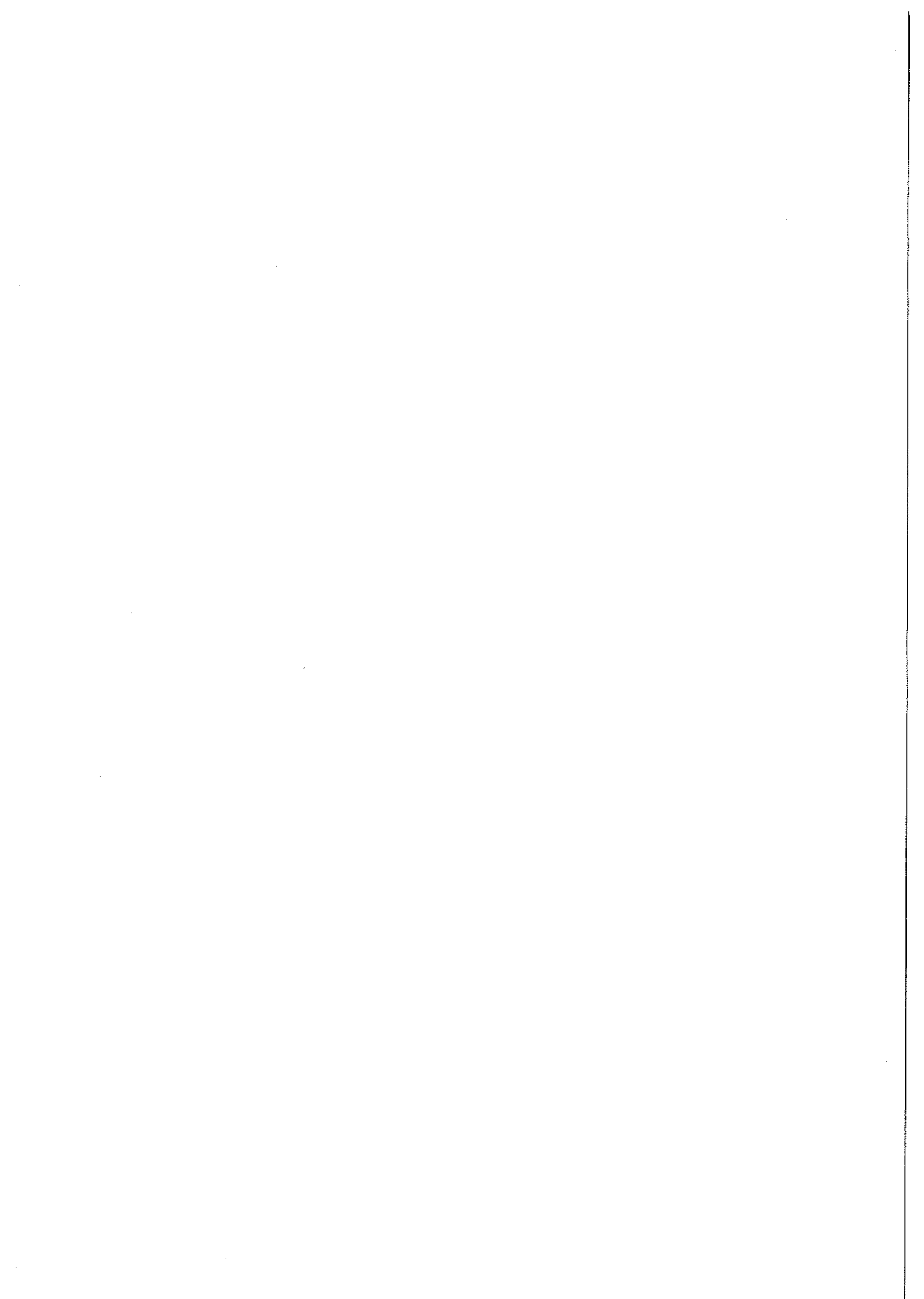
1. 参加された感想 (いずれかの番号に○をつけてください)

(1) とても良かった (2) 良かった (3) 普通 (4) あまり良くなかった (5) 良くなかった

(ご意見・ご感想を自由にお聞かせください)

2. 今後のテーマや講師、弁護士会の取り組みについてのご意見やご希望などありましたら、お聞かせください。

※ スペースが足りない場合は、裏面へ。ご協力、ありがとうございました。



人間復興としての広域避難者支援を

津久井進(兵庫県弁護士会)

- 1 東日本大震災と阪神淡路大震災から「人間復興」をめざす
 - (1)あの日から… という言葉の意味するところ
 - (2)東日本大震災の特徴
 - (3)「未曾有」ではない震災,「想定外」ではない原発事故
 - (4)阪神大震災の反省と教訓
 - ①個人は自助努力, ②政府・自治体の限界, ③法律の壁, ④都市復興
 - (5)人間復興
 - (6)弁護士の役割
- 2 広域避難の実情と支援の現状
 - (1)避難者の実情
 - (2)避難者が置かれた法的な保護・支援
 - (3)阪神・淡路大震災の場合
 - (4)三宅島噴火災害の場合
 - (5)過去の教訓
 - (6)避難者情報の共有の仕組み
 - (7)人の輪
- 3 原発事故の被害と回復
 - (1)健康への恐怖(緩慢な殺人)
 - (2)放射線は何を壊すのか
 - (3)原発被害への不当な差別
 - (4)住むことができるのか, 帰ることができるのか
 - (5)脱原発の持つ意味
 - (6)誰が何をすべきか
 - (7)原発賠償請求への支援
- 4 避難者の人権を守る仕組み
 - (1)「国内強制移動に関する指導原則」と「自然災害時における人々の保護に関する IASC 活動ガイドライン」
 - (2)避難することは権利である
 - (3)区域の内外で分けることは正当なのか
 - (4)日本国憲法においても権利は保護されている
 - (5)恒久法としての災害復興基本法
 - (6)災害避難者のための総合支援法を
 - ①避難者の権利, ②国の責任, ③自治体の責任, ④民の役割
- 5 希望を持つこと
 - (1)災害復興のミッション
 - (2)彼我の差
 - (3)忘れられるということ
 - (4)夢と希望

以上

人間復興としての 広域避難者支援を

津久井進（兵庫県弁護士会）

東日本大震災と 阪神・淡路大震災から 「人間復興」をめざす



あの日から……

- 戦後
「戦後の日本は……」
- 震災後
「震災後は……」
- 3・11後
「あの津波から……」「原発事故から……」

=歴史の転換点

あの日から……

最大の願いは常に

「あの日に帰りたい」

「元に戻りたい」

あらゆる災害、事故、悲劇に共通する真理

あの日から……

まずは

「現状に復する」

ことに愚直に取り組む

それが 第一歩 & 最終目標



あの日から……

ところが

- 未だに復興の道筋が見えない
- 未だに原発収束・汚染除去が見えない

「現状に復する」に希望を持ってない現実がある

東日本大震災の特徴

複合災害= 地震

+ 津波

+ 火事

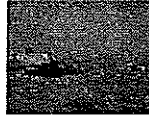
+ 超広域

+ 過疎高齢

+ 原発

+ 二次被害

+ 政局災害



東日本大震災の特徴

震災・津波は、「未曾有」ではない
原発事故は、「想定外」ではない

広辞苑より

「未曾有」

⇒いまだかつて起こったことのないこと

「想定」

⇒一定の状況や条件の下で仮に思い描くこと



阪神・淡路大震災

■反省と教訓

1 個人の復興は自助努力で

↓

個人の生活再建支援の制度づくりへ

阪神・淡路大震災

■反省と教訓

2 政府・自治体の限界

↓

ボランティア活動の推進へ

阪神・淡路大震災

■反省と教訓

3 法律が壁となった

↓

法は人を救うためにある

阪神・淡路大震災

■反省と教訓

4 百年後を目指した都市の復興

↓
今そこにいる被災者(人間)の救済へ

「人間の復興」

人間の復興

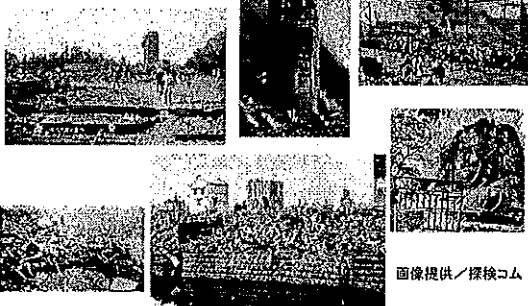
阪神・淡路大震災の最大の教訓

「被災者の人権の回復」
(人間の復興)

↑
かけがえのないものの再生

人間の復興

関東大震災



画像提供/探検コム

人間の復興

関東大震災

後藤新平

「理想的帝都建設の為の絶好の機会なり」

↑

福田徳三

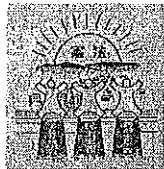
「人間復興」「営生権」「生存権」

人間の復興

戦争からの復興

日本国憲法

「基本的人権の尊重」(…人間復興)
「国民主権」(…被災者主権)
「平和主義」(…脱原発)



弁護士の役割

■弁護士法の制定

=日本国憲法の実現の担い手として

■長年にわたる権利救済・人権保障の取り組みの延長線上にある支援

■行政・立法の活動の補完

=情報提供, 立法提言, 社会の調整役

(大阪府実施のアンケートに見る弁護士の役割)

広域避難の実情と支援の現状

避難者の実情

避難者数(復興対策本部調べ)
7万1565人(11月2日現在)
→32万8903人(11月17日)

(注意点)

- 誰も正しく把握できていない
- 市町村把握分に過ぎない(=不届け者は不明)
- 誰がどこにいるかが把握できていない
- 別離家族や、区域外避難の実情は分からない
- 全国避難者情報登録システムは不十分

避難者の実情

■大阪府アンケートの結果
(福島のアナケートとも符合する)

■当事者の生の声
(社会は一人ひとりの声から変わっていった)

避難者への法的な保護・支援

1 災害救助法

災害救助法における居住場所の対応

旧・災害救助の5原則

- ① 平等の原則
- ② 必要即応の原則
- ③ 現物支給の原則
- ④ 現在地救助の原則
- ⑤ 機権救助の原則



避難者への法的な保護・支援

1 災害救助法 新・災害救助の6原則



避難者への法的な保護・支援

2 住民に対するサービス & 情報

情報格差がもたらす悲劇(～阪神の例～)

- 「公営住宅の申し込みも締め切りになってしまった」
- 「災害復興住宅は仮設に入っている人が優先らしい」
- 「県外に出てきてからは闇の中のようなもの」
- 「いつまでも震災を引きずっている自分を恥ずかしく感じた」
- 「もう3日も誰も話していない。何のために生きているのか…」
- 「勝手に出て行って今更…」
- 「避難した人は経済的に恵まれているから…」

市外・県外避難者ネットワークりんりん 支援機関紙「りんりん」より

避難者への法的な保護・支援

3 避難することによる生活被害

賠償と補償

- 実損害・慰謝料 ⇒ 損害賠償
- 国策の犠牲 ⇒ 補償
- (■災害の被害 ⇒ 公的支援)

できる限り元に戻す⇒賠償も補償も支援も

避難者への法的な保護・支援

阪神・淡路大震災の場合

5万4700人、1万9000世帯が県外転出と推計

(推計方法)

≒転出者175,424人－転出平均120,746人

≒54,700人÷平均世帯人数2.86人＝1.9万世帯

【問題点】

- ①把握できない
- ②情報途絶・格差
- ③偏見・誤解
- ④帰りたいが帰れない

避難者への法的な保護・支援

阪神・淡路大震災の場合

- 1 忘れられる
～漂流生活を余儀なくされる
- 2 不安と孤立（～偏見も）
- 3 制度も支援もなく、避難が固定化

避難者への法的な保護・支援

三宅島噴火災害の場合

- 1 全島避難
- 2 避難者をつなげる工夫
- 3 生活を支える制度
(災害保護, 長期避難世帯への支援金)

避難者への法的な保護・支援

教訓

- 「衣食住」ならぬ「**医職住習**」
- 情報格差と偏見を防ぐ
- つながりを切断してはならない

情報共有の仕組み

■個人情報保護の有り様

過剰反応の実情

- ◇役所内で情報を共有しない
 - ◇要援護者の情報を外に出さない
 - ◇避難者の情報を共有しない
 - ◇避難先であることを明らかにしない
- しかし「個人の権利利益の保護」ではない

情報共有の仕組み

- 行政の個人情報と共有した例
日本障害フォーラム(JDF)
「被災地障がい者支援センターふくしま
と南相馬市間の情報共有



「障害者が安心して暮らし・働ける南相馬市をめざして」
～緊急避難時における要援護者調査から～
報告書

2011年8月29日 提出

情報共有の仕組み

新たな情報共有の仕組みの

「構築」と「徹底」と「浸透」と「実践」

情報共有の仕組み

日弁連
「災害時要援護者及び
県外避難者の情報
共有に関する意見
書」

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/110617_3.pdf

災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書

2011年6月17日（平成23年5月17日）

日本弁護士連合会

1. 背景と目的
2. 調査の経緯
3. 調査の結果
4. 調査の結論
5. 調査の留意点

情報共有の仕組み

【対策私案】

- ①個人情報保護条例の改正(災害時の情報共有規定を設ける)
- ②災害時の個人情報の共有の法律を新設(特措法, 救助法, 災対法など)
- ③個人情報共有のガイドラインを策定する
- ④柔軟な情報共有のシステムを構築する(共有団体の事前認定, 情報共有協定など)
- ⑤ネットワークづくりの推進, 支援を行う

避難者支援の輪

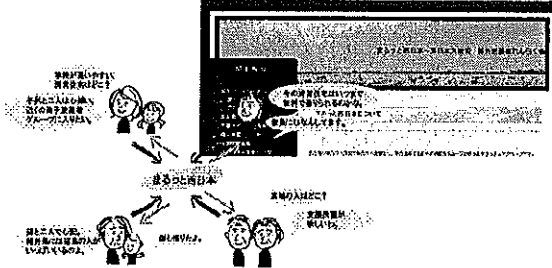
人の輪で支援するのが基本

避難者支援の輪

- 1 当事者自身によるネットワーク
(自ら立ちあがる, 連帯, 媒体利用)
- 2 支援者によるネットワーク
(プロ, 経験者, 善意, 専門, つながり)
- 3 自治体を中心とするネットワーク
(開かれたスタンス)

避難者支援の輪

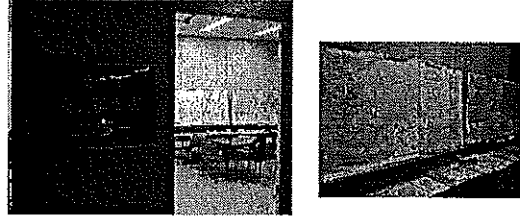
当事者自身によるネットワーク



避難者支援の輪

支援者・自治体のネットワーク

※愛知の例, 大阪の例, 兵庫の例

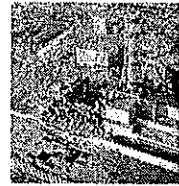


原発事故の被害と回復

原発事故の被害と回復

健康への恐怖～緩慢な殺人

- チェルノブイリでの健康調査
ロシアでは疫学的な追跡調査
1993年から検診が義務化
1996年の受診率は66.3%



原発事故の被害と回復

日本／ 原爆被爆者の健康を調査する「放射線影響研究所」(日米両政府設置。広島市・長崎市)が、セシウム検出など内部被ばくの影響を確認し、研究者らが調査継続を主張してきたが1989年で健康調査を打ち切っていた

↓

原水爆禁止日本協議会代表理事・沢田昭二名古屋大名誉教授「調査の中止は、内部被ばくを軽視する姿勢の表れだ。続けていけば、福島第1原発事故後の対応にも役立った。戦後、米国が『残留放射線の影響はない』と言い続けてきた意向を今も強く受けている。』

放射線は何を壊すのか

- 細胞のDNAを壊す
↓
- 生活を破壊する
- 地域を破壊する
- 人の絆を破壊する
- コミュニティを破壊する



放射線は何を壊すのか

地域コミュニティとは何か

→人間が協同して自然に働きかけ、社会的・主体的に、かつ自然の一員として、人間らしく生きる場、生活の基本的圏域であり、人間発達の場、自己実現の場、文化を継承し創造していく場である。この意味で、地域は自然環境、経済、文化（社会・政治）という3つの要素の複合体であるといえよう。地域は、人間の定住圏という限られた範囲の中で、多面的な機能をもつ、まとまりある生活圏として構成されなければならない』（中村剛治郎・地域経済学者）

原発被害への不当な差別

もはや「風評」とは言えない

※送り火、花火、廃棄物受け入れ、政治家失言

※転校時の出来事

※避難者であることを隠さざるを得ない



人権問題

住むことができるのか 帰ることができるのか

■除染とその限界

→個人住宅を対象外とする施策は、過去の教訓を生かしているのか

■本当に安心できる到達点は示せるのか

→徹底した情報開示と、住民目線の帰還施策

■セカンドタウン構想（絆の保全のため二段階）

■先が見えない、という状態の重荷

脱原発の持つ意味

■エネルギー政策だけの問題か？



[目的]東北地方の尊厳を守ること

■未だ政策転換はなされていない。

■福島の復興基本計画に見る「希望」

誰が何をすべきか

東電は？

国は？

地方自治体は？

全国の自治体は？

支援者は？

当事者は？

誰が何をすべきか

東電の法的責任

サンフィールド二本松ゴルフ倶楽部・仮処分事件

→ゴルフ場は、第1原発の西北西約45キロ。ゴルフ場の地上1メートル地点の放射線量が毎時3.8マイクロシーベルト以下。東京電力に対し、場内の除染と除染完了までの維持経費支払いを求めた仮処分事件。東京地裁（福島地裁）が東京電力に勝訴。判決は、除染は国や自治体が計画的に行うべきであるため、東電に現時点で独自に行わせることは困難。維持経費も東電による賠償手続き等により「さまざまな施策を利用することで、(2社の)負担を回避できる可能性がある。ゴルフ場営業に支障はない」とした。

誰が何をすべきか

必要なのは、賠償だけか？

■人間の復興

■地域の再生

原発賠償請求への支援

[説明会]

- 各地での弁護士会による説明会
- 一歩進めた弁護士団による説明会
- 支援機構との協働による説明会

原発賠償請求への支援

ADRという仕組みの創設

- 原子力損害賠償紛争解決センターの全国設置
(大阪、兵庫の弁護士会から会長声明)
- 法律扶助制度の拡充を求める
- やさしい原発事故損害賠償申出書

原発賠償請求への支援

- やさしい原発事故損害賠償申出書
→被害を受けた方々の目線に立った申出書

「やさしさ」
= 「分かりやすい言葉」
+ 「あたたかさ」

目 次 (CONTENTS)

I 序言 (FOREWORD)

II 申請書の提出 (APPLICATION)

III 申請書の提出 (APPLICATION)

IV 申請書の提出 (APPLICATION)

V 申請書の提出 (APPLICATION)

VI 申請書の提出 (APPLICATION)

VII 申請書の提出 (APPLICATION)

VIII 申請書の提出 (APPLICATION)

IX 申請書の提出 (APPLICATION)

X 申請書の提出 (APPLICATION)

原発賠償請求への支援

最終目標は？

単なる個別の金銭解決にとどめるか
その先に何があるか

- ※水俣病被害者の会
- 森永ヒ素ミルク被害者
- ほか公害被害回復の活動



避難者の人権を守る仕組み

国際的な避難者の権利

■国内強制移動に関する指導原則

(国連人権委員会決議
1997/39提出の国内避難
民に関する国連事務総
長代表の報告書)



国際的な避難者の権利

■自然災害時における人々の保護に関する IASC活動ガイドライン

(国連の機関間常設委員会
による被災者の人権保障
のガイドライン)



国際的な避難者の権利

IASC=The Inter-Agency Standing Committee
(機関間常設委員会)

(外務省説明)

- 1 【組織】 常設メンバーとして、FAO、OCHA、UNDP、UNFPA、UN-HABITAT、UNHCR、UNICEF、WFP、WHOが参加し、その他、ICRC、ICVA (International Council of Voluntary Agencies)、IFRC、Inter Action、IDM、OHCHR、World Bankなど国内外の人道支援関連機関が参加。緊急援助調整官(人道問題担当国連事務次長)が議長を務める。
- 2 【主な任務】 「人道政策における組織横断的な事項の協議」「人道支援政策における機関間の任務の調整」「人道支援における共通な倫理的枠組みの協議」「IASC外での団体に対する共通な人道支援原理の提唱」「人道問題における人道機関の論争及び不都合の解決」等

国際的な避難者の権利

避難することは権利である【指導原則】

- 原則14 すべての国内避難民は、移動の自由及び居住選択の自由に対する権利を有する
- 原則15 国内避難民は、次の権利を有する。
(a) 国内の他の場所に安全を求める権利
- 原則17 すべての人は、自らの家族生活を尊重される権利を有する。
- 原則18 すべての国内避難民は、適切な生活水準に対する権利を有する。

国際的な避難者の権利

避難することは権利である【指導原則】

- 原則25 国内避難民に対して人道的援助を与える第一義的な義務及び責任は、国家当局に帰属する。
- 原則16 関係当局は、行方不明であると報告された国内避難民の消息及び所在を明確にするよう努める
- 原則28 管轄当局は、国内避難民が自らの意思によって、安全に、かつ、尊厳をもって自らの住居もしくは常居所地に帰還することまたは自らの意思によって国内の他の場所に再定住することを可能にする条件を確立し、かつ、その手段を与える第一義的な義務及び責任を負う。

国際的な避難者の権利

避難することは権利である【IASCガイドライン】

- A1.1 自然災害による差し迫った危険にさらされている被災者の生命、身体の健全性及び健康は、その所在地がどこであるかを問わず、最大限可能な限り保護されるべきである。
- A1.2 危険にさらされている人々を保護するために上記の対策だけでは不十分な場合には、これらの人々の危険地域からの避難を円滑にするべきである。
- A1.4 避難は自主的であるか強制的であるかを問わず、被災者の生命、尊厳、自由及び安全に対する権利を完全に尊重し、何人も差別されない方法で実施されるべきである。

国際的な避難者の権利

避難することは権利である [IASCガイドライン]

A3.1 自然災害の被災者は、潜在的な二次被害から保護されるべきである。

A3.2 自然災害の被災者は、化学物質、有害な廃棄物及び対地雷・不発弾の危険、ならびに自然災害の過程で除去され、隠され、見えにくくなったその他の危険物質から保護されるべきである。

D2.1 被災者の移動に対する権利は、避難を強いられたか否かを問わず、尊重し、保護されるべきである。この権利は、危険地域に留まるか又はそこから離れるかを自由に決める権利を含むものとして理解されるべきである。

国際的な避難者の権利

避難することは権利である [IASCガイドライン]

D2.2 避難者は、緊急段階の後において、避難状態に対する持続的な解決に向けての支援を受けるべきである。

[定義]被災者とは、避難を強いられたか否かを問わず、特定の災害の負の影響を被った人々。

[定義]災害とは、コミュニティまたは社会の機能の深刻な混乱で、被災コミュニティまたは被災社会が自らの資源だけでは対処することができない、広範囲にわたる人的、物質的、経済的または環境的損失を引き起こすもの。

避難者の権利

避難することは権利である

避難することによる苦しみ

(家族、生活、地域、絆を失う～孤立へ)

→ 避難することの支援
避難先生活の支援

避難者の権利

避難することは権利である

- 区域の内外で分けることは正当なのか
- 原発被害から避難する権利の行使につき区域の内外を問うべきではない

避難者の権利

避難することは権利である

日本国憲法においても権利は保護されている

- 憲法13条(自己決定権)
- 憲法22条(居住移転の自由)
- 憲法29条(損失補償)
- 憲法16条(請願権)
- 憲法前文(平和的生存権)

避難者の権利

避難することは権利である

- 恒久法としての災害復興基本法
 - ◇ 復興の主体は被災者である
 - ◇ 被災地中心に考える
 - ◇ 住まいの選択権と、これを支える複数の選択肢を用意する義務

避難者のための支援法を

災害避難者総合支援法

- 1 避難者の権利
- 2 国の責任
- 3 自治体の責任
- 4 民の役割

避難者のための支援法を

- 1 避難者の権利
 - 帰る権利
 - 定住する権利
 - 一時的に仮居住する権利

避難者のための支援法を

- 2 国の責任
 - 帰れるように環境を整備する責任
 - 帰郷を支援する責任
 - 避難先の定住を支える責任
 - 定住環境(医職住習)を整備する責任
 - 一時居住の条件整備をする責任

避難者のための支援法を

- 3 自治体の責任
 - 地域コミュニティを回復する責任
 - 情報発信をする責任
 - 民意を反映する責任(住民自治)

避難者のための支援法を

- 4 民の役割
 - 新しい公共たるボランティア
 - 専門家・土業の役割
 - 被災者主権(自己決定権)

希望を持つこと

災害復興のミッション

ミッション＝誰のために、何のために

- 被災者のために
- 絶望の中で希望を持てるようにするために

彼我の差の克服

- 阪神・淡路大震災で感じた「彼我の差」
東京との温度差(直後, サリン, 風化)
- 災害列島に暮らす私たちにとって共通の問題
- 「2. 5人称の視点」(柳田邦男)
- アダム・スミス「道徳感情論」
人間の本性は同感力(シンパシー)にある

忘れられるということ

被害者, 被災者にとって「忘れられる」こと
→最も残酷!

- 支援の基本
 - ◇関心を寄せる
 - ◇見続ける
 - ◇忘れない ←これらが支援!

夢と希望

「夢」
「希望」

夢と希望

「夢」や「希望」は,
暗い時, 不安な時, 絶望した時にこそ
生まれ, 抱くべきもの (漢字の由来より)

「幸せ」も「辛い」と紙一重

→マイナスの状態にこそ, 夢や希望が宿る

夢と希望

『がんばらないけどあきらめない』
(鎌田實医師)



夢と希望

『希望』

杉山平一

(宝塚市在住97歳詩人)

(福島県出身)

希望
及
希望



希望

災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書

2011年（平成23年）6月17日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 各地方公共団体は、東日本大震災において、災害時要援護者の救助や安否確認等、県外避難者への支援や相互連絡等につき、これらに協力する行政機関・地方公共団体、関係機関や民間協力団体等（以下、総称して「関係機関等」という。）との間で、その保有する災害時要援護者及び県外避難者情報を共有するため、個人の同意を前提とせず情報の外部提供を直ちに行うこと。

また、これを円滑に促進するため、早急に、個人情報保護条例上の根拠規定及び関係機関共有のためのガイドラインを設け、周知を徹底すること。

2 国は、東日本大震災において、各地方公共団体が、その保有する災害時要援護者及び県外避難者の情報を関係機関等との間で速やかに共有するよう助言すること。

3 各地方公共団体は、個人情報保護条例において、災害時の個人情報の外部提供を促進する根拠規定を定めること。

4 国は、災害救助法又は災害対策基本法に情報の関係機関共有を正当化する根拠規定を新設すること。

5 各地方公共団体は、大規模災害時に住民の安否、避難状況等の確認と被災者に対する支援施策を円滑に行うためのシステムを早急に整備すること。

6 国及び都道府県は、各地方自治体が保有する災害時要援護者情報等が喪失された場合に、速やかな安否確認を行えるよう、各地方自治体の保有する要援護者に関する情報の外部提供を受け、これを都道府県又は国においてバックアップして保存するためのシステムを早急に整備すること。

第2 意見の理由

1 災害時要援護者等に対する支援放置の実態

東日本大震災で甚大な被害を被った被災地においては、行政機能自体の喪失・破壊等により、災害時要援護者（一般的には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等を指す。）について、災害救助法や地域防災計画に基づいて行

うべき地方自治体による安否確認が期待できない状況に陥った。

そもそも、第一に、災害時に備えた要援護者情報の整備が十分でなかったというのが実態であった。第二に、安否確認を要する高齢者、障がい者について、市町村が保有する情報、例えば、介護保険認定・利用情報、医療機関受診情報、障害者手帳交付情報、障害者自立支援給付の認定・利用情報等につき、津波被害によって流失・喪失すると、安否確認の手掛かりさえないという状況であった。第三に、市町村職員等の多数の死亡や役所機能の停止、地域包括支援センター等の機能停止等により、行政が自ら安否確認を行うことが困難となり、災害発生後数週間経過しても、災害時要援護者の安否確認や所在把握さえなされず、避難所の劣悪な環境に耐えられない高齢者、障がい者が、被災した自宅等で何の支援もなく孤立したまま放置されることとなった。

2 地方公共団体による個人情報の誤った取扱いの実態

東日本大震災では、全国から、介護支援専門員協会や介護福祉士会等の高齢者介護の専門職団体や障がい者団体の全国組織、そして高齢者、障がい者の福祉に関わるNPOなどがボランティアとして早々に現地入りし、安否確認と支援を行うために活動を行おうとした。

ところが、被災地の各県や市町村が、安否確認のために必要な要援護者情報の提供を拒む例が続出したため、安否確認が遅々として進まなくなった。各県及び市町村が拒絶する理由は、要援護者情報は個人情報であって、その外部提供にあたるから、本人同意なくこれを認めないということである。

こうした対応による深刻な事態は、内閣府設置の障がい者制度改革推進会議（第32回、平成23年5月23日開催分）でも詳細に報告され、また様々な新聞報道がなされている。岩手、宮城、福島3県と33市町村を対象とした調査によれば、障がい者団体から開示要請を受けた3県と8市町村のうち、岩手県と南相馬市以外はこれに応じなかったという（平成23年6月4日読売新聞）。

震災から3か月が経過しようとしている現在でも、まだなお安否確認が進まないまま多くの要援護者が取り残されており、この事態は、速やかな改善を要する喫緊の課題である。

他方、東日本大震災では、4万人を超えると見込まれる多数の被災者が県外避難を余儀なくされ、全国全ての都道府県で避難生活を送っている。これら県外避難者は、各被災地の復旧の遅れや福島原発の解決の見通しが立たない中、従来のような生活関係、人間関係から切り離され、出身市町村からの情報も十分に得られないまま、不安と孤立のおそれの中で日々を過ごしている。その不

安や孤立を防ぐために同郷の避難者同士が連絡を取り合い、また、被災地情報を提供することが肝要である。ところが、避難者同士や支援する関係者において、各避難者の居住場所や出身市町村などの情報開示を求めても、大半の地方公共団体が、個人情報保護を理由に一切の開示を行わないため、県外避難者の孤立は今後一層進行し、新たな復興災害が生じるおそれがある。

3 地方公共団体への個人情報保護法の正しい取扱いの周知徹底の必要性

行政による安否確認が困難な状況の下で、災害時要援護者や県外避難者に適切な支援を行き渡らせるためには、①他の地方公共団体職員の応援を受ける、②福祉専門職団体や福祉事業者、医療機関への委託を行う、③高齢者や障がい者団体等の共助組織、NPO支援組織、ボランティア団体、地域住民に対して安否確認の協力を依頼する、④県外避難者同士が相互連絡をとり、支えあう環境作りを促す、等の方策を積極的に手当すること等が必要である。これら施策は、以下に指摘するように現行法においても十分可能であり、かつ、推奨されているところであり、直ちに国から地方公共団体に対して助言を行うべきである。

(1) 個人情報保護条例は個人情報の共有を許容している

災害時における要援護者情報の外部提供については、本人の同意を不要とする典型的な場合である。したがって、積極的に外部提供を行わなければならないが、個人情報保護を理由に提供しないことは、かえって要援護住民の安全と保護という市町村の責務の懈怠につながりかねない。

すなわち、各地方公共団体は、個人情報保護条例を策定して、本人同意を前提としない目的外使用や外部提供についての要件を定めているところ、災害時に要援護者の安否確認を目的とする情報提供は、各条例に根拠のある「生命・身体・財産の安全確保のため、緊急かつやむえないとき」又は、「公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」に該当し、外部提供が正当化される典型的な場合である。市町村によっては、「住民の利益になることが明らかな場合」には外部提供に本人同意を要しないとの要件が規定されており、それに該当することも明らかである。

したがって、個別事情を勘案するまでもなく、高齢者や障がい者等要援護者の安否確認のために、要援護者情報を外部提供することは正当である（なお、性質上、災害時要援護者情報の外部提供は一刻の猶予もないから、これを審査会の意見に付すなどの運用は厳に慎むべきである。）。

なお、東日本大震災において、南相馬市では、安否確認のための職員不足から、地元の福祉団体の協力を得ながら要援護者の安否確認等を行うこととし、身体障害者手帳及び療育手帳を持つ約1000人分の名簿の情報を共有して、福祉事業所等による訪問調査を依頼した。このような適切な判断と対応が求められている。

(2) 災害時における個人情報共有の推奨方針を、改めて周知徹底すること

内閣府・総務省は、かねてより、個人情報保護に関する誤解と過剰反応を改め、地方公共団体において個人情報を適切に共有するべく、国民生活審議会意見「個人情報保護に関する取りまとめ」及び個人情報保護関係省庁連絡会議決定「個人情報保護施策の今後の推進について」（いずれも平成19年6月29日）等を取りまとめ、災害時、事故時、緊急時、虐待対応等において、関係機関による個人情報共有について、条例の適切な解釈・運用に努めてきた。

また、内閣府・総務省・厚生労働省による「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）では、災害時に要援護者情報の収集・共有につき、本人の個別同意方式には限界があることから、「関係機関共有方式」（保有情報を本人の同意を得ず関係機関等の間で共有する方式）の積極的活用を推奨していた。東日本大震災では、まさにこの方式が徹底されなければならないところ、残念ながら地方公共団体の理解が不十分であることは上記のとおりであり、国は、再度の周知徹底を行うべきである。

(3) 全国避難者情報システムの至急の運用改善

総務省は、平成23年4月25日より「避難先における情報提供の受付について（全国避難者情報システム）」の運用を開始した。ところが、避難者登録には自主申告方式（いわゆる「手上げ方式」）のみが採用され、関係機関共有方式による個人情報の共有を推奨する従来の国の方針と明らかに逆行する運用となった。

避難者、ことに県外避難者は、被災地域に住民票登録を残したまま転居する例がほとんどであり、こうした県外避難者を放置すれば支援の網から漏れ、地域社会からも孤立する危険性が極めて高い。地方公共団体が、本人の同意を要せず避難者情報システムへ登録できるよう至急の運用改善を行う必要がある。

また、このようにして網羅的に登録された避難者情報について、県外避難者同士の相互連絡を促すことは、国・都道府県の責務である。そこで、避難

者同士の情報提供につき、個別の積極的な拒否の意向がない限りこれを提供するという方式の運用を直ちに行い、周知徹底するべきである。

(4) 被災者支援システムの整備

各地方自治体が、こうした個人情報適切な取扱いをしつつ、被災者に対する多様な支援業務を遂行するには、被災者の情報を管理するシステムをあらかじめ整備しておく必要がある。例えば、総務省所管の財団法人地方自治情報センターは、平成23年3月18日より、被災者支援システムをオープンソース化し、全国の地方自治体に提供しているが、同システムの普及率は低い。東日本大震災の被災自治体では、被災者の情報管理と、被災者支援施策（具体的には、義援金の配分、被災証明発行、災害弔慰金等の給付、被災者生活再建支援金の給付等）が連動していないため、支援業務が大幅に遅れる一因となっている。そこで、大規模災害時に住民の安否等の確認と被災者に対する支援施策を円滑に行うためのシステムを早急に整備するべきである。

4 災害時における個人情報の関係機関共有方式の明記

上記のとおり、国が再三にわたり周知しているにもかかわらず、今回の誤った運用が生じた実情に鑑みれば、上記のような助言・指導の徹底のみならず、災害救助法、災害対策基本法及び各地方公共団体の個人情報保護条例において、災害時の安否確認等に必要な情報の関係機関共有についての明確な根拠規定を創設すべきである。

まず、各地方公共団体の個人情報保護条例には、外部提供の規定に「災害時の要援護者など住民の安否確認のため必要があるとき」、「市外（県外）に避難した住民に対する救助及び支援のため必要があるとき」という要件を明示し、解釈・運用に誤りが生じないようにすべきである。

また、災害救助法については、地方自治体が行う救助業務を完遂するために、行政情報を本人同意なく外部提供できる旨の根拠条文（同法28条を参考に、これに類似した規定）を新設すべきである。さらに、災害対策基本法で作成が義務付けられている地方公共団体の地域防災計画（同法第3章）にも被災者の個人情報の取扱いに関する事項を定めるものとし、要援護者及び県外避難者の情報につき関係機関共有方式を明記するよう求めるべきである。

5 個人情報の提供先に対する適切な措置及びガイドラインの策定

他方、以上の改善事項について、個人情報保護の趣旨に鑑み、要援護者情報がみだりに流出しないための手当にも留意すべきである。すなわち、具体的な情報提供先との関係で、提供できる情報のレベル及び情報の守秘義務について

の手当を行うことである。

提供先が、法律上の守秘義務を負う応援市町村職員や守秘義務が規定されている医療や福祉の専門職や機関、民生委員、児童委員等の場合には相当程度の情報の提供が可能である（平成18年2月28日開催「社会・援護局関係主管課長会議」資料中「1 地域福祉の推進について(4)民生委員・児童委員活動の推進について」等参照）。これに対し、障がい者団体やNPO等の団体の場合、明確な守秘義務の根拠法がないため、具体的な情報提供時に、包括的な守秘義務についての協定などを結ぶ必要があるとともに、提供できる情報の範囲について、例えば、氏名、年齢、性別、住所、要介護度や障がいの種類・程度、家族構成など安否確認に必要な最小限度のものとし、今後の支援のために必要な総合的な情報は、安否確認の過程において本人の同意を得て取得すべきこところとなると思われる。

これについても国や各地方自治体においてガイドラインを策定する必要がある。

6 要援護者情報喪失への対策（共有システムと根拠法の整備）

東日本大震災では、被災市町村等が津波等により保有情報を喪失し、大きな影響を及ぼした。そこで、各地方自治体の保有する要援護者情報を災害等により喪失した場合の対応について、要援護者情報（例えば、高齢者については、後期高齢者医療・国民健康保険に関する情報、受診歴、介護保険の要介護認定・サービス利用歴に関する情報など。障がい者については、各種障害者手帳の取得情報、障害者自立支援法上の障害区分認定・サービス支給決定、サービス利用歴に関する情報など）を、当該市町村における情報保管だけでなく、都道府県レベルでも情報の共有化を常時はかることとして、要援護者情報喪失への対策を講じておくことが必要である。そのため、各市町村と都道府県や国との各種情報の共有化についての根拠法文の整備を含めた共有システムの整備を急ぐべきである。

なお、ここでいう情報共有は、住民のうち要援護者に限り、安否確認に必要な情報に限定して共有化を図るという趣旨であり、市町村の保有する住民情報の全てを都道府県や国で共有することを求めるものではないことに留意されたい。

7 結語

本意見書は、喫緊の緊急的対応が求められる安否確認や県外避難者の相互連絡等についての個人情報の共有に限って意見を述べるものである。

東日本大震災への対応としては、被災した災害時要援護者に対する支援につき民間事業所・医療機関相互における個人情報共有が疎外されている課題、高齢者、障がい者の虐待対応における情報共有の課題などもまた、極めて重要なものとして今後検討されるべきことを付言しておく。

以 上

2011年(平成23年)10月26日

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続を
全国各地で実施することを求める会長声明

兵庫県弁護士会

会長 笹野 哲郎

1. 文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、原子力発電事故による損害賠償にかかる和解仲介の手続を実施する組織として、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）を設置し、センターは本年9月1日から和解仲介申立ての受付を開始した。

受付開始初日に6件の申立てがあったことを皮切りに、現在では80件を超える申立があるとのことであり、今後多くの被害者がセンターによる和解仲介を利用することが予想され、被害者が迅速かつ適正に救済されることが期待される。

震災発生から6ヶ月でセンターの運用が開始されたことは、被害者の救済が一日でも早く実現できるよう、関係各所による努力の賜物であり、当会としてもこのような関係各所の努力に敬意を表する。

2. 一方で、このたびの福島第一・第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）の被害者は、福島県内のみならず、全国各地に避難しており、現状における対応体制では、不十分であることは否めない。

すなわち、現在、和解仲介手続にかかる業務は、センターの東京事務所（東京都港区）及び福島事務所（福島県郡山市）のみにおいて実施され（原子力損害賠償紛争センター和解仲介業務規程4条第1項、以下「業務規程」という。）、和解仲介手続において当事者から直接意見を聴取する場合、原則としてセンターの東京事務所又は福島事務所のいずれかの場所において開催することとされているが（業務規程24条第2項本文）、これでは福島県内や東京以外の地域に避難している被害者に対する救済として不十分といわざるを得ないのである。

3. 本件事故の被害者は全国各地に避難している状況であり（8月25日現在の全国避難者数82,945人、8月31日付東日本大震災復興対策本部事務局発表）、兵庫県内においても当会で把握しているだけで421世帯、1017名もの被害者が避難している状況である（9月5日付各自治体回答）。

既に、当会は被害者に対する説明会を10月1日、15日に実施したが、損害賠償請求に関する関心は高いものの、東京・福島といった遠方にあるセ

ンターは利用しにくいとの声が出ている。大阪における説明会でも同様の状況とのことである。

このような状況がらみても、福島県内のみならず、全国各地の避難者にこれ以上の負担をかけることのないよう、でき得る限り、被害者の避難先において、和解仲介手続を実施できる体制を整えることが必要なのである。また、民法上は、弁済は債権者の住所地において行うものとされており、遠方に避難した債権者たる被害者が、東京事務所や福島事務所に赴くことを強いられる理由は無いとも言える。そもそも被害者は、原子力発電事故という自らの責めに帰すことのできない事情により、遠方への避難を余儀なくされているのであるから、損害賠償請求に関してもできるだけ被害者側の事情を考慮するべきであり、避難先にセンター事務所を設置すること等により、和解仲介手続を利用する被害者の負担を最小限に抑えるよう配慮するのが当然である。

なお、業務規程上、適当と認めるときは適宜の場所において開催する手続（24条第2項但書）、音声の送受信により同時に通話をする方法による手続（同条第3項）が設けられているが、被害者救済の視点に立てば、被害者の避難先において手続が実施され、仲介委員と被害者が直接顔を合わせて意見聴取をすることが経済的・心理的負担軽減にとって肝要であることから、東京・福島のみによる手続を原則とする現在の体制はなお不十分である。

4. 以上のような状況を踏まえ、当会は、全ての原発事故被害者に迅速・適正な損害賠償請求に関する手続的な救済がなされるよう、センターの和解仲介手続を行う事務所を全都道府県の県庁所在地、それが不可能ならばせめて、全ての高等裁判所所在地及び避難者の多い都道府県に設置するよう要望する。近畿地方においては、少なくとも大阪に置くことは必須である。

なお、本年3月15日の緊急決議で誓ったとおり、当会としても阪神・淡路大震災を経験し、多くの教訓を得た弁護士会として、力の限りを尽くし、あらゆる支援を行う所存であるが、実際にセンターが各地に設置された場合、和解仲介委員・調査官等の業務を担う弁護士の推薦等、あらゆる協力を行う用意があることを付言する。

以上

原子力損害賠償紛争解決センターの事務所を 全国各地に設置することを求める会長声明

東日本大震災に伴う東京電力福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた人々への損害賠償問題を円滑、迅速、適正に解決するための機関として、原子力損害賠償紛争審査会のもとに原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「センター」という。）が設立され、2011年（平成23年）9月1日から申立ての受付が開始されている。

今般の原子力発電所事故による被害が甚大かつ広範囲に及んでいることからして、その損害賠償にかかる紛争は、質、量ともに既存の紛争処理制度の能力を超えるものと考えられる。これら紛争を適切に解決し、早期被害救済を図るための新たな制度を構築することは、必要不可欠である。

その意味で、センターの設置は、原子力事故による被害者の救済のために必要な第一歩を踏み出したものと評価することができる。当会としてもこれを歓迎し、今後、センターがその設置目的に真に適う機関として運営されるよう強く望むとともに、そのために当会においてできる限りの協力を行う所存である。

ただ、センターの現状では、和解仲介手続を行う事務所が東京都港区及び福島県郡山市の2箇所のみ設置されている。これは、組織体制上の不備であると言わざるを得ない。

今回の原子力発電所事故による被災者の避難先は、北海道から沖縄まで全国各地に広がっている。東日本大震災復興対策本部の10月26日付公表資料によると、岩手、宮城、福島の被災3県以外に居住する避難者の数は合計約6万8000人であり、このうち大阪府内に居住する避難者は1401人とされている。兵庫県及び京都府にもそれぞれ1000人以上の避難者が居住し、近畿2府4県における避難者は合計4000人を超えている。これら遠隔地へ避難してきた人々の多くは、原子力発電所事故による放射性物質拡散の事態に遭遇し、放射能被害から逃れるため、従前の居住地から離れざるをえなくなった人々である。これら人々は、等しく東京電力に対する損害賠償請求にかかる問題に直面しており、事実、当会が被災者向けに継続的に実施してきている無料法律相談においても、東京電力への損害賠償請求に関する相談が相当数にのぼっている。

ところが、これら被災者がセンターにおける和解仲介手続を利用しようとするれば、前記の組織体制のもと、口頭審理期日が原則として東京または郡山のい

いずれかの事務所で開かれることとされているため、被災者は口頭審理期日のために東京都または福島県郡山市に出向かなければならない（例外的に他の場所での開催あるいは電話等による方法も認めることができる旨の定めはある）。

遠隔地に避難している被災者がセンターによる和解仲介手続を希望する場合に、同手続利用のためには東京都もしくは福島県まで出向かなければならないとすることは、何らの責任もなく原子力発電所事故による被害を受けた人々への対応として、明らかに不当である。また、上記のとおり例外的に他の場所での開催あるいは電話による開催が認められるとしても、遠隔地避難者が前記のとおり多数に上る状況のもと、東京あるいは郡山の仲介委員が地元における業務と並行し例外的な取扱いとして事務処理を行うということで、迅速、適切な被害者救済を図ることができるとは到底考えられない。

原子力発電所事故にかかる損害賠償案件を円滑、迅速、適切に解決するというセンター設置の趣旨を実あらしめるためには、和解仲介手続を行う事務所の設置が東京、郡山の2箇所のみでは明らかに不十分である。全国各地に避難者が居住している現状に応じ、事務所も全国各地に広く設置する必要があり、近畿以西の避難者のためには少なくとも大阪にこれを設置することは不可欠である。

以上により、原子力発電所事故により被害を受け、全国各地に居住する人々にひとしく被害救済の手続を確保し、迅速、適正な被害回復を図るために、センターの和解仲介手続を行う事務所を広く全国各地に置くこと、少なくとも大阪府内にはぜひとも設置することを求める。

なお、このように事務所数を増加させた場合には、当会として、被害者救済のため、センターの運営にでき得る限りの協力を行う用意があることを申し添える。

以上

2011年（平成23年）11月4日

大阪弁護士会
会長 中本和洋

和解仲介申立書

平成 年 月 日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

| | |
|--------------------------|--------------|
| 住所 (現在) 〒 | |
| (事故時) 〒 | (年 月 日 生まれ) |
| 氏名 | |
| 氏名 | (年 月 日 生まれ) |
| 氏名 | (年 月 日 生まれ) |
| TEL | FAX |
| 住所 (所在地) 〒 | |
| 氏名 | 印 |
| TEL | FAX |
| 住所 (所在地) 〒 | |
| 氏名 | 印 |
| TEL | FAX |
| 〒100-8560 | |
| 住所 (所在地) | |
| 東京千代田区内幸町1丁目1番3号 | |
| 氏名 (会社名・代表者名) | |
| 東京電力株式会社・西澤 俊夫 | |
| TEL03-6373-1111 (代表) FAX | |

☆家族が多い方は、裏面も利用して、お書き下さい。

和解仲介ハネル

調査官

1 申立人と相手方との間で以下の和解仲介を求めます。

(請求金額)

申立人の被害の実情をふまえた、相当な金額を請求します。

具体的な請求金額は、追って提出します。

今回の請求金額は、 円です。

(和解の仲介を求める事項及び理由)

東京電力の請求書では、慰謝料などが低すぎます。

東京電力の請求書には、申立人の請求をどこに響いてよいか分かりません。

東京電力への直接請求ではなく、紛争解決センターでの解決を望みます。

私は、次のように考えています。

2 その他の和解の仲介に関し参考となる事項

弁護士を頼む予定です。

自分で進めたいと思います。

私は下記のようにしたいと希望しています。

申立人の趣意

平成 年 月 日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

| | |
|-----------|--------------|
| 住所 (現在) 〒 | |
| (事故時) 〒 | (年 月 日 生まれ) |
| 氏名 | |
| 氏名 | (年 月 日 生まれ) |
| 氏名 | (年 月 日 生まれ) |
| 氏名 | (年 月 日 生まれ) |
| 氏名 | (年 月 日 生まれ) |
| TEL | FAX |

第1 心の損害 (慰謝料)

どれかお一つをお選び下さい。

私は、原発事故により次のような心の苦しみを受けました。ですので、事故を起こした東京電力に対して、相当な金額の慰謝料を請求します。

私は、原発事故により次のような心の苦しみを受けました。ですので、事故を起こした東京電力に対して、月額 円の慰謝料を請求します。

私の家族は 人 ですので、家族全員分として 月額 円 の慰謝料を請求します。

私の避難先で亡くなった家族 の分として、 月額 円 の慰謝料を請求します。

(1) 避難に関わること

ご自分に当てはまるものを全てお選び下さい。

避難生活が半年以上の長期に渡り、先の見えない不安感が非常に強くなっています。

避難生活が半年以上の長期に渡り、特に就業・再就職の点に不安が強くなっています。

避難生活が半年以上の長期に渡り、特に教育・進学の点に不安が強くなっています。

避難生活が半年以上の長期に渡り、特に事業の再開の点に不安が強くなっています。

避難生活が半年以上の長期に渡り、盆も正月にも落ち着いて迎えられず、避難当初よりも辛くなることがあります。

私もしくは私の家族は、避難することができなために、放射線の目に見えない恐怖にさらされる苦しみを味わっています。

私もしくは私の家族は、上記以外にも、避難生活で次のような苦しみにありました。

(次頁へ続く)

(2) 住居に関わること

仮設住宅に入っているため、孤独感が強いです。

仮設住宅に入っているため、() 点が辛いです。

アパート等に入っているため、孤独感が強いです。

アパート等に入っているため、() 点が辛いです。

親戚宅・友人宅に避難していた期間は、() 点が辛いです。

相手方に申し訳なく辛かったです。

避難所で生活しているため、() 点が辛いです。

避難生活 (a 避難所、b 仮設住宅、c アパート) では、居住スペースがあまりにも狭いため、家族のプライバシーが保てません。

私もしくは私の家族は、上記以外にも、避難生活で次のような苦しみにありました。

(3) 身体・病気に関わること

避難生活で、不眠症 (a 寝付きが悪い b 途中で目が覚める c 早期に目が覚めてしまう d 寝ても疲れが取れない) になりました。

避難生活で、a 便秘 b 下痢 c 膀胱炎 d 痔 e 円形脱毛症になりました。

避難生活で、a 胃痛 b 頭痛に悩まされています。

避難生活で、a 肩こり b 腰痛 c 疲労感に悩まされています。

- 避難生活で、目に見えて a 白髪 b 薄毛 c シワ が増え、その他の老化現象 () が進みました。
- 避難生活で、風邪をひきました。
- 避難生活で、インフルエンザにかかりました。
- 避難生活で、うつ病になりました。
- 避難生活で、病氣 () になりました。
- 避難生活で、持病 () が悪化しました。
- 避難生活で、入院しました。

(病名) 病院名

- 入院日数 () 。
- 私もしくは私の家族は、上記以外にも、避難生活で次のような病気に苦しみました。

(4) 被ばくに関わること

- 私は、事故当時における自分の被ばく量が分からなため、今後の一生に渡る健康にどのような影響を及ぼすのか不安を持っています。
- 私は、子ども (才、才、才) について、事故当時の被ばく量が分からなため、今後の健康にどのような影響を及ぼすのか不安を持っています。
- 私は、事故当時における家族 () の被ばく量が分からなため、今後の健康にどのような影響を及ぼすのか不安を持っています。
- 東京電力から、除染について、いつまでに、どの位の除染が進むのか明確な計画が示されなため、新たな今後の被ばくについても、不安を持っています。
- 私は、被ばくに関する医療機関体制の整備がなされなため、今後被ばくを原因とした病気を発生した場合にどこで、どのような治療が行なってもらえるのか不安を持っています。
- 私は、上記以外にも、被ばくについて次のような不安を持ち、苦しんでいます。

記入してのご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

ます。

(5) 家族関係に関わること

- 避難生活のストレスで、夫婦ケンカが増えました。
- 避難生活のストレスで、家庭内暴力 (a 暴言を吐く b 怒鳴り声をあげる c 物を投げる・壁をける d たたく e 殴る f 蹴飛ばす g 望まない性交渉を強いる h お金を渡さない i _____) が増えました。
- 避難生活のストレスで、親子ケンカが増えました。
- 避難生活のストレスで、親族の仲が悪くなりました。
- 放射性汚染物質について、東京電力から正確な情報提供が速やかに行われなかつたために、家族・親族の中で意見がバラバラとなり、未だに険悪な状態です。
- 避難生活の中で、家族が分離して住むようになりました。

(次頁へ続く)

記入してのご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

[]

(6) お年寄りに関わること

私もしくは私の家族のお年寄り (歳、 歳) は、過酷な避難生活の中で次のような状態になりました。

- 避難生活の中で、容態が悪くなり (a 認知症状が進み b 歩行が困難になり c 排泄・排便が 1 人でできなくなり d 介護が必要になり d 介護認定として _____ が認定され) ました。
- 避難生活の中で、容態が悪くなり、家族と離れて、介護施設に入居せざるを得なくなりました。
- 避難生活の中で、急に容態が悪くなり (H 年 月 日) から (a 月 日まで、入院しました。b 現在まで入院しています)。
- 避難生活の中で、急に容態が悪くなり (H 年 月 日) に死亡しました。
- 私もしくは私の家族のお年寄りは、上記以外にも、過酷な避難生活の中で次のよう苦しみに出会いました。

[]

(7) 子どもに関わること

- 子どもが、不安定になりました (a 夜泣きをする b 夜尿 c 親から離れない d 昼間もよく泣く)。
- 子どもが、病気がちになりました。
- 子どもが、転園 (保育園、幼稚園) しました。
- 子どもが、転校 (小学校、中学校、高校) しました。

記入していてご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

- 子どもが、友人を失いました。
- 子どもが、落ち着かず、勉強をしなくなりました。
- 子どもが、外で遊べなくなりました。
- 子どもが、学校に行きたがらなくなりました。
- 子どもが、不登校になりました。
- 子どもが、学力が低下しました。
- 上記以外にも、次のような変化が子どもにも起きました。

[]

(8) ペットに関わること

- 避難のため、家族同様のペットを置き去りにしてきてことが今でも辛いです。
- 避難生活の中で、ペットを手放しました。
- 避難生活の中で、ペットが死にました。
- 私もしくは私の家族は、上記以外にも、ペットのことで次のような苦しみにあいました。

[]

(9) 自然環境に関わること

- 福島県 (市・町) での自然との共生の暮らしを失いました。
- 畑仕事ができなくなりました。
- 田仕事ができなくなりました。
- 海釣りができなくなりました。
- 川釣りができなくなりました。

記入していてご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

- 庭木 () の世話をすることができなくなりました。
- 四季折々の自然の恵み () を楽しむことができなくなりました (例：春は山菜、夏は川で鮎取り、秋はキノコ掘り、冬は山芋ほり等)。
- 私もしくは私の家族は、上記以外にも、故郷の自然を失ったことで次のような苦しみにあいました。

(10) 友人関係に関わること

- 私は、近所に住む永年交際してきた友人と会えなくなりました。
- 私もしくは私の家族は、上記以外にも、故郷の友人を失ったことで次のような苦しみにあいました。

(11) コミュニティーに関わること

- 私は、近所の行きなれたお店 (商店街) に買い物に行くことができなくなりました。
- 私は、近所の行きなれた a 公園、b 病院、c 公民館、d 自治会、e 老人会、f 婦人会、g 子ども会、h 図書館、i 役場に行くことができなくなりました。
- 私もしくは私の家族は、上記以外にも、近所周りの生活を失ったことで次のような苦しみにあいました。
(次頁へ続く)

(12) 喪失感、生きがいに関わること

- 避難生活が続く中で、夫婦関係が悪くなり、離婚したことで大きな喪失感を味わいました。
- 避難生活のため、(a 子供 b 孫) との別離を余儀なくされ、大きな喪失感を味わっています。
- 避難生活の中で、() が体調を崩して死亡し、大きな喪失感を味わいました。
- 避難のために、やむなく自宅に置いてきたペットが死亡し、大きな喪失感を味わいました。
- 避難のため、長年従事していた仕事を辞めなければならなくなり、生きがいを失いました。
- その他にも、避難生活が原因で、次のようなものを失い、大きな喪失感を味わったり、生きがいをなくしたりしました。

(13) 私もしくは私の家族は、前記(1)から(10)以外にも、次のようなこととで心の苦しみを受け、また現在も受けています(必要に合わせて用紙を足してください)。

Large empty bracketed area for additional information.

第2 かかった費用(事故があったことにより、余分にお金

が出て行った損害)

どれかお一つをお選び下さい。

- 私の家庭では、現在は、まだ生活が落ち着かないため、次回に請求します。
□ 私の家庭では、慰謝料金額の中に含めてもらい、慰謝料を増額していただきたいと思います。
□ 私の家庭では、次のような費用が、原発事故が起きたために余分にかかるようになりましたので請求します。

(1) 移動費用

ご自分に当てはまるものを全てお選び下さい。

私は、原発事故から避難するために次の手段を使い(km)まで避難し、費用がかかりましたので()円を請求します。

- 自家用車 円
□ 電車 円
□ その他 円

(2) 宿泊費

私は、原発事故から次の場所に避難滞在し、()円の費用がかかりましたので請求します。

- 旅館・ホテル等 円
□ アパート等
①家賃 月額 円× ヶ月(平成23年 月～ 月まで) 円
②礼金・その他 円

記入していてご不明な点はこちらにお電話下さい。

記入していてご不明な点はこちらにお電話下さい。

親戚・知人宅への礼金

円 _____

その他

[_____]

(3) 家財道具の購入費

私は、原発事故から避難し、次の物を購入せざるをえなくなり、合計

円 の費用がかかりましたので請求します(必要に合わせて用紙を足して

ください)。

- 冷蔵庫
- 電子レンジ
- 浄水器
- 食器棚
- 食器・調理用具一式 (人分)
- 食卓・ダイニングテーブルセット
- TV
- TV ボード
- 洗濯機
- 乾燥機
- 掃除機
- 寝具 (人分)
- ペット (台)
- 勉強机 (台)
- 本棚 (台)
- 洋服ダンス・収納家具
- 扇風機 (台)
- エアコン
- ストープ・暖房器具
- こたつ

円 _____

記入していてご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

- パソコン
- プリンター
- ミシン
- アイロン
- 自転車 (台)
- 仏壇・神棚

円 _____

記入していてご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

円 円

(4) 食費等の増加分

私の家庭(家族 人)では、原発事故から避難したため、次のような理由から月額平均で、約 円(平成23年 月～ 年 月分)の費用を請求します。

- 米を作って自家消費していたものを購入しなくてはならなくなりました。
- 野菜を作って自家消費していたものを購入しなくてはならなくなりました。
- 魚を捕って自家消費していたものを購入しなくてはならなくなりました。
- 肉・卵・牛乳等を作って自家消費していたものを購入しなくてはならなくなりました。
- 事故前に住んでいた街()より、現在住んでいる街()の方が物価が高いため。
- 次のような事情によりです。

[]

(5) 教育費の増加分

私の家庭では、原発事故から避難したため、次のような理由から、子ども(才、才、才)の教育費の増加分がありましたので、合計 円(平成23年 月～ 年 月分)の費用を請求します。

- 子どもの転園(a保育園 b幼稚園)に伴い、(a制服 bカバン c上履き d体操服 e f g)を買いなおしせざるを得なくなりました。
- 子どもの絵本、おもちゃの買い直し費用。
- 子どもの転校(a小学校 b中学校 c高校 d専門学校 e短大 f大学)に伴い、(a制服 bカバン c上履き d体操服 e体育館履き f文具・学習

記入してのご不明な点はこちら にお電話下さい。

用品 g クラブ活動用品 h I j) を買い

- なおしせざるを得なくなりました。
- 子どもの書籍、参考書の買い直し費用。
- 次のような事情によりです。

[]

(6) 交通・通信費の増加分

私の家庭では、原発事故から避難したため、次のような理由から月額平均で、約 円(平成23年 月～ 年 月分)の費用を請求します。

- 固定電話が使えず、携帯電話になり通話料金が増えました。
- 家族が離れて暮らさざるを得なくなり、家族に会うための交通費が増えました。
- 避難生活で、通勤先が遠距離() になったため交通費が増えました。
- 次のような事情によりです。

[]

(7) 被服費の増加分

私の家庭では、原発事故から避難したため、月額平均で、約 円の被服費(a春物衣料品 b夏物衣料品 c秋物衣料品 d冬物衣料品 f)の増加分がありましたので、合計金額として 円(平成23年 月～ 年 月分)の費用を請求します。

記入してのご不明な点はこちら にお電話下さい。

次のような事情によりります。

[]

(8) 医療費の増加分

私の家庭では、原発事故から避難したため、次のような理由から月額平均で、約 [] 円の医療費及び医療関係費の増加分がありましたので、合計金額として [] 円 (平成 23 年 月 ~ 年 月分) の費用を請求します。

- 避難生活の中で、免疫力が落ちカゼをひきやすくなりました。
- 避難生活の中で、健康状態の悪化を防ぐために、余分に費用がかかるようになりました。
- 避難生活で、病氣 () になりました。
- 避難生活で、持病 () が悪化しました。
- 避難生活で、入院しました。
(病名) _____ (病院名) _____
- 入院日数 _____
- 次のような事情によりります。

[]

(9) 検査費用・ガイガーカウンターの購入費等

私の家庭では、原発事故から避難したため、次のような理由から増加分があ

記入してご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

りましたので、合計金額として [] 円 (平成 23 年 月 ~ 年 月分) の費用を請求します。

- 放射線汚染の検査費 _____ 円
- ガイガーカウンターの購入費 _____ 円
- _____ 円
- _____ 円

(10) 一時帰宅費用等

私の家庭では、原発事故から避難したため、次のような理由から増加分がありましたので、合計金額として [] 円 (平成 23 年 月 ~ 年 月分) の費用を請求します。

| | | | | | | |
|--------------------------|----|---|---|---|------|---|
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 平成 | 年 | 月 | 日 | 一時帰宅 | 円 |

(11) ペットに関する費用

私の家庭では、原発事故から避難したため、次のような理由からペットに関する増加分がありましたので、合計金額として [] 円 (平成 23 年 月 ~ 年 月分) の費用を請求します。

- ペット () を業者に預けている費用 _____ 円
- ペット () を知人に預けている費用 _____ 円
- _____ 円

(12) その他

私の家庭では、原発事故から避難したため、次のような理由から増加分があ

記入してご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

りましたので、合計金額として 円 (平成28年 月 年 月 日) の費用を請求します。

- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇
- 〇

り入らなくなってしまった分の損害)

- 〇 私の家庭では、現在は、まだ生活が落ち着かないため、次回に請求します。
- 〇 私の家庭では、次のような収入(給料等)が、原発事故が起きたために入らなくなってしまったので請求します。

(1)氏名
(2)勤務先

| 期間 | 日数 | 期間内の総額 | 平均額 |
|--------|------|--------|-----|
| | 日 | 円 | 円 |
| (3)損害額 | 休業日数 | 休業損害額 | 備考 |
| | x 日 | = 円 | |

(1)氏名
(2)勤務先

| 期間 | 日数 | 期間内の総額 | 平均額 |
|--------|------|--------|-----|
| | 日 | 円 | 円 |
| (3)損害額 | 休業日数 | 休業損害額 | 備考 |
| | x 日 | = 円 | |

(1)氏名

第3 減ったお金 (入ってくる予定だったお金が、事故によ

記入していてご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

記入していてご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

- 私の家庭では、現在は、まだ生活が落ち着かないため、次回に請求します。
- 私の家庭では、原発事故により、次の不動産を利用できないうちに、不動産を利用することができるようになるまでの賃料相当分の損害金を請求します。
(なお、二重取りをさけるために、避難のために使った宿泊費(第2(2))と、この賃料相当損害金とは、どちらか高い金額を支払ってください。)
- 私の家庭では、原発事故が起きたため、次の不動産の価値が喪失もしくは低減してしまっただため、その損害金を請求します。

(1) 不動産の所有者(権利関係)

[]

(2) 不動産の説明(どこにあるか、用途、面積など)

[]

第6 すでに受領した金額

- 私の家庭では、すでに、次の金額については、東京電力もしくは国から受

記入してご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

領していただきますので、上記の請求金額から除いて下さい。

- 私の家庭では、すでに、次の金額については、東京電力もしくは国から受領していただきますが、次の請求金額 (_____) から除いて下さい。
- 仮払い補償金 (_____)
- 本払い賠償金 (_____)
- 損害保険金 _____
- _____

第7 弁護士にかかる費用について

- 私の家庭では、原発事故が起きたため、損害を被り、弁護士を頼まざるをえなくなっただので、弁護士費用分(支払いが認められた金額の10%)を付けていただきたいと思えます。
- 私は、弁護士費用については、次のように考えます。

[]

第8 支払いが遅れていること(遅延損害金)について

私は、東京電力からのお金の支払いが遅れているために、これまで、いろいろな苦勞をしました。従って、法律のとおり、請求金額に利息をつけていただきたいと思えます。

すなわち、第1から第5の請求金額に、平成23年3月11日から支払いが終わる日までの遅延損害金年5%を付けて下さい。

記入してご不明な点はこちら _____ にお電話下さい。

私は、遅延損害金については、次のように考えます。

[]

以上

目次

序文

第一部：はじめに

1. 自然災害は人権にどのような影響を与えるのか
2. 人権に基づくアプローチが自然災害時において人々の保護を促進する理由
3. 保護とは何か
4. 活動ガイドラインの目的および適用範囲

自然災害時における人々の保護に関する IASC 活動ガイドライン (日本語版)

第二部：自然災害時における人々の保護に関する IASC (機関間常設委員会) 活動ガイドライン

一般原則

グループ A: 生命、安全および身体の健全性ならびに家族の関心の保護

- A.1 人命救助の対策(特に避難)
- A.2 家族の離散からの保護
- A.3 自然災害の二次的被害からの保護
- A.4 暴力からの保護(ジェンダーに基づく暴力行為を含む)
- A.5 被災者を受け入れる家族・コミュニティまたは集団避難所における安全
- A.5 遺体の取り扱い

グループ B: 食料、保護医療、避難所および教育の提供に関する権利の保護

- B.1 人道物資および人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの提供：一般原則
- B.2 特定の物資(例えば、適切な食料、水および衛生用品、避難所、衣服)、不可欠の保護医療サービスおよび教育の提供

グループ C: 住居、土地および財産、生計手段ならびに中等・高等教育に関する権利の保護

- C.1 住居、土地および財産ならびに所有物
- C.2 原籍の返還施設、住居および還去
- C.3 生計手段および仕事
- C.4 中等・高等教育

グループ D: 文書、移動、家族の関係の再構築、表現および言論ならびに選挙に関する権利の保護

- D.1 文書類
- D.2 移動の自由、特に持続的な解決の中での移動の自由

D.3 家族の關係の再構築

D.4 表現、集会および組合ならびに宗教

D.5 選挙権

付属資料 I: 用語解説

付属資料 II: 特定の集団の人々の保護 関連ガイドラインのクロスリファレンス

付属資料 III: 行動規範、ガイドラインおよびコミュニティの参照

序文

地震やハリケーン、津波といった災害の襲来があっても、人権は消滅しません。2004年のインド洋津波や2010年のハイチ地震、その他の多くの多くの災害の後、救済、復旧・復興活動の中で、被災者の尊厳を保護することになる人権保護がいかに重要であるかを目の当たりにしました。人間は危機に遭遇した時に最も弱い存在となるため、差別や侵害を未然に防ぐことが極めて重要です。

災害救援における人権に基づくアプローチを推進するため、機関間常設委員会(IASC)は2006年に「人権および自然災害に関する活動ガイドライン」を採択しました。ガイドラインは、自然災害時における人権に基づくアプローチの推進への大きな貢献です。ガイドラインを現場で実践的に適用した際のフィードバックを踏まえ、我々が得られた教訓を改訂版のガイドラインに取り入れました。加えて改訂版は、権利ベースのアプローチを拡大し、事前準備の対策を含めました。災害発生時には災害への備えの一つ一つのステップが大きな効果を生み出すからです。

この文書は過去数年にわたって行われた共同作業の成果をまとめたものです。ガイドラインの策定に参与していただいた IASC のメンバーと協力者、ならびにガイドラインが効果を発揮するよう尽力して下さった方々に感謝申し上げます。また、その過程でご協力いただいた Brookings-Bern Project on Internal Displacement (ブルックings・ベルン国内強制移動プロジェクト)の皆様にも感謝申し上げます。

ガイドラインは簡潔に読みやすくまとめられています。国際的なまたは非政府の人的組織、あるいは各国政府が、災害への準備、対応、復旧・復興活動における枠組みとして人権を用いている際に、このガイドラインが有効な手段となることを期待します。

ヴァレリー・エイモス
 国連人道問題担当事務次長、兼緊急援助調整官

ヴァルター・ケーリン
 国内避難民(避難者)の人権に関する国連事務次長代表

グループ A: 生命、安全および身体の健全性ならびに家族の関係の保護

A.1 人命救助の対策(特に避難)

- A.1.1 自然災害による差し迫った危険にさらされている被災者(特に特定のニーズを持つ人々を含む)の生命、身体の健全性および健康は、その所在地がどこであるかを問わず、最大限可能な限り保護されるべきである。
- 特に、次の活動が考えられる。
- 被災者に対し、予想される危険、推奨される予防策と施設(例えば、安全な避難ルートおよび地域の緊急避難所)についての情報を理解できる言語で提供する。
 - 特別のニーズを持つ人々を特に対象として警戒システムおよび予防的な保護対策を実施する。

《事前準備の対策》

- コミュニティ・村落中心の災害時のリスク管理の計画策定。リスクの把握およびその防護策に関するコミュニティの意識啓発プログラムの実施。
- 災害に対する意識啓発プログラムの教育課程への導入。
- 人道的支援を行うすべての人員に対する緊急対応の訓練。
- 災害への事前準備および被害軽減対策の実施(例えば、洪水の起きやすい地域の河川管理)、コミュニティの脆弱性についての住民参加型の評価。
- コミュニティおよび各世帯を対象とした予防策(例えば、避難ルートの地図または切迫する危険を知らせる警笛)の提供。

- A.1.2 危険にさらされている人々を保護するために上記の対策だけでは不十分な場合には、これらの人々の危険地域からの避難を円滑にするべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- 保護するための避難所を準備し、人々をそこに避難するよう導く。
- 避難ルートに関する情報を人々が理解できる言語でかつ入手しやすい方法で提供する。
- 特別のニーズを持つ人々を支援し、危険な場所から逃げられるようにする。

《事前準備の対策》

- 地域レベルで災害管理委員会を設ける。
- 津波または突発的な洪水等の災害の危険性が特に高い場所には、避難ルートおよび保護のため避難所の場所を示す道路標識および案内板を設置する。
- 災害発生を想定したコミュニティ単位の避難訓練を実施する。

- A.1.3 危険にさらされている人々が自力で逃げることでできない場合には、これらの人々を危険地域から避難させるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- 避難対策および集合場所に関する情報が、危険にさらされている全地域に公表されることを確保する。
- 特別のニーズを持つ人々および移動に制限のある人々(障がいのある人、高齢者、入院患者、被災者、被災者または受刑者を含む)を特定し、移動手段を提供する。
- 被災者全額に対して移動手段を提供する。
- 避難者が残置した住居および所持品を保護する。

《事前準備の対策》

- 適切な代替的広業、避難ルート、および避難者が残置した住居および財産を保護するための対策の特定に被災者が参加する。
- 財産および所持品の最新の写真記録を残す。

- A.1.4 避難を望まない人々は、当人の意思を無視して強制的に避難させるべきではない。ただし、次の場合は、この限りではない。

(a) 法律によって認められている場合。

(b) その状況下において、生命または健康への深刻かつ差し迫った脅威に対応する絶対的な必要性があり、強要度の低い対策ではその脅威を回避できない場合。

(c) できる限り対象者が情報提供と協議を受けた上で実行される場合。

特に、次の活動が考えられる。

- 危険にさらされている人々に対して避難場所および避難期間に関する情報を提供し、協議する。
- 危険にさらされている人々が避難を望まない理由について、これらの人々と協議する。

《事前準備の対策》

- 避難を可能にするとともに避難の条件を規制する法律を策定する。
- 災害の起きやすい地域における危険度について、および強要度の低い対策の可能性について技術的な点から評価する。
- 強制避難を必要とする可能性のある状況に関する意識啓発活動を行う。
- 強制避難が実施される場合の方法と日時に関する情報を提供し、協議する。
- 被災する可能性のある住民と、自主避難の妨げとなる可能性のある要因について協議し、特定されたニーズを緊急災害計画に組み入れる。

- A.1.5 避難は、自主的であるか強制的であるかを問わず、被災者の生命、尊厳、自由および安全に対する権利を完全に尊重し、何人も差別されない方法で実施されるべきである。被災者は、入手しやすい方法でかつ理解できる言語で、予想される避難の期間、避難のプロセスおよび避難する必要がある理由について可能な限り情報提供を受けられるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- 避難させられた人々との持ち物を登録し、避難の状況を監視する。

- ◇ 移動手段に限度がある状況においては、特定のニーズがある人々を優先する。

A.1.6 居住地を離れる人々または避難させられた人々は、安全確保または安全の状況が許す限り、自らの居住地の近くにとどまれるよう支援されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ◇ 近くの適切な避難場所を複数特定しておき、優先順位を付ける。
- ◇ 近隣の居住者の中から被災者を受け入れる家庭を積極的に探す。

《事前準備の対策》

- ◇ 「屋内強制移動に関する指導原則」に従い、避難させられた人々の受け入れおよび保護を準備する。
- ◇ 被災者を受け入れる家庭を特定し、受け入れに対する報酬支払計画を準備する。

A.1.7 被災者が運ばれてこられたまたは受け入れられた避難施設および一時的な避難地域は、被災者をさらなる危険にさらすことのない安全な場所であるべきである¹³。これらの施設および地域は、被災者の尊厳を尊重した居住環境を提供するべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ◇ 最低限の物理的な安全条件が満たされていることを確保するため、避難場所の安全評価を行い、できる限り、特定された危険を軽減する対策を施す。
- ◇ 特定された危険を十分に軽減できない場所については、より安全な場所への早急な移住を奨励する。
- ◇ 避難施設に受け入れられた避難者（特定のニーズを持つ人々を含む）の中で自己統治の適切な形態および参加の体制を構築する。
- ◇ 避難施設に受け入れられたすべての被災者に対して現状および将来予想される展開に関する情報を適時に提供する体制を構築する。
- ◇ 避難施設に受け入れられた被災者の保護に関する意識啓蒙および訓練活動を実施し、その機会を利用して生じうる保護の課題に関する情報を収集する。

《事前準備の対策》

- ◇ 避難施設の選択基準（地理的位置、建物の種類および状況、建物の収容人数および規模、利用期間、交通の便、通信環境、衛生および調理設備、予備の設備等）
- ◇ 避難場所の監督、調整および管理に対する役割および責任を明確化する。
- ◇ 特定のニーズを持つ人々のための装備（子供の遊具等）または避難所に特別に作られた装備を事前配置する。
- ◇ 避難施設もしくは一時的な避難所に受け入れられた被災者のために活動する人々に行動規範を熟知してもらい、同意署名してもらうことを確保する。

A.1.8 保護および支援を行う国際的な組織および非政府組織は、強制避難を実施するべきではなく、または

¹³ 特に後述の A.3 および A.4 を参照。

これに與するべきではない。ただし、これらの組織が関与しなければ避難者の生命、身体の健全性または健康に対する差し迫った重大な脅威を避けることができない場合は、この限りではない。

A.2 家族の離散からの保護¹⁴

A.2.1 避難が行われる間は、家族の離散は最小限にとどめられるべきである。可能な限り、子供を両親、祖父父母または保護者と共に避難させることを最優先するべきである。子供を両親から離して集団で避難させることは、最後の手段とするべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ◇ 子供の身元確認用の札または腕輪を使用する。
- ◇ 避難させた子供およびその両親を登録する。
- ◇ 避難させた子供が運ばれてこられた場所を登録し、両親にその場所を知らせる。

《事前準備の対策》

- ◇ 親のいない子供、または大人数のために共に避難できない世帯を特定する。
- ◇ 避難が行われる前に身元確認用の資料を配布する。
- ◇ 子供の避難場所を特定する作業に両親および学校関係者を関与させる。

A.2.2 避難が行われた間に家族と離散し、または同伴者がいなくなった子供は、一時的・臨時的な保護下に置かれるべきである。状況が解決されないままになっている間は、制度的なまたは長期にわたる養子縁組はできる限り避けるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ◇ 一時的・臨時的な保護のための適切な養家および里親を特定し、監視する。
- ◇ 災害が起こる前の段階で完了していたりなかった海外の養父母に対する養子縁組の手続きを中断する。

A.3 自然災害の二次的被害¹⁵からの保護

A.3.1 自然災害の被災者は、潜在的な二次的被害から保護されるべきである。

特に、次の活動が考えられる¹⁶。

- ◇ 被災者に対し、潜在的な二次的被害に関する情報を提供する。
- ◇ 被災者が滞在する場所のリスク評価を行う。
- ◇ 被災者が逃げ込んだ場所または運ばれてこられた場所のリスク評価を行い、必要な場合には、技術的な適用・修繕対策を講じる（例えば、これらの場所において、洪水、下水設備からの汚水氾濫等を防ぐ）。または、それが不可能なまたは不十分な場合には、他のより安全な場所への移住を準備する。

《事前準備の対策》

- ◇ リスクについて図示した資料を作成し、情報を随時更新する。

¹⁴ D.3 家族の離散の再構築を参照。

¹⁵ この概念については、「付録資料 1: 用語集」を参照。

¹⁶ その他の対策については、前述の A.1.7 を参照。

- ❖ 安全な場所を事前に確認しておく。

A.3.2 自然災害の被災者は、化学物質、有害な医薬品および対人地雷・不発弾の危険、ならびに自然災害の過程で除去され、隠されまたは見えなくなったその他の危険物質から保護されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 該当する場所に入れないよう備を設け、目立たせる。
- ❖ 専門の機関に適切な対策を講じるよう警告を發する。
- ❖ 情報収集および意識啓発活動を行う。

《事前準備の対策》

- ❖ 災害が起る危険性のある場所において、化学物質、有害な廃棄物、対人地雷・不発弾およびその他の危険物質について図示した資料を作成し、これらの物質を除去する。

A.4 暴力からの保護(ジェンダーに基づく暴力行為を含む)

A.4.1 自然災害の被災者の安全は、緊急段階の間およびその後において確保されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 予防策

- 被災者以外の人々の間において、および被災期間において暴力の元となる要素を特定し、それについて図示した資料を作成する。
- 暴力の危険にさらされている人々(例えば、单身女性または未成年の女子、片親の家庭、単独のまたは随伴者のいない子供、高齢者、障がいのある人等)を特定し、それについて図示した資料を作成する。
- ジェンダーに基づく暴力行為、強姦、略奪等の事件、法および秩序の崩壊の危険がある地域・場所、または既にそれらが起こっている地域・場所に対して必要な保護を提供することができると見られる法執行職員の追加派遣を提唱する。
- 災害の結果、新たに特定の保護を求めている被災者を対象とし、新たな危険(例えば、搾取、人身売買)についての意識啓発活動を行う。
- 大規模なまたは複雑した集団避難所を避ける。
- 特に次の事件に関し、被災者(女性、子供、高齢者および障がいのある人を含む)の代表をキャンプおよび集団避難施設の設計過程に参加させる。

- 避難所の設計、場所の決定および内部の配置

- 照明、扉の設置およびその他の安全対策

- 食料の配給所、給水所、衛生設備、燃料の供給場所、医療、教育およびその他のコミュニティの施設の施設の安全な場所での設置、その場所への移動の利便性

❖ 受け入れコミュニティからの批判的な感情に対する保護。このような対策についてはA.5を参照。

❖ キャンプおよび集団避難施設内での被災者間の暴力からの保護。

- 必要な場合には、家族のメンバーではない男性を、女性および子供から隔離する。
- 地域の法執行職員と協力の下で、司法委員会および必要に応じて避難所管理委員会を設置する。その手続は、被害者およびその家族がドメスティックバイオレンスの被害

グループD:

文書、移動、家族の関係の再構築、表現および言論ならびに選挙に関する権利の保護

D.1 文書類

D.1.1 自然災害で紛失しまたは破損した身元確認およびその他の個人の書類(例えば、出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書、本人確認用の書類、旅券、教育および健康に関する証書)は、できる限り早急に被災者に対して復元されるべきである。その際に、次の原則が尊重されるべきである。

- (a) いかなる種類の書類の発行においても、女性と男性は平等に待遇されるべきである。女性は自己の名称で書類の発行を受けるべきである。
- (b) 創作者がいない子供、家族と離散した子供および孤児は、自己の名称で書類の発行を受けるべきである。
- (c) 市民権のない人々の書類に対するニーズにも配慮がなされるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ✧ 個人の書類の(再)発行に関して簡略化された行政手続きの迅速な導入および手続きの構築を提唱する(例えば、証人、コミュニティの中心的人物、年長者および地域当局の関係者で、被災者の身元を確認することができるものを避難者が暮らしている場所に直接連れて行くこと、被災者の書類の発行および復元等にかかる費用の減免等)。
- ✧ 個人の書類の(再)発行のために行政官およびその他の関連当局者を含む移動チームを被災地域に派遣する。

《事前準備の対策》

- ✧ 個人の書類の写しとともに、回復に必要な関連情報を確保する。

D.1.2 個人の書類の紛失は、次のような目的に利用されるべきではない。

- (a) 紛失を理由に不可欠の食料および救済サービスを行わない。
- (b) 被災者の安全な地域への移動または自らの住居への帰還を阻止する。
- (c) 被災者の雇用機会を妨げる。
- (d) 教育または基本的な保健医療等の不可欠のサービスを利用させない。

D.1.3 土地の所有者および所有権を証明する書類の紛失を理由として、財産権の行使が妨げられるべきではない(前述の C.1.3 を参照)。

D.1.4 被災者に人道的支援を行っている組織は、登録がなくとも人命救助物資およびサービスを手・利用する機会を与え、または人道的対応の緊急段階において遅延なく支援することを目的として受給者を

登録するべきである。

D.1.5 収集した個人のデータおよびこれに関連して構築された記録は、いかなる不正利用からも保護されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ✧ 紙面による個人データは常に旋回して保存し、電子データはパスワードで保護し暗号化し、安全な場所に情報を保管する(暗号の配備を含む)。
- ✧ 個人データの共有およびデータを共有する者を特定するための厳格な手続きを構築し、実施する。
- ✧ 収集の目的が果たされたデータは直ちに廃棄する。

《事前準備の対策》

- ✧ 人道支援組織は、データ収集に関する方針および機密的な作業手順を整備しておく。

D.2 移動の自由、特に持続的な解決の中での移動の自由¹⁷

D.2.1 被災者の移動に対する権利は、避難を強いられか否かを問わず、尊重し、保護されるべきである。この権利は、危険地域に留まるかまたはそこから離れるかを自由に決めることができる権利を含むものとして理解されるべきである。この権利は、次の場合以外には制限されるべきではない。(i) 法律によって定められている、(ii) 当事者の安全を保護するという目的のみに基づき、および(iii) その他の他の重要な低い対策がない場合である。避難の場合には(前述の A.1.3 から A.1.7 を参照)、一時的な居住は、絶対に必要な期間を超えて継続されるべきではない。

D.2.2 避難者は、緊急段階の後において、避難状態に対する持続的な解決へ向けての支援を受けるべきである。持続的な解決とは、次のいずれかの地での避難者の持続的な統合として理解されるべきである。

- ✧ 元の居住地(「帰還」)
- ✧ 避難者が避難している地域(「避難地での統合」)
- ✧ 国内の他の場所(「国内の別の場所での定住」)

避難者は、元の住所および元の居住地への帰還、避難している地域での統合または国内の別の場所での定住を自ら自由に決める権利を与えられるべきである。避難者が情報提供を受けた上での決定を下すことができるよう、協議、情報提供活動および現地に基いて観察する等の適切な対策が講じられるべきである。

D.2.3 帰還、避難地での統合または国内の別の場所での定住を持続的なものにする条件は、できる限り早急に整備されるべきである。次の場合には、持続的な条件が整っていると考えられる。

- (a) 避難者は、誰が亡せ、欲し、および自然災害の避けがたい危険がなく、安全かつ安心であり、そ

¹⁷ 移動の自由および考えられるその制限、つまり避難および強制移動についてのその他の重要な側面に関しては、ガイドラインの A.1.4 および C.2.4 に開示されている。次に示されるガイドラインは、災害によって移動を強いられる人々が有する、自らの住居への帰還、避難地域での統合または国内の別の場所での新住居のいずれかを選ば自ら決める権利に主に関するものである。ただし、それだけに限られるのではない。

のことも考慮できる。

- (b) 避難者は、適切な住居を利用することができる(給付の場合における自らの住居の再所有、適切な住居または仮住居を含む)。
- (c) 避難者は、差別なく、水、基本的なサービス、学校、生計手段、雇用、市場等を利用する機会を有し、できる限り通常の生活に戻ることができる。

特に、次の活動が考えられる。

- ◆ 帰還、避難地での統合または国内の別の場所での定住のための場所の安全評価を行う。
- ◆ 帰還、避難地での統合および国内の別の場所での定住に関する包括的なかつ利用しやすい公共広報活動および草の根のコミュニケーション戦略を行なう。
- ◆ 避難者に対し、以前の住居または国内の別の場所での定住の候補地の条件に関する情報および現地視察訪問の実施に関する情報を提供するため、メディア報道、データベース、情報センター等の体制を整備する。
- ◆ 特別のニーズを持つ人々を特定し、帰還、避難地での統合または国内の別の場所での定住の計画策定および管理運営にそれらの人々を含める(適切な場合には、アクリティーティブ活動、特定のグループ会を通じた取り組みを含む)。
- ◆ ノーリング(訳注:反画すること)および再建計画に関する情報を公開し、広く周知し、また計画策定に際する委員会の会合(一般公開とする)を開く。
- ◆ 特に特別のニーズを持つ人々に対して特種的な解決(適切な住居、基本的なサービスおよび生計手段を含む)を提供するに当たり、これらの人々へへの差別的事例を特定し、監視する。
- ◆ 避難地での統合または国内の別の場所での定住の妨げとなる法的および行政的な障害を取り除く。

D.2.4 被災者の住んでいる地域または帰還を希望する地域が、既存の適切なおよびその他の保護対策では軽視することができない生命および安全上の高度で継続的な危険を伴う場合に限り、被災者および被災コミュニティの同意なく帰還を強制的に禁止する対策が検討され、実施されるべきである。禁止対策を実施する場合には、次のすべての条件を尊重しなければならない。

- (a) 法律で規定されている。
- (b) 被災者の生命および健康の保護のみを目的とする。
- (c) 被災者が決定の過程および理由について事前提供を受け、
- (d) 場所の選定から住居の建設、サービス、生計手段の機会に至るまでの移行の全段階において、被災者が協議を受け、被災者にその決定および実施に参加する機会が与えられている。
- (e) 次の条件に概い、被災者に国内の別の場所での定住の機会が与えられている。
 - 予定移住地が災害の二次的被害に遭う危険がなく、災害の被害から安全な環境にある。
 - 予定移住地において、被災者が差別されることなく、安全かつ文化的に適切な住居、水、基本的な医療監視サービス、教育、生計手段、雇用、市場等を利用することができる。

特に、次の活動が考えられる。

- ◆ 生命、安全、自由または健康が危険にさらされる可能性のある場所への帰還または再定住を強いられた被災者の立場を保護する。
- ◆ 国際的な選別に則さない帰還の禁止または強制移住に直面している被災者の立場を保護する。
- ◆ 被災者を対象とした効果的な法的救済および無料の法律相談サービスを提供する。
- ◆ 災害後の定住および移住計画が、被災者の保護と関係のない政治的、軍事的または経済的な目的

のために地域を居住対象外としたり、または再居住地域の対象としたりするための口実に使用されないよう、これらの計画を監視する。

D.2.5 特に D.2.1 から D.2.4 に記述された移動の自由に対する制限のすべての場合に於いて、被災者は、適正な法的手続き(意見を表明する権利および独立した裁判または法廷を利用する権利、および正当な補償を受ける権利を含む)を尊重した効果的な法的救済を受けられるべきである。

D.3 家族の関係の再構築

D.3.1 救済活動は、家族の連帯を保護するよう計画されるべきである。家族と共にいることを希望する避難者は、災害対策のすべての段階においてそれを許可され、そのための支援を受けられるべきである。また、これらの人々の離散は防ぐべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ◆ より良い支給給付が得られることを期待して家族が離散することには、すみを与えない方法で支援を計画する。特に大家族の場合には、食料および食料以外の物資の配給量をそれに見合った適切なものにすることを。
 - ◆ 避難者が移動する地域で教育を受けられるようにする。
- 《事前準備の対策》
- ◆ 救援および緊急支援計画を策定する際に、家族の人数を事前に考慮しておく。

D.3.2 被災者は、行方不明の親族の消息と所在を探すに当たり支援を受けられるべきである。近親者は、追跡サービス・制度によって得られた調査の進捗状況および結果について情報提供を受けるべきである。家族が再会を希望する場合には、特に子供または高齢者が関係するときは、家族の再会を円滑にするべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ◆ 緊急段階の当初から迅速な家族の追跡と再会の手続を構築し、家族の追跡と再会を扱う統括機関(ロード・エージェンシー)または組織を特定する。多くの場合には、その任務を担う組織は、赤十字国際委員会(ICRC)または各国赤十字・赤新月社である。統括機関との調整を推進し、登録詳細の写しおよび追跡要請を統括機関または組織に送るための互換性のあるシステムおよび形式を構築する。
- ◆ 災害で行方不明の親族または友人を探している人々、および行方不明者の正確な人教、年齢および性別を特定するために包括的な調査または登録を実施する。
- ◆ 行方不明の親族を探している家族を支援できるよう、あらゆる可能な写真および映像記録を収集する。
- ◆ 機密な個人データ(特に随伴者のいない子供およびその所在について)の保護に十分に注意を払いながら、離散した家族に関する情報を周知するための公共のコミュニケーション戦略を構築する。これには、掲示板に写真を掲示すること、キャンプおよびコミュニティでの会合、テレビおよびラジオの放送、新聞広告、追跡調査の掲示板または冊子に家族の写真を公表して広げること、テキストメッセージを受信するための携帯電話の配布が含まれる。

付属資料1:用語解説

IASC 活動ガイドラインの適用上、次のとおり用語を用いる。

人道的対応に専与する組織:

緊急段階の間およびその後において、被災者に対する保護および支援を実施する政府間組織・機関および（国際的または国内・地域的）非政府組織・機関、または政府もしくは非政府の災害対応組織。

被災者:

避難を強いられられたか否かを問わず、特定の災害の影響を受けた人々。例えば、災害による負傷、財産および生計手段の消失ならびにその他の災害による被害を受けた人々。

キャンプ:

災害発生時に避難者を受け入れるための集団のおよび共同使用の収容施設として使われる非特設的な避難所（例えば、テント）を備え、新たに建設された場所。キャンプは計画的に建設することもでき（例えば、その目的のために建てられ、人々の流入の前またはその間に完成されたもの）、自ら設置することもできる（例えば、政府または人道支援組織の支援を受けことなく、自主的に建設する場合）。キャンプは集団避難所の一環である（下記を参照）。

集団避難施設:

災害発生時に避難者を受け入れるための非特設的な集団のおよび共同使用の収容施設として使われる既存の建物および建造物。避難施設として使われる建造物の種類は、大きく異なる。これには、学校、コミュニティセンター、町役場、ホテル、スポーツ施設、病院、宗教的記念建造物、陸在所、兵舎、倉庫、廃墟となった工場、建設中の建物等が含まれる。集団避難施設は、集団避難所の一環である（下記を参照）。

集団避難所:

上記のキャンプおよび集団避難施設。

災害:

コミュニティまたは社会の機能の深刻な混乱で、被災コミュニティまたは被災社会が自らの資源だけでは対処することができない、広範囲にわたる人的、物質的、経済的または環境的損失を引き起こすもの¹⁹。

災害管理または緊急事態の管理:

¹⁹ 国際国際防災戦略 (ISDR) 「防災用語辞典 (UNISDR Terminology on Disaster Risk Reduction)」を参照。 URL: www.unisdr.org/en/library/unisdr-terminology-2009-eng.pdf

緊急事態のあらゆる側面、特に事前準備、対応および初期の復旧・復興段階に対処するための資源および責任の組織化および管理²⁰。

差別:

人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的もしくはその他の意見、民族的もしくは社会的出身、財産、出生、年齢、障がいまたはその他の個人の地位に基づく不利な区別。これらの基準ではなく、客観的かつ重大な理由（例えば、特定の脆弱性、他人と異なる特定のニーズ）に基づいて人に有利な待遇を行うことは、当該者がそのような要素を抱えていたとしても、差別には当たらない。

強制移動の影響を受けたコミュニティ:

① 自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れなければならなかったため、② 避難者を受け入れなければならなかったため、または③ 自らの住居および常居所地に帰還したもしくは国内の別の場所に持続的に再定住した元避難者を受け入れ、統合しなければならなかったため、強制移動の影響を受けたコミュニティ²¹。

持続的な解決:

国内での強制移動の状況で、避難者の強制移動に関連した具体的な支援および保護のニーズがなくなくなり、強制移動を理由に差別されることがなくなる状況。これは、次のことを通じて達成しうる。

- (i) 元の居住地における持続的な再統合（以下、「帰還」）
- (ii) 避難者が避難している地域における持続的な統合（「避難地での統合」）
- (iii) 国内の別の場所における持続的な統合（「国内の別の場所での定住」）、これは災害の被災者にも適用されうる。

国際的な基準（移動の自由および自己の居住地選択の自由に対する権利、「国内強制移動に関する指導原則」）によれば、あらゆる解決策は自由意思、すなわち当事者の情報提供を受けた上での決定および自由な選択に基づくものでなければならぬとされる。

避難:

「個人または集団の安全、安心および福祉を確保するため、ある地域・土地から別の地域・土地への移動を推進しまたは組織すること」²²。避難は、当局によって命令されたまたは執行された場合には、強制となる。強制避難は、法律の規定に従って行われ、被災者の生命、健康または身体健全性を確保するために絶対に必要であり、および被災者との適切な協議によって緊急の状況が許す限りにおいては、恣意的または違法であるとみなされず、従って容認しうるものとされる。

避難施設:

避難者を一時的に受け入れるために使われる集団避難所（上記を参照）。

家族の再会:

²⁰ 国際国際防災戦略「防災用語辞典」を参照。 URL: www.unisdr.org/en/library/unisdr-terminology-2009-eng.pdf

²¹ 「国内避難民の保護のためのハンドブック (Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons)」(2010年3月)、503頁を参照。

国内強制移動
に関する
指導原則

日本語版

作成・編集・出版
GPID日本語版作成委員会（代表：薬田 桂）
池田文祐 小澤盛 小坂順一郎 佐藤以久子
森澤綾雲 薬田佳 橋本穂子 山本晋史
研究助成
出版助成
発行
成蹊大学アジア太平洋研究センター
Brookings-Bern Project on Internal Displacement
2010年10月

国内強制移動に関する指導原則

国内強制移動に関する指導原則は、1998年に作成されて以来、世界中で少なからぬ権威を獲得し、現在では、国内強制移動の状況に対処し、国内避難民 (IDPs) の人権を保障するための規範上の基準点とみられています。とりわけ、指導原則は総会を含まざるもまた国連機関から好意的に受け入れられ、2005年の世界サミットの成果文書において「国家元首と政府首脳によって「国内避難民の保護のための重要な国際枠組み」として認識されました。多くの地域的機関もその重要性を認め、加盟国に対しては、指導原則に従い国内強制移動に関する国内の法令や政策を整備するよう促しています。アフリカにおいては、指導原則は拘束力のある地域的な文書の中に組み込まれています。その結果、国内の法令や政策の中で指導原則に言及した国は数に著しく増え続けています。これは大いに歓迎すべき進展であり、国内避難民を保護し、かつ、国内避難民に援助を与える第一義的な義務と責任は国家当局にあることを強く示しているのです。

指導原則は、世界のあらゆる地域の国家当局にとって、国内強制移動を未然に防ぐ責任、ならびに自らの住居や居住地域から追い立てられ、移動を強いられた人々を保護する責任を果たす際の助力となる有益な存在です。さらに、指導原則は、国家当局が強制移動のすべての段階における国内避難民の必要に対処し、強制移動という状態への恒久的解決を促進するに当たり、国家当局を相対し、支援しようと取り組む国際的な主体や市民社会に対して指針を示します。また、指導原則は、国内避難民が市民あるいは居住者として享受する権利（差別を受けない権利を含む）を実現するため、自ら獲得することが可能な貴重な手段でもあります。したがって、指導原則が広く周知され、また、国内避難民にとっては自らが理解する言語で利用しやすいものであることが重要です。現時点で指導原則は40を超える言語に翻訳されています。

指導原則が日本語でも利用可能となるようにという、GPID日本語版作成委員会（代表：徳田桂（成蹊大学））の取り組みが結実したことを歓迎します。委員会の専門家がたちによるこの業績は、国内避難民の権利保障の枠組みである指導原則を強化するとともに、日本の政府関係者、市民社会および學術関係者にとって、世界中の国内強制移動の状況に対処しようとする継続的

な取り組みにおける助力となるでしょう。特に、日本との関連では、災害管理における同国の知見が、他の国々が指導原則を国内の法令や政策に取り入れる際に、これらの国々にとっては有益な示唆になると期待されます。

さまざまな関係者による指導原則の周知と適用が、国内避難民、さらには移動を強制された人々を苦境から救うことになると確信しつつ、日本語版の読者の皆様には、我々の共通の取り組みに力を貸して下さることを期待しています。

Foreword by Walter Kälin,
Representative of the United Nations Secretary-General on the Human Rights of Internally Displaced Persons

SINCE their development in 1998, the Guiding Principles on Internal Displacement have gained considerable authority around the world and are now viewed as the normative point of reference for addressing situations of internal displacement and guaranteeing the human rights of internally displaced persons (IDPs). Notably, they have been welcomed by various United Nations bodies, including the General Assembly, and recognized by Heads of State and Government in the 2005 World Summit Outcome as an "important international framework for the protection of internally displaced persons." Many regional organizations have also acknowledged their importance and have urged member states to develop national laws and policies on internal displacement in accordance with the Guiding Principles. In Africa, they have been incorporated into binding regional instruments. As a result, the number of states that have referenced the Guiding Principles in their national laws and policies continues to steadily increase. This is a very welcome development, one that underscores that the primary duty and responsibility for protecting and assisting internally displaced persons rests with national authorities.

The Guiding Principles are a useful resource that can assist national authorities in all regions of the world discharge their responsibilities to prevent internal displacement and to protect those who have been uprooted and forcibly displaced from their homes and communities. In

in addition, they guide international actors and civil society in their efforts to complement and support national authorities in addressing the needs of IDPs during all phases of displacement and in facilitating durable solutions to this condition. The Guiding Principles are also a valuable tool that may be used by IDPs to empower themselves in realizing the rights they enjoy as citizens or habitual residents, including the right to non-discrimination. It is therefore essential that the Guiding Principles be disseminated widely and made accessible to IDPs in languages they understand. At the present time, the instrument has been translated into more than 40 languages.

I welcome the successful efforts of the Committee on the Elaboration of the Japanese Version of the Guiding Principles on Internal Displacement, which was chaired by Kei Hakata of Seikei University, to ensure that the Guiding Principles are now available in Japanese. The work of the Committee's experts will strengthen the Guiding Principles as a framework for protecting the rights of the internally displaced and assist government officials, civil society and the academic community in Japan in their continuing efforts to address situations of internal displacement around the world. In particular, in relation to Japan, it is hoped that its expertise in disaster management will be a source of inspiration for other countries when they incorporate the Guiding Principles into domestic laws and policies.

With a firm belief that dissemination and application of the Guiding Principles by diverse stakeholders will help relieve the plight of IDPs and those who are threatened with displacement, I now invite the readers of the Japanese version to lend their support to our common efforts.

国内強制移動に関する指導原則

目次

| | | |
|-----|---------------------|---------------|
| 序 | 範囲および目的 | (原則 1～原則 4) |
| 第一部 | 一般原則 | (原則 5～原則 9) |
| 第二部 | 強制移動からの保護に関する原則 | (原則 10～原則 23) |
| 第三部 | 強制移動が継続する際の保護に関する原則 | (原則 24～原則 27) |
| 第四部 | 人道的援助に関する原則 | (原則 28～原則 30) |
| 第五部 | 帰還、再定住および再統合に関する原則 | |

* 英語原文に目次はない。本冊子のみの記載。

序 範囲および目的

- これらの指導原則は、世界各地に存在する国内避難民の具体的な必要に対処するものである。これらの指導原則は、強制移動からの人々の保護に関連する権利および保護ならびに強制移動が継続する間ならびに帰還または再定住および再統合の過程における人々の保護および援助に関連する権利および保護を特定する。
- これらの原則の適用上、国内避難民とは、特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくはは自然的もしくはは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくはは常居所地から逃れもしくはは難れることを強いられまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないものをいう。
- これらの原則は、国際人権法および国際人道法を反映し、かつ、これらの法と合致しているものである。これらの原則は、次のものに対して指針を示す。
 - 国内避難民に関する事務総長代表（自らの職務の遂行にあたって）
 - 国家（国内強制移動の現象に直面した場合）
 - その他のすべての当局、集団および個人（国内避難民との関係において）
 - 政府間組織および非政府組織（国内強制移動に対処する場合）
- これらの指導原則は、できる限り広い範囲において周知が図られ、かつ、適用されるべきである。

第一部 一般原則

原則 1

1. 国内避難民は、十分平等に、自国において他の者が享受するものと同一の国際法および国内法上の権利および自由を享受する。国内避難民は、国内避難民であることを理由として、いかなる権利および自由の享受においても差別されてはならない。

2. これらの原則は、特にジェネ/サイド、人道に対する犯罪および戦争犯罪に関して、国際法上の個人の刑事責任に影響を及ぼすものではない。

原則 2

1. これらの原則は、自らの法的地位のいかんを問わず、すべての当局、集団および個人によって遵守されるものとし、また、いかなる不利な差別もすることなく適用されるものとする。これらの原則の遵守は、関係するいかなる当局、集団または個人の法的地位にも影響を及ぼすものではない。

2. これらの原則は、国際人権法もしくは国際人道法のいかなる文書の規定をも、または国内法により個人に与えられる権利を、制限し、変更しまたは侵害するものと解釈してはならない。特に、これらの原則は、他国に庇護を求め、かつ、他国においてこれを享受する権利を有するものではない。

原則 3

1. 国家当局は、その管轄内にある国内避難民に対して保護および人道的援助を与える第一義的な義務および責任を負う。

2. 国内避難民は、国家当局に対して保護および人道的援助を要請し、かつ、国家当局からこれらを受けられる権利を有する。国内避難民は、そのような要請を行うことにより迫害されまたは処罰されてはならない。

原則 4

1. これらの原則は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教もしくは信念、政治的もしくはその他の意見、民族的もしくは社会的出身、法的もしくは社会的地位、年齢、障がい、財産、出生等のいかなる種類の差別または他いかなる類似の基準による差別もすることなく適用されるものとする。

2. 児童（特に保護者のいない未成年者）、妊娠中の母親、幼い児童を持つ

母親、女性世帯主、障がいのある者および高齢者等一部の国内避難民は、自らの状態が必要とする保護および援助ならびに自らの特別の必要を考慮した待遇を受けられる権利を有する。

第二部 強制移動からの保護に関する原則

原則 5

すべての当局および国際的な主体は、人々の強制移動につながるような状態を防止しおよび回避するため、すべての場合において、人権法および人道法を含む国際法上の義務を尊重し、かつ、その尊重を確保する。

原則 6

1. すべての人は、自らの住居または常居所地からの恣意的な強制移動から保護される権利を有する。

2. 恣意的な強制移動の禁止には、次の場合における強制移動を含む。

- (a) 強制移動が、影響を受ける住民の民族的、宗教的もしくは人種的構成を変更することを目的とするまたは変更する結果となるアパルトヘイト、「民族浄化」もしくは類似の慣行の政策に基づく場合
- (b) 武力紛争の状況においては、強制移動が、関係する文民の安全または絶对的な軍事上の理由のために必要とされない場合
- (c) やむを得ないかつ優先的な公共の利益によって正当化されない大規模開発事業の場合
- (d) 災害においては、被災者の避難が自らの安全および健康のために必要とされない場合
- (e) 強制移動が集団に科する刑罰として用いられる場合

3. 強制移動は、状況によって必要とされる期間を超えて継続してはならない。

原則 7

1. 関係当局は、人々の強制移動を伴うあらゆる決定の前に、強制移動を全面的に回避するため、すべての実行可能な代替案が検討されることを確保する。代替案がない場合には、強制移動およびその悪影響を最小限にとどめるため、すべての措置がとられるものとする。

2. 強制移動を実施しようとする当局は、最大限実行可能な限り、強制移動の対象者に対して適切な施設が設けられること、強制移動が安全、栄養、保健および衛生について満足すべき条件で行われることならびに同一家族の構成員が離散しないことを確保する。

3. 強制移動が武力紛争および災害の緊急段階の間以外の状況において行われる場合には、次の保障が満たされるものとする。

- (a) 明確な決定が、強制移動に関する措置を命じる権限を法によって付与された国家当局によって行われること。
- (b) 強制移動の理由および手続について、ならびに該当する場合には補償および移転について、十分な情報を強制移動の対象者に対して保障するための適切な措置がとられること。
- (c) 強制移動の対象者の自由なかつ情報を与えられた上での同意が求められること。
- (d) 関係当局は、移転の計画策定および管理運営に当事者（特に女性）を関与させるよう努めること。
- (e) 必要とされる場合には、法の執行措置が権限のある司法当局によって実施されること。
- (f) 効果的な救済措置（これらの決定についての適切な司法当局による再審理を含む。）に対する権利が尊重されること。

原則 8

強制移動は、生命、尊厳、自由および安全に対する当事者の権利を害する方法で実施されてはならない。

原則 9

国家は、自らの土地に対して特別の依存性およびつながりを有する先住民、少数者、小作農、牧畜民およびその他の集団の強制移動を防止する特別の義務を負う。

第三部 強制移動が継続する間の保護に関する原則

原則 10

1. すべての人は、生命に対する固有の権利を有し、この権利は法によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。国内避難民は、特に次の行為から保護される。

- (a) ジェノサイド
- (b) 殺人
- (c) 略式または恣意的処刑
- (d) 死の脅迫を伴うまたは死に至らしめる強制失踪（誘拐または非公認の抑留を含む。）

前記のいずれかの行為を行うとの脅迫および扇動は、禁止する。

2. 敵対行為に参加せずまたははや参加しない国内避難民に対する攻撃またはその他の暴力行為は、すべての場合において、禁止する。国内避難民は、特に次の行為から保護される。

- (a) 直接的もしくは無差別な攻撃またはその他の暴力行為（住民への攻撃が許可される区域の創設を含む。）
- (b) 戦闘の方法として即座の状態に置くこと。
- (c) 軍事目標を攻撃から保護しまたは軍事行動を掩護し、有利にしもしくは妨げるための国内避難民の利用
- (d) 国内避難民のキャンプまたは居住地に対する攻撃
- (e) 対人地雷の使用

*¹⁴ 補償する shield

原則 11

1. すべての人は、尊厳ならびに身体的、精神のおよび道徳的に健全であることに対する権利を有する。

2. 国内避難民は、自らの自由が制限されているか否かにかかわらず、特に次の行為から保護される。

- (a) 強姦、身体の切断、拷問、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰およびその他の個人の尊厳に対する侵害（例えば、ジェンダーに基づく暴力行為、強制売春およびあらゆる形態の強制わいせつ行為）
 - (b) 奴隷の状態に置くことまたはあらゆる現代的形態の奴隷制（例えば、婚姻への人身売買、性的搾取または児童の強制労働）
 - (c) 国内避難民の間に恐怖を広めることを目的とする暴力行為
- 前記のいずれかの行為を行うとの脅迫および扇動は、禁止する。

原則 12

1. すべての人は、身体¹⁵の自由および安全に対する権利を有する。何人も、恣意的に逮捕されまたは抑留されない。

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、国内避難民は、キャンプに収容されまたは監禁されてはならない。そのような収容または監禁が例外的な状況において絶対的に必要である場合には、これは、当該状況によって必要とされる期間を超えて継続してはならない。

3. 国内避難民は、自らの強制的移動の結果としての差別的な逮捕および抑留から保護される。

4. 国内避難民は、いかなる場合においても、人質にとられてはならない。

原則13

1. 避難民の児童は、いかなる場合においても、徴集されまたは敵対行為への参加を要求されもしくは許可されてはならない。

2. 国内避難民は、自らの強制的移動の結果として軍隊または武装集団に徴集される差別的な慣行から保護される。特に、徴集への服従を強要するまたは徴集への不服従を処罰する残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つけるいかなる慣行も、すべての場合において、禁止する。

原則14

1. すべての国内避難民は、移動の自由および居住選択の自由に対する権利を有する。

2. 特に、国内避難民は、キャンプまたはその他の居住地の内外を自由に移動する権利を有する。

原則15

国内避難民は、次の権利を有する。

- (a) 国内の他の場所に安全を求める権利
- (b) 自国を離れる権利
- (c) 他国に庇護を求める権利
- (d) 自らの生命、安全、自由もしくは健康が危険にさらされるおそれのあるあらゆる場所への強制的送還または当該場所における再定住から保護される権利

原則16

1. すべての国内避難民は、行方不明の親族の消息および所在を知る権利を

有する。

2. 関係当局は、行方不明であると報告された国内避難民の消息および所在を明確にするよう努めるものとし、また、この任務に従事する関連する国際的な組織に協力する。関係当局は、近親者に対して調査の進捗状況を伝達し、かつ、あるゆる結果を通知する。

3. 関係当局は、死亡者の遺体を収容しおよびその身元を特定し、その破壊または切断を防止し、ならびに近親者への遺体の返還を容易にしたりまたは遺体を丁寧に処理するよう努める。

4. 国内避難民の墓地は、すべての場合において、保護され、かつ、尊重されるべきである。国内避難民は、死亡した親族の墓地に立ち入る権利を有するべきである。

原則17

1. すべての人は、自らの家族生活を尊重される権利を有する。

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、共にいることを希望する家族の構成員は、これが許可される。

3. 強制的移動によって離散した家族は、できる限り速やかに再会が可能となるべきである。特に児童が関係する場合には、離散家族の再会を迅速に実現するため、すべての適切な措置がとられるものとする。責任当局は、家族による捜索を容易にするものとし、また、家族再会の任務に従事する人道的組織の活動を奨励し、かつ、これに協力する。

4. キャンプにおける収容または監禁によって個人の自由を制限された国内避難民の家族の構成員は、共にいる権利を有する。

原則18

1. すべての国内避難民は、適切な生活水準に対する権利を有する。

2. 管理当局は、状況のいかんを問わず、かつ、差別することなく、少なくとも、国内避難民に対して次のものを与え、かつ、これらを安全に得ることを確保する。

- (a) 不可欠の食糧および飲料水

- (b) 基本的な避難所および住宅
- (c) 適切な衣類
- (d) 不可欠の医療サービスおよび衛生設備

3. これらの基本的な物資の計画策定および配給への女性の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。

原則 19

1. 国内避難民で、すべての傷者、病者および障がいのある者は、最大限実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、医療上の理由以外のいかなる理由によっても差別されることなく、自らが必要とする医療上の看護および手当を受ける。国内避難民は、必要な場合には、心理学的および社会的サービスを利用することができる。

2. 女性が有する健康上の必要（リプロダクティブ・ヘルス等女性のための保健に関する提供者およびサービスを利用する機会ならびに性的およびその他の虐待の犠牲者のための適切なカウンセリングを受ける機会を含む。）に対して特別の配慮がなされるべきである。

3. 国内避難民の間における接触伝染病および感染症（エイズを含む。）の予防に対しても特別の配慮がなされるべきである。

原則 20

1. すべての人は、すべての場所において、法の前に人として認められる権利を有する。

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、関係当局は、国内避難民に対し、自らの法的権利の享受および行使に必要なすべての書類（例えば、旅券、本人確認の書類、出生証明書および婚姻証明書）を発行する。特に、当局は、新規書類の発行または強制移動の途中において紛失した書類の再発行について、これらまたはその他の必要書類を取得するために常居所がある地域に戻ることを要求する等の不合理な条件を課すことなく、容易なものとする。

3. 女性および男性は、それらの必要書類を取得する平等の権利を有し、かつ、自己の名称で必要書類の発行を受ける権利を有する。

原則 21

1. 何人も、恣意的に財産および所有物を奪われない。
2. 国内避難民の財産および所有物は、特に次の行為から、すべての場合において、保護される。
 - (a) 略奪
 - (b) 直接的もしくは無差別な攻撃またはその他の暴力行為
 - (c) 軍事行動または目標を掩護するために用いられること。
 - (d) 戦後の対象にされること。
 - (e) 集団に科する刑罰として破壊されまたは没収されること。
3. 国内避難民が放棄した財産および所有物は、破壊および恣意的かつ違法な没収、占拠または使用から保護されるべきである。

原則 22

1. 国内避難民は、キャンプに居住しているか否かにかかわらず、自らの強制移動の権限として、次の権利の享受において差別されてはならない。
 - (a) 思想、良心、宗教または信念、意見および表現の自由に対する権利
 - (b) 雇用の機会を自由に求める権利および経済活動に参加する権利
 - (c) 自由に結社する権利および共同体の事項に平等に参加する権利
 - (d) 投票する権利ならびに政府および公共の事項に参加する権利（この権利の行使に必要な手段を与えられる権利を含む。）
 - (e) 自らが理解する言語で意思疎通を図る権利

原則 23

1. すべての人は、教育を受ける権利を有する。
2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、関係当局は、国内避難民（特に避難民の児童）が教育を受けることを確保するものとし、その教育は初等段階において無償かつ強制的なものとする。教育は、国内避難民の文化的アイデンティティ、言語および宗教を尊重するべきである。
3. 教育プログラムへの女性および未成年の女性の完全かつ平等な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。
4. 教育および訓練の施設については、条件が許す限り速やかに、キャンプに居住しているか否かにかかわらず国内避難民（特に未成年者および女性）

にとって利用可能なものとする。

第四部 人道的援助に関する原則

原則 24

1. すべての人道的援助は、人道および公平性の諸原則に従い、かつ、差別することなく実施される。
2. 国内避難民に対する人道的援助は、特に政治的または軍事的理由のためには適用されてはならない。

原則 25

1. 国内避難民に対して人道的援助を与える第一義的な義務および責任は、国家当局に帰属する。
2. 国際的な人道的組織およびその他の適切な主体は、国内避難民を支援するために役割の提供を申し出る権利を有する。そのような申出は、非友好的な行為または国家の内政への介入と認められず、また、誠実に検討されるものとする。特に関係当局が必要とされる人道的援助を与える能力または意思を有しない場合には、その申出に対する同意は恣意的に保留されてはならない。
3. すべての関係当局は、人道的援助の自由な通行を許可しおよび容易にするものとし、また、人道的援助の提供に従事する者に対し、国内避難民への迅速なかつ妨げられることのない接触の機会を許可する。

原則 26

人道的援助に従事する者、これらの者の移動およびその物資は、尊重され、かつ、保護される。これらを攻撃またはその他の暴力行為の対象としてはならない。

原則 27

1. 国際的な人道的組織およびその他の適切な主体は、援助を提供する場合には、国内避難民の保護上の必要および人権に妥当な考慮を払い、かつ、これらに関して適切な措置をとるべきである。これらの組織および主体は、その際に、関連する国際的な基準および行動規範を尊重するべきである。

2. 前項は、保護の職務を有する国際的な組織の保護責任に影響を及ぼすものではなく、これらの組織の役割の提供が申し出られることまたはその役割が国家によって要請されることがある。

第五部 帰還、再定住および再統合に関する原則

原則 28

1. 管轄当局は、国内避難民が自らの意思によつて、安全に、かつ、尊敬をもって自らの住居もしくは常居所地に帰還することまたは自らの意思によつて国内の他の場所に再定住することを可能にする条件を確立し、かつ、その手段を与える第一義的な義務および責任を負う。管轄当局は、帰還しまたは再定住した国内避難民の再統合を容易にするよう努める。
2. 自らの帰還または再定住および再統合の計画決定および管理運営への国内避難民の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。

原則 29

1. 自らの住居もしくは常居所地に帰還しまたは国内の他の場所に再定住した国内避難民は、移動を強いられていた結果として差別されてはならない。これらの国内避難民は、すべての段階における公共の事項に完全かつ平等に参加する権利を有するものとし、また、公共サービスを利用する平等の機会を有する。
2. 管轄当局は、帰還しまたは再定住した国内避難民に対してこれらの国内避難民が強制移動の際に残置しまたは奪われた自らの財産および所有物を可能な限り回復することを支援する義務および責任を負う。それらの財産および所有物の回復が不可能な場合には、管轄当局は、これらの国内避難民に対して適切な補償または他の形態の適正な賠償を与え、またはこれらを取得することを支援する。

原則 30

すべての関係当局は、国際的な人道的組織およびその他の適切な主体に対し、それらの組織および主体のそれぞれの職務の遂行にあたり、国内避難民の帰還または再定住および再統合を支援するための国内避難民への迅速なかつ妨げられることのない接触の機会を許可しおよび容易にする。

アンケート調査へのご協力をお願い

1. 趣旨

このアンケート調査は、東日本大震災により大阪府に避難されている被災者の方々の現状等を把握し、今後のより良い支援施策に反映させるために実施するものです。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、別紙アンケートにお答えの上、大阪府危機管理室までご回答いただきますようお願いいたします（本アンケートは無記名で実施しますので、氏名を記入いただく必要はありません）。

なお、この調査結果の概要につきましては、統計的に処理した後に公表する予定です。また、ご提出いただいた回答がこの調査目的以外に使われることはありません。

2. 調査期間

平成23年10月15日（土）から10月25日（火）まで（必着）

3. 調査対象者

大阪府へ避難された方で全国避難者情報システムに登録された方（世帯）

4. 提出方法

記入したアンケートを同封の封筒に入れ、お近くの郵便ポストにご投函ください。

5. アンケートの提出先及び問合せ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府政策企画部危機管理室（避難者アンケート担当）

電話 06-6944-6294

（土・日・祝日を除く平日 9:30～17:30）

6. その他

- ・今後も支援情報の送付を希望される方は、2ページの案内に従って登録をお願いします。
- ・個別具体の相談については、3ページ以後に相談窓口の一覧を掲載していますので、ご活用願います。
- ・関係機関・団体からの啓発冊子・チラシを同封しましたので、参考にご覧願います。

避難者支援情報のご案内について

大阪府をはじめ避難者を支援している機関・団体では、避難者に対して様々な支援事業を行っています。こうした事業やイベント等の最新のご案内を機会あるごとに避難者の皆様へ提供してまいりたいと考えています。

つきましては、支援事業等の情報提供を希望される方は、次のとおり送付いただきますようお願いいたします（情報提供を希望されない方は送付いただく必要はありません）。

| 受け取り方 | 記入項目 | 送付方法 |
|---------------------------|---|---|
| 支援情報をメールで受け取りたい方は (※1) | 受け取り先のメールアドレスと連絡先電話番号とお住まいの市町村名と下記の情報分類の記号(※2)と「避難者支援情報提供希望」を記入して | ・メール (kikikanri@sbox.pref.osaka.lg.jp) ・FAX (06-6944-6654) ・郵便 (〒540-8570 大阪市中央区大手前2 大阪府危機管理室避難者アンケート担当あて) のいずれかでお送りください。 |
| 支援情報をFAXで受け取りたい方は | 受け取り先のFAX番号と連絡先電話番号とお住まいの市町村名と下記の情報分類の記号(※2)と「避難者支援情報提供希望」を記入して | |
| 支援情報を郵便で受け取りたい方は | 受け取り先の郵便番号、住所、氏名と連絡先電話番号と下記の情報分類の記号(※2)と「避難者支援情報提供希望」を記入して | |

(※1) メールでの受領を希望された方へは、パソコンからの情報発信になりますので、携帯電話等で受信制限されている場合は解除願います。

(※2) 希望する情報分類をいくつでも記入してください。なお、いただいた記入項目の情報は、大阪府庁内関係部署、関係市町村、各民間団体へ提供しますので、ご承知おき願います。

[情報分類]

- ア. 暮らし・住まい
- イ. 人権・男女共同参画
- ウ. 福祉・子育て
- エ. 教育・学校・青少年
- オ. 健康・医療
- カ. 商工・労働（就職）
- キ. 全般

相 談 窓 口

東日本大震災により大阪へ避難された方への相談窓口等です。

府のホームページで詳細を掲載しています。「大阪府 被災者の方へ」で検索してください。

| 区 分 | 連 絡 先 | 内 容 等 |
|------------------------------|---|---|
| 被災者生活相談電話 (大阪府) | 06-6210-9290(平日 10:00~16:30) | 被災者の皆さんに、大阪で生活していただく際の福祉、医療、住宅、教育、就職などの「困りごと」のご相談に対応するため、相談電話を設置しています。 市町村や関係機関と連携し、できる限りの支援を行います。 |
| 人権相談(大阪府人権協会) | 06-6581-8634(平日 9:30~17:30) | 人権に関する相談を受け、その解決や被害救済の一助としています。 なお、相談事案の内容に応じて、専門家による対応が可能です。 |
| 法律相談(大阪弁護士会) | 0120-062545(平日 13:00~16:00) | 東日本大震災の被災者の方々への無料法律相談を実施しています 日本司法支援センター(法テラス)との共催にて面談による法律相談と電話による相談が受けられます。 |
| 労働問題相談(大阪社会保険労務士会) | 06-4800-8188 (月・水・金(祝日除く) 13:00~17:00) | 雇用労働問題、年金社会保険問題等に関するなんでも相談窓口 |
| 法的支援相談(大阪司法書士会) | 0120-728-150(平日 13:30~16:30) | 「東日本大震災司法書士電話相談」無料の電話法律相談が受けられます。 |
| こころの相談(日本産業カウンセラー協会) | 0120-216633(日・休日含め毎日 13:00~20:00) | ※多くの方にご利用いただくために30分以内のご利用をお願いします。 |
| 訪問カウンセリング(日本産業カウンセラー協会 関西支部) | 06-463-2357(平日 9:00~17:00) | 関西圏に避難・転居された被災者・ご家族を対象に、産業カウンセラーが、ご自宅などを訪問してお話をうかがいます。 |
| 不動産相談(社団法人大阪府不動産鑑定士協会) | 06-6203-2100 (■受付時間:平日 9:15~17:00 ■相談時間:平日 10:00~16:00のうち30分程度) | 不動産に関することで疑問や知りたいことについて、無料で不動産鑑定士による相談が受けられます。 ※お電話のうえ「東日本大震災の無料相談希望」とお伝えください。 |
| 女性のためのメンタルヘルス(大阪府男女共同参画推進財団) | 06-6910-8588(火曜~金曜 13:30~18:00、 18:45~21:00 土・日曜日 9:30~13:00、 13:45~18:00) | 「故郷のこと、話しませんか」への参加者を募集いたします(23年12月10日まで)。 |

| 区 分 | 連 絡 先 | 内 容 等 |
|---|---|---|
| 大阪府における生活復興支援資金の貸し付け(大阪府) | 06-6944-6667(平成23年8月1日(月)から当分の間) | 生活の復興に一時的に必要な経費に充てていただくため、大阪府社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金貸付に関する特例措置として「生活復興支援資金」の貸付を実施します。 |
| 生活福祉資金の貸し付け(府社会福祉協議会) | 06-6762-9480 | 受付窓口は、避難された方がお住まいの市町村社会福祉協議会等となります。 |
| 大阪府営住宅・大阪府住宅供給公社賃貸住宅(大阪府) | #8001 または 06(6910)8001 | 被災者の方(福島原子力発電所の事故に伴い避難措置を講じられた方を含む)に大阪府営住宅等の空き住戸の提供を行います。 ※市町営住宅は各市町役場へお問い合わせ願います。 |
| 大阪府の高等学校への受入れ(大阪府) | 06-6944-6887 | 被災により大阪府内に転居することとなったため、在籍校へ通えない状況となった生徒、合格している高等学校への進学ができなくなった生徒の相談を受け付け、対応します。 |
| 私立高校等への受入れ(大阪私立中学校高等学校連合会、府専修学校各種学校連合会) | 私立高校 06-6352-4761 私立高等専修学校 06-6352-0048 | |
| 私立専修学校への受入れ(大阪府専修学校各種学校連合会) | 06-6352-0048 | |
| 私立幼稚園への受入れ(府私立幼稚園連盟) | 06-6351-5574 | |
| 就職支援窓口(大阪府) | (1)JOB プラザ 06(6910)3765 (2)サポートネット OSAKA 06(4790)7175 | 就職に関するさまざまなご相談 (企業からの「被災者向け求人」の受け付けは(1)のみ) |
| 大阪府や府内市町村が実施する被災者向け緊急雇用 | (1) パソナ JOB フェニックス事務局 0120(378)405 (平日 9:00~17:30) (株)インテリジェンス 0120(995)430 (平日 9:30~18:30) (2)サポートネット OSAKA 06(4790)7175 | (1)「震災被災者 JOB フェニックス事業」 スキルアップや職種転換を希望する方に、希望や適性に応じた実習ができる企業(大阪及び周辺エリア)をお探しし、実際の業務を通じた実践的な職業訓練を行います。訓練期間中は給与が支給されます。訓練終了後には府内または被災地で就職先のあっせんも行います。 (2)一時的な雇用を希望する方のために、府や市町村で実施する緊急雇用事業(約400事業)において、優先雇用枠を設けています。 |

※期間限定の事業は終了している場合もあります。

アンケート調査票

各調査項目について、該当記号を選択または回答枠内にご記入ください。

1. あなたの世帯について

(1) 東日本大震災発生時にお住まいだった地域はどこですか(該当する記号1つに○印をしてください)。

- ア 岩手県
- イ 宮城県
- ウ 福島県 避難指定区域内
- エ 福島県 避難指定区域外
- オ その他()

(2) 現在お住まいの市町村はどこですか(該当する記号1つに○印をしてください)。

- ア 大阪市() 区)
- イ 堺市() 区)
- ウ その他() 市(町村))

(3) 今お住いの同居家族の人数をお教えてください(親類宅等で同居されている場合は、避難して来られた方のみ的人数を記入してください)。

| 年齢区分 | 男性(人) | 女性(人) |
|--------------------------|-------|-------|
| 就学前(0歳～6歳) | | |
| 小学生(6歳～12歳) | | |
| 中学生(12歳～15歳) | | |
| 高校生(15歳～18歳) | | |
| 専門学校生、就労者など (15歳～19歳) | | |
| 20歳～29歳 | | |
| 30歳～39歳 | | |
| 40歳～49歳 | | |
| 50歳～59歳 | | |
| 60歳～64歳 | | |
| 65歳以上 | | |
| 合計 | | |

(4) 現在、お住まいの住宅をお教えてください(該当する記号1つに○印をしてください)。

- ア 府営住宅
- イ 市町村営住宅
- ウ 雇用促進住宅
- エ UR住宅
- オ 実家・親戚・知人宅
- カ 民間の賃貸住宅(家賃負担なし)
- キ 民間の賃貸住宅(家賃負担あり)
- ク 社宅
- ケ その他(具体的に: _____)

(5) -1 震災時に同居していた方で、今も被災地に残られている方の人数をお教えてください。

| 年齢区分 | 一度も被災地を離れることなく、残られている方(A) | | 一旦避難し、今は被災地に戻られている方(B) | |
|--------------------------|---------------------------|-------|------------------------|-------|
| | 男性(人) | 女性(人) | 男性(人) | 女性(人) |
| 就学前(0歳～6歳) | | | | |
| 小学生(6歳～12歳) | | | | |
| 中学生(12歳～15歳) | | | | |
| 高校生(15歳～18歳) | | | | |
| 専門学校生、就労者など (15歳～19歳) | | | | |
| 20歳～29歳 | | | | |
| 30歳～39歳 | | | | |
| 40歳～49歳 | | | | |
| 50歳～59歳 | | | | |
| 60歳～64歳 | | | | |
| 65歳以上 | | | | |
| 合計 | | | | |

(5)－2 (A)の方が今も被災地に残られている理由は何ですか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 現地で仕事をしているから
- イ 現地で事業を復旧するため
- ウ 自宅があるから
- エ 自宅を再建するため
- オ 親類や知人が訪ねてくるかもしれないから
- カ 親などの面倒をみななければならないから
- キ 子どもの学校があるから
- ク 高齢・病気等の理由により地元を離れることができないから
- ケ 住み慣れた地元から離れたくないから
- コ その他(具体的に:)

(5)－3 (B)の方が今も被災地に残られている理由は何ですか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 現地で仕事をするため
- イ 現地で事業を復旧するため
- ウ 自宅を再建するため
- エ 地元の学校に戻るため
- オ 子どもが地元の学校に戻るため
- カ 住み慣れた地元に戻りたいから
- キ その他(具体的に:)

(6) 現在、一緒にお住まいの方(本人含む)のうち、災害が発生した場合に支援が必要な方がいらっしゃいますか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 支援が必要(就学前の乳幼児がいる)
- イ 支援が必要(学校環境に適應できない児童・生徒がいる)
- ウ 支援が必要(介護の必要な高齢者がいる)
- エ 支援が必要(支援の必要な障がい者がいる)
- オ 支援が必要(人工透析等定期的な通院や処置が必要な者がいる)
- カ 支援が必要(認知症等判断能力に支障が出ている者がいる)
- キ 支援が必要(具体的に:)
- ク 支援は不要(支援が必要な者はいない)

(7) 現在のお住まいで設置されている設備等(ご自分で購入されたものを除く)は何ですか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア テレビ
- イ 空調装置(エアコン)
- ウ 扇風機
- エ 暖房器具
- オ 空気清浄器
- カ 冷蔵庫
- キ 洗濯機
- ク 電子レンジ
- ケ ガスレンジ
- コ 照明器具
- サ 炊飯器
- シ ポット
- ス 網戸
- セ インターネット接続口
- ソ 風呂(浴槽・給湯器付き)

(4) 大阪府へ避難された理由をお聞かせください(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 家族・親族がいるから
- イ 知人・友人がいるから
- ウ 自分や家族が以前住んでいたから
- エ 会社等の関係があるから
- オ 仕事が探せそうだから
- カ 行政や地域の支援が期待できそうだから
- キ 地震や津波の不安が少ないと思ったから
- ク 原発や放射能の不安が少ないと思ったから
- ケ 特に理由はない
- コ その他(具体的に:)

(5) 大阪府の避難者受入の情報はどうしてお知りになりましたか(該当する記号1つに○印をしてください)。

- ア 新聞
- イ テレビ・ラジオ
- ウ 府ホームページ
- エ チラシ(避難所に配布)
- オ 家族・知人等から
- カ 行政等の相談窓口を通じて
- キ 大阪に来るまで知らなかった
- ク その他(具体的に:)

(6) 大阪府に避難された当初、特にお困りだったことをお聞かせください(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 住宅が決まらなかった
- イ 入居した住宅の設備環境(風呂など)が良くなかった
- ウ 食料や食器、布団等の生活物資や家電製品がなかった
- エ 生活資金が少なかった
- オ 相談相手がいなかった
- カ 家族が離れて生活することになった
- キ 家族の介護や医療など介護事業所や病院がわからなかった
- ク 災害や避難生活で体調を崩した
- ケ 見知らぬ土地で、生活環境が変わった
- コ 現在までに福島原発事故に関連して差別的発言等を受けた
- サ その他(具体的に:)

3. 情報の入手方法について

(1)－1 大阪での生活情報はどのように入手していますか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 新聞
- イ テレビ・ラジオ
- ウ インターネット(スマートフォン含む)サイト
- エ 携帯サイト
- オ 家族や親族との連絡
- カ 知人・友人等からの口こみ
- キ 自治会からの広報(掲示板、回覧板等)
- ク 大阪府内の市町村や社会福祉協議会等からの郵送物・広報
- ケ 行政等の相談窓口を通して
- コ 知りたい情報は入手できていない
- サ その他(具体的に:)

(1)－2 その情報は満足のいくものですか(該当する記号1つに○印をしてください)。

- ア 十分満足している
- イ ほぼ満足している
- ウ どちらともいえない
- エ あまり十分とはいえない
- オ 満足のいく情報はほとんどない

(1)－3 現在の生活においてどのような情報が役に立っていますか。

(1)－4 もっと提供してほしい情報や、情報の入手方法等で希望があればお聞かせください。

(2)－1 震災時にお住まいであった地域の自治体の情報はどのように入手していますか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

ア 新聞

イ テレビ・ラジオ

ウ インターネット(スマートフォン含む)サイト

エ 携帯サイト

オ 地元(被災地)の親族や知人等からの連絡

カ 地元(被災地)の市町村・社会福祉協議会等からの郵送物・広報

キ 大阪の市町村・社会福祉協議会等からの郵送物・広報

ク 行政等の相談窓口を通して

ケ 知りたい情報は入手できていない

コ その他(具体的に:)

(2)－2 その情報は満足のいくものですか(該当する記号1つに○印をしてください)。

ア 十分満足している

イ ほぼ満足している

ウ どちらともいえない

エ あまり十分とはいえない

オ 満足のいく情報はほとんどない

(2)－3 現在の生活においてどのような地域の情報が役に立っていますか。

| |
|--|
| |
|--|

(2)－4 もっと提供してほしい地域の情報や、情報の入手方法等で希望があればお聞かせください。

| |
|--|
| |
|--|

4.就労について

(1)-1 主たる家計維持者の方(世帯主とその配偶者)の就労等の状況についてお教えてください(該当する項目欄に○印をしてください)。

例:世帯主が被災地で、配偶者が大阪でそれぞれ就労(アルバイト)しながら仕事を探している
⇒「世帯主」の②⑤⑩と「配偶者」の①⑤⑩の欄に○印をする

| 就労等の状況 | | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|--------|--------------------------|-----|-----|-----|
| 住所 | ①避難先(大阪)にいる | | | |
| | ②被災地に残っている | | | |
| | ③被災地・大阪以外の都道府県にいる | | | |
| 就労状況 | ④就労している(正社員) | | | |
| | ⑤就労している(派遣社員、パート・アルバイト) | | | |
| | ⑥就労している(自営業・会社経営等) | | | |
| | ⑦休業中 | | | |
| | ⑧年金又は失業手当をもらっている | | | |
| | ⑨就労しておらず、年金や失業手当ももらっていない | | | |
| | ⑩その他 (具体的に) | | | |
| 求職状況 | ⑪仕事を探している【(1)-2へ】 | | | |
| | ⑫仕事を探していない【(1)-3へ】 | | | |

(1)-2 「⑪仕事を探している」方にお聞きます。希望する就労場所と雇用形態に最も近いものはどれですか(該当する項目欄に○印をしてください。)

| 希望する就労場所 | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|---------------------|-----|-----|-----|
| ①避難先(大阪)で働きたい | | | |
| ②被災地に戻って働きたい | | | |
| ③被災地・大阪以外の都道府県で働きたい | | | |
| ④希望の仕事に就けるならどこでもよい | | | |

| 希望する雇用形態 | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|-------------------|-----|-----|-----|
| ①正社員 | | | |
| ②派遣社員 | | | |
| ③短時間勤務(パート・アルバイト) | | | |
| ④自営業・会社経営等 | | | |

(1)-3 「⑫仕事を探していない」方にお聞きします。今後の仕事を探す予定について、探し始める時期、希望する就労場所、雇用形態に最も近いものをお教えてください(該当する項目欄に○印をしてください。)

| 探し始める時期 | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|-----------------------|-----|-----|-----|
| ①今年中に | | | |
| ②来年3月までに | | | |
| ③来年4月以降(具体的に平成 年 月ごろ) | | | |
| ④仕事を探す予定はない | | | |

| 希望する就労場所 | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|---------------------|-----|-----|-----|
| ①避難先(大阪)で働きたい | | | |
| ②被災地に戻って働きたい | | | |
| ③被災地・大阪以外の都道府県で働きたい | | | |
| ④希望の仕事に就けるならどこでもよい | | | |

| 希望する雇用形態 | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|-------------------|-----|-----|-----|
| ①正社員 | | | |
| ②派遣社員 | | | |
| ③短時間勤務(パート・アルバイト) | | | |
| ④自営業・会社経営等 | | | |

6.期待する支援について

(1) 支援策について、特に必要なものをお選びください(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

ア 住宅に関する支援

イ 生活資金の支援

ウ 生活物資の支援

エ 健康福祉の支援

オ 就労の支援

カ 教育の支援

キ 相談体制の充実

ク 被災者支援制度や手続の支援

ケ 原発賠償制度の周知や手続きの支援

コ 避難者同士の交流の支援

サ その他(具体的に:)

(2) 現在困っていることや、支援してほしい内容があれば、項目ごとに具体的にお書きください。

| 項目 | 困っていること | 支援してほしいこと |
|------|---------|-----------|
| 住 宅 | | |
| 生活資金 | | |
| 生活物資 | | |
| 健康医療 | | |
| 福 祉 | | |
| 就 労 | | |

| | | |
|-------------|--|--|
| 教 育 | | |
| 相 談 | | |
| 被災者 支援制度 | | |
| 原発 賠償制度 | | |
| 避難者交流 | | |
| その他 | | |

7.今後の予定等について

震災復興の見通しについては、現状見通しが定まらない状況にはありますが、今後の予定等について現在のお考えをお答えください(該当する記号1つに○印をしてください)。

- ア このまま大阪府に住む
- イ 年内に地元に戻る
- ウ 来年3月までに地元に戻る
- エ 原発事故の収束の見通しによって決める
- オ 時期はわからないが、いつか地元に戻る
- カ 見通しがたたない

※質問は以上です。ありがとうございました。

※このまま三つ折りにして、同封の返信用封筒に入れて投函願います。

東日本大震災に係る避難者アンケートの結果について

大阪府政策企画部危機管理室

<目的>

東日本大震災により大阪府に避難されている被災者の方々の現状等を把握し、今後のより良い支援施策に反映させる

<対象>

大阪府へ避難された方で全国避難者情報システムに登録された方(世帯)

<実施方法>

対象の世帯主に調査票を発送し、同封の返信用封筒で回収

<実施期間>

平成23年10月15日(土)～10月25日(火)

<回答数>

216件 (回答率:34.1%=216件/634件)

<概要>

大阪へ避難している方の多くは福島県からで、現在、大阪市、堺市の政令市に半数近くが住んでおられます。30から40歳代の比較的若い世代が乳幼児や小学生とともに避難されている世帯が多く、家族の中には被災地で仕事をしていたり、自宅を守るなどにより今も被災地に残っている方(主に30から40歳代の男性や65歳以上の高齢者)もおられます。

被災地から避難した理由は「放射能の影響が少ない地域で生活するため」が4割強で最も多く、避難先として大阪府を選んだ理由は「家族・親族がいるから」「原発や放射能の不安が少ないと思ったから」「知人・友人がいるから」の順で多くなっています。

生活情報については、大阪での情報にはある程度満足しているが、地元の情報が十分行き届いていない傾向にあります。具体的には大阪の「子どもが楽しめるイベントや弁護士会等による賠償相談窓口」の情報が役に立っており、「イベント、原発補償、就業関係」についての情報が望まれています。一方、地元の情報は「原発関係や生活環境、復興状況」が役に立っており、「放射能除染の進捗状況、地元の人や家屋の状況、就労や住宅」などの情報が望まれています。

主たる家計維持者で大阪へ避難されている方は、全体の34%が就労しており、正社員は世帯主が、派遣・パート等は配偶者が中心となっています。全体の半数弱が仕事を探しており、そのほとんどが大阪での就労を希望し、世帯主は正社員を、配偶者は短時間勤務を希望する方が多い傾向にあります。

避難者へのサービス・支援策は、認知度、利用度、満足度のいずれをとっても「見舞金の給付」「全国避難者情報システム」「弁護士会による相談」が上位を占めており、期待する支援は「住宅」「原発賠償制度」「生活資金」の順で多くなっており、具体的には住宅関係では「入居期間の延長や家賃補助」、原発賠償制度では「補償金の請求方法や自主避難者への補償」、生活資金では「被災地と大阪との二重生活による生活費のさらなる支援」などを求められています。

今後は、「このまま大阪に住む」方も多い一方で、「原発事故の収束により決める」方や、「今は見通しがたたない」方も少なからずおられます。

<今後の方針>

本アンケート結果は、庁内関係部局、市町村、民間支援団体等で共有し、明らかになった住宅・健康・医療・福祉・就労などの各分野で避難者の方々が困っておられる又は支援を求められている課題を解決するために適切な役割分担により支援策を検討していきます。

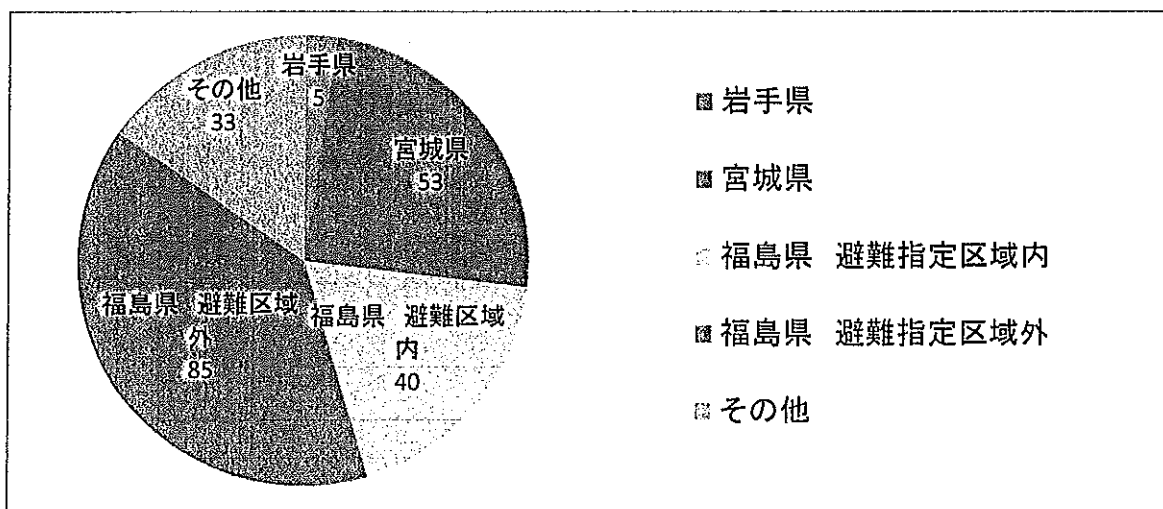
また、被災された地元自治体や国などにも避難者の方々の声を伝えていきます。

1 世帯について

(1)大震災発生時の住所

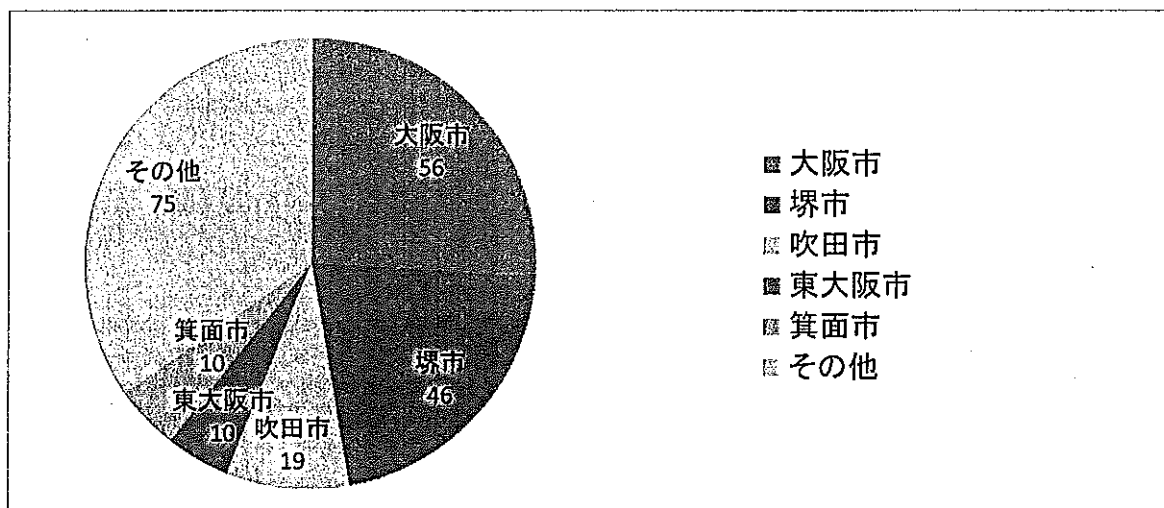
大阪府への避難者の6割近くが「福島県」からで、そのうちの7割が避難指定区域外から避難された方です。次に「宮城県」が多く、関東地域からの避難者もおられますが、大阪府の支援のカウンターパート(※)である「岩手県」からは少数でした。

※関西2府5県で構成する関西広域連合は被害の大きい東北3県(岩手、宮城、福島)に対し、カウンターパート方式(担当する府県を割り当てる方式)で支援することとし、大阪府は和歌山県とともに岩手県を担当することになった。



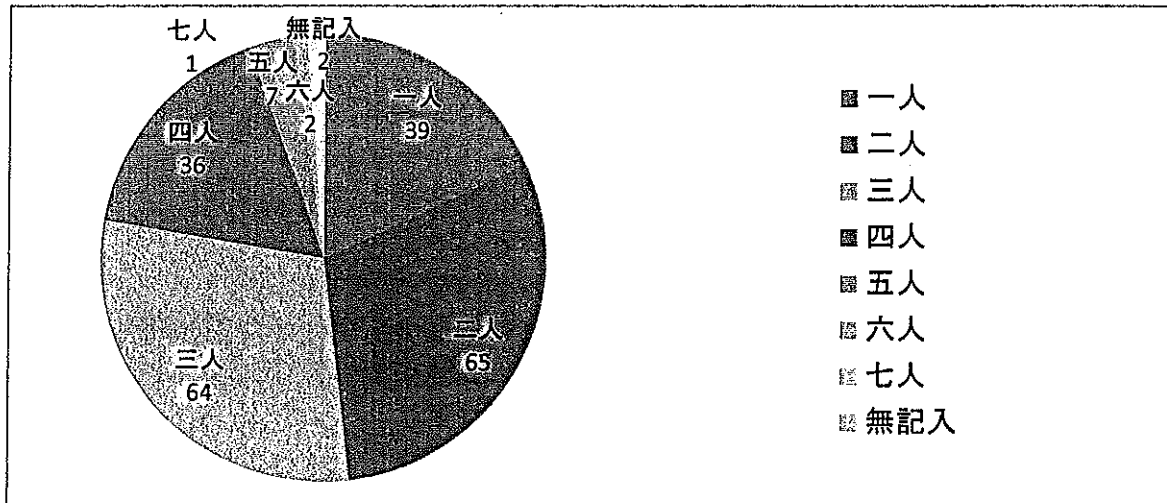
(2)現在の住所

避難された方の多くが「大阪市」と「堺市」で、その2市で半数近くになります。



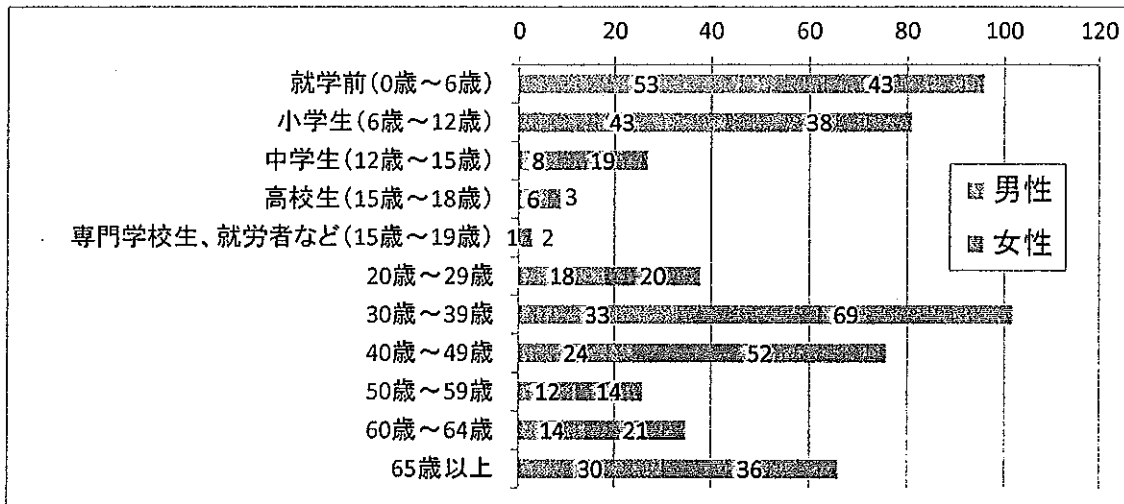
(3)人数別世帯数

避難世帯の6割が2人ないし3人世帯で、単身世帯、4人世帯の順となっています。



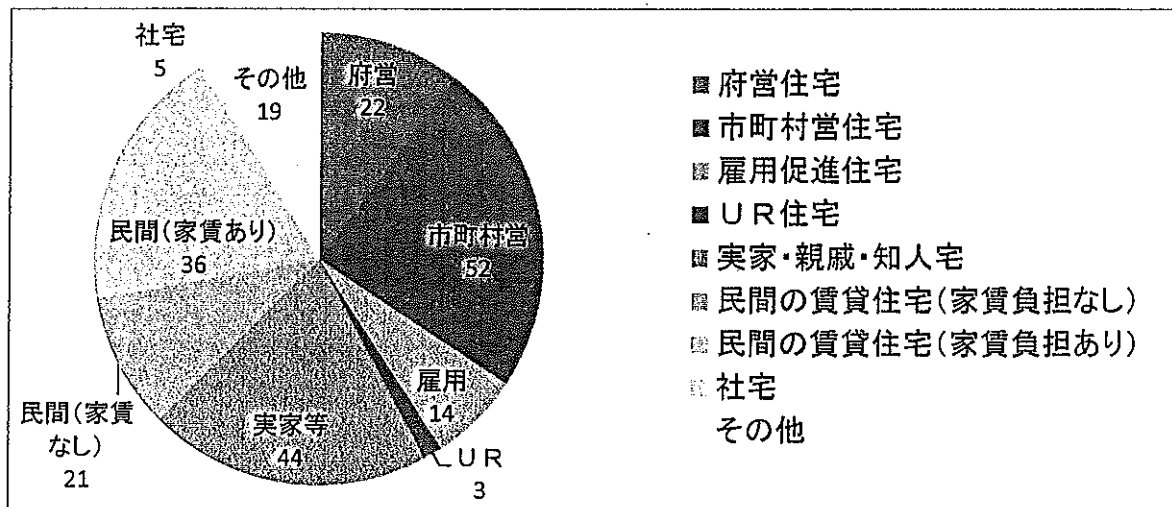
(3)年齢別・性別人数

避難された方は「30歳代」「就学前乳幼児」「小学生」の順で多く、男女別でみると男性が38.2%、女性が61.8%、で、内訳は男性は「就学前乳幼児」「小学生」「30歳代」の順で、女性は「30歳代」「就学前乳幼児」「小学生」の順です。



(4)現在の住まい

現在の住まいは、「公営住宅」が3分の1で、「雇用促進住宅」や「UR住宅」を含むと4割以上になり、「民間住宅」や「実家・親戚宅等」にも多く住んでおられます。

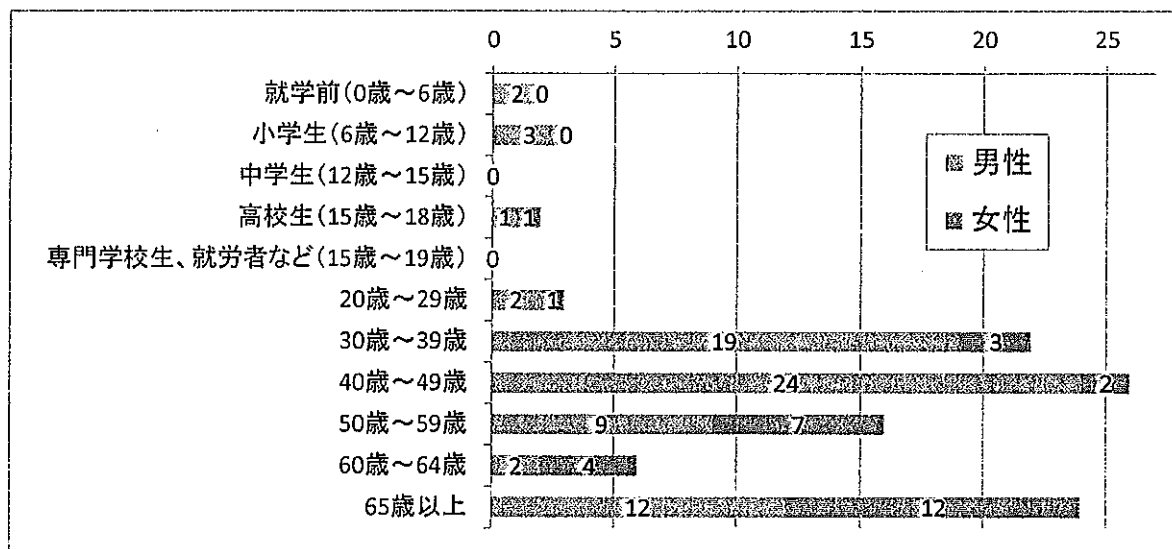


(5)被災地に残っている人数

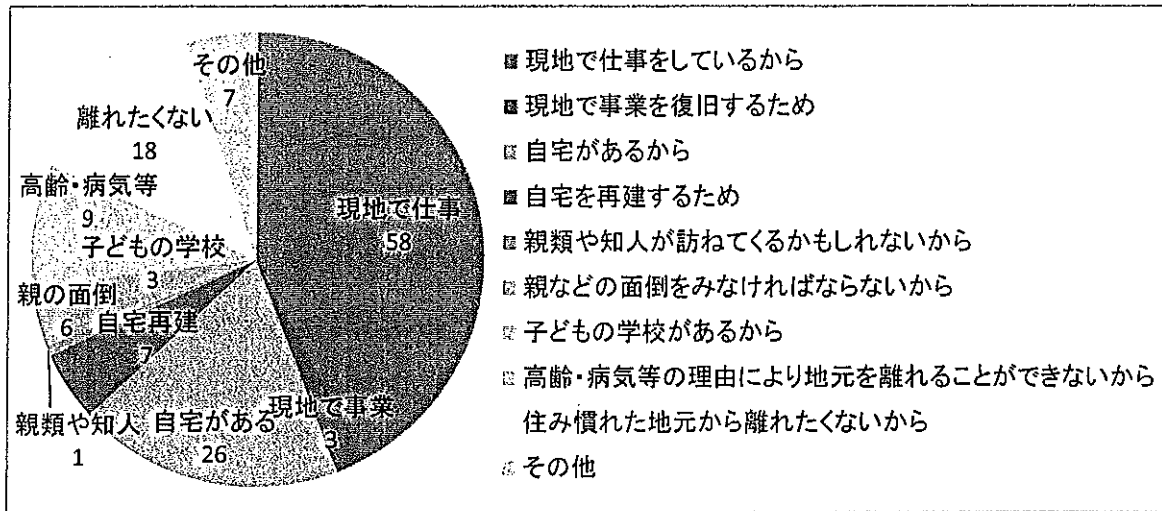
家族のうち、一度も被災地を離れることなく、今も被災地に残られている方は「40歳代」「65歳以上」「30歳代」の順に多く、理由は「現地で仕事をしている」「自宅がある」「住み慣れた地元から離れたくない」の順です。

また、一旦避難し、今も被災地に残られている方は「30歳代」「40歳代」の順で多く、理由は「現地で仕事をするため」が半数近くになります。

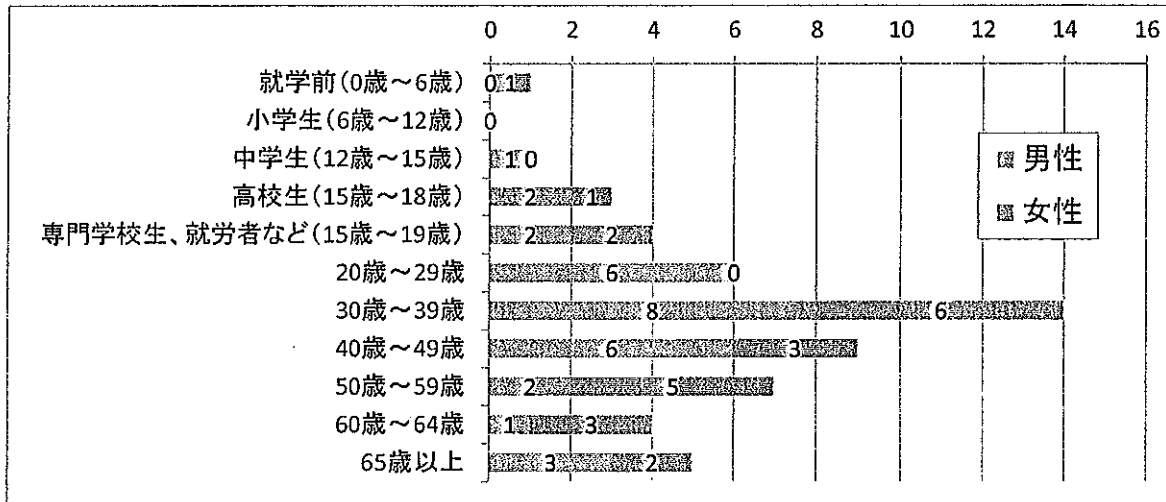
(5)-1 「一度も被災地を離れることなく残っている」人数



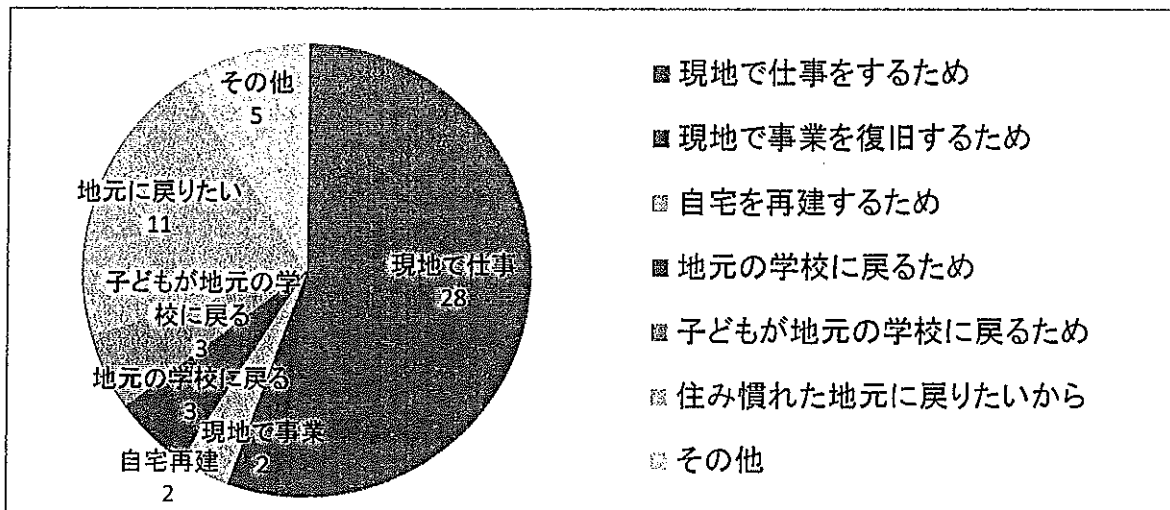
(5)―2 「一度も被災地を離れることなく残っている」理由(複数回答)



(5)―1 「一旦避難し、今は被災地に戻っている」人数

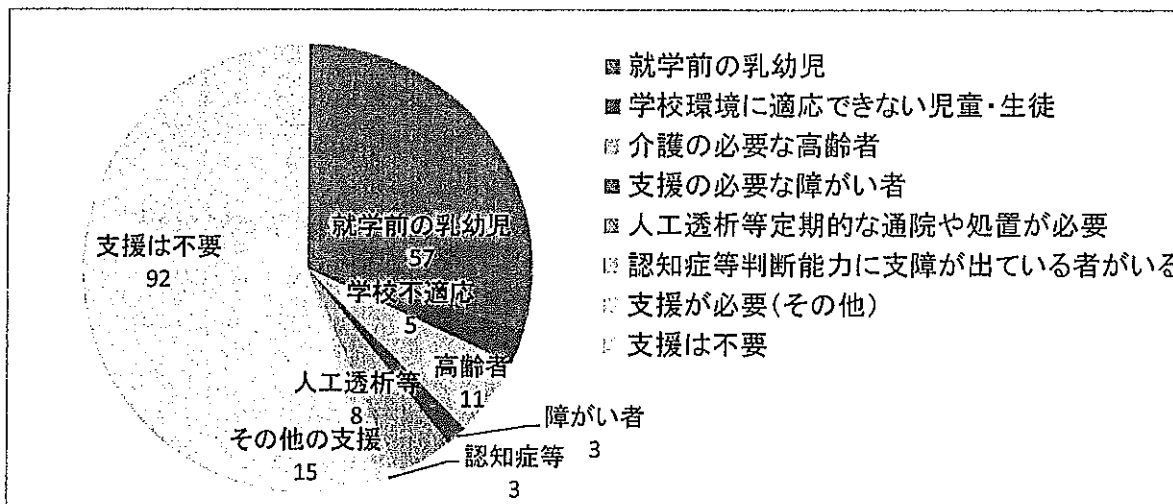


(5)―3 「一旦避難し、今は被災地に戻っている」理由(複数回答)



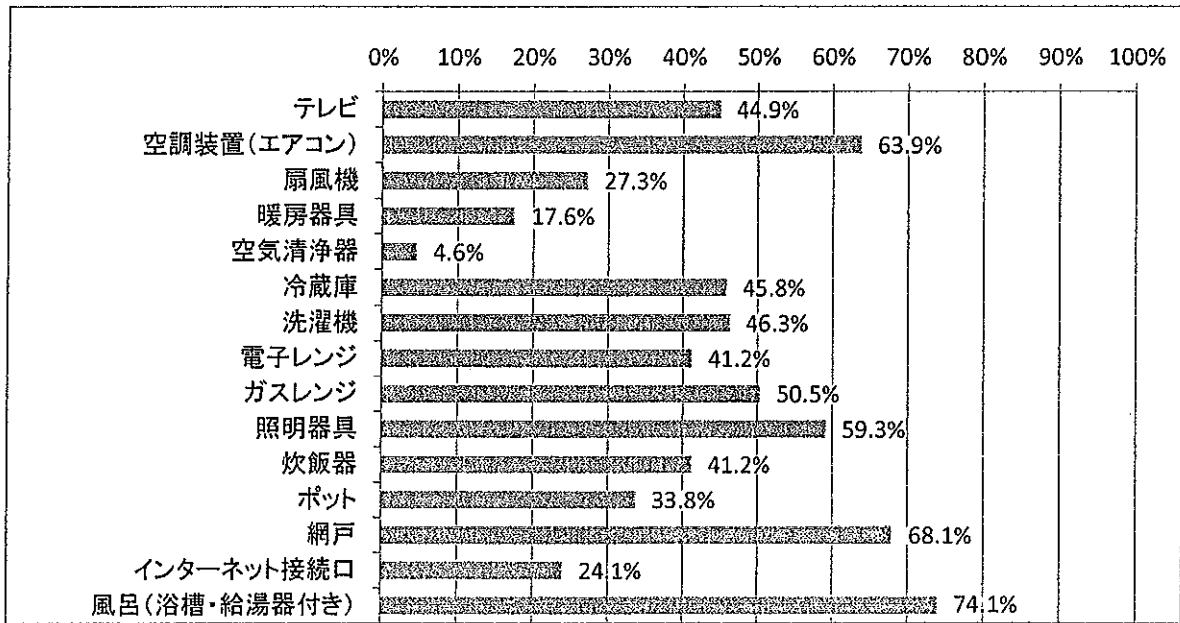
(6)災害が発生した場合に何らかの協力がないと避難(生活)できない方(複数回答)

家族のうち災害が起きたら自力で避難できない等何らかの協力を必要とする方は半数以上あり、「就学前乳幼児」がその半数以上でした。



(7)住居設備等の設置率(複数回答)

現在の住まいの設備等(ご自分で購入されたものを除く)は「風呂」「網戸」「エアコン」「照明器具」は、ほぼ備えられており、逆に「空気清浄器」「暖房器具」などの設置率は低くなっています。

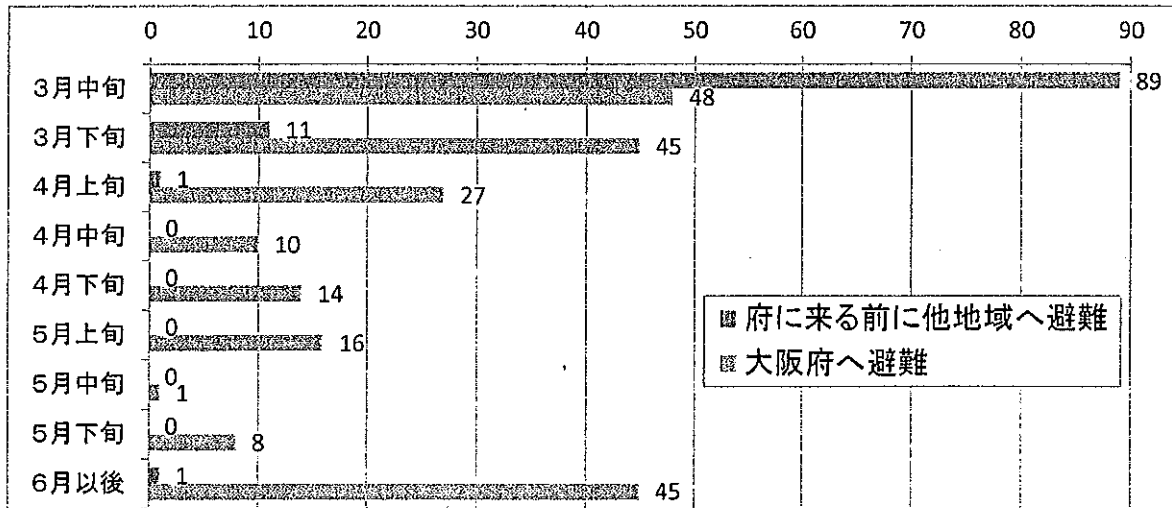


2 大阪府への避難について

(1)大阪府へ避難した時期

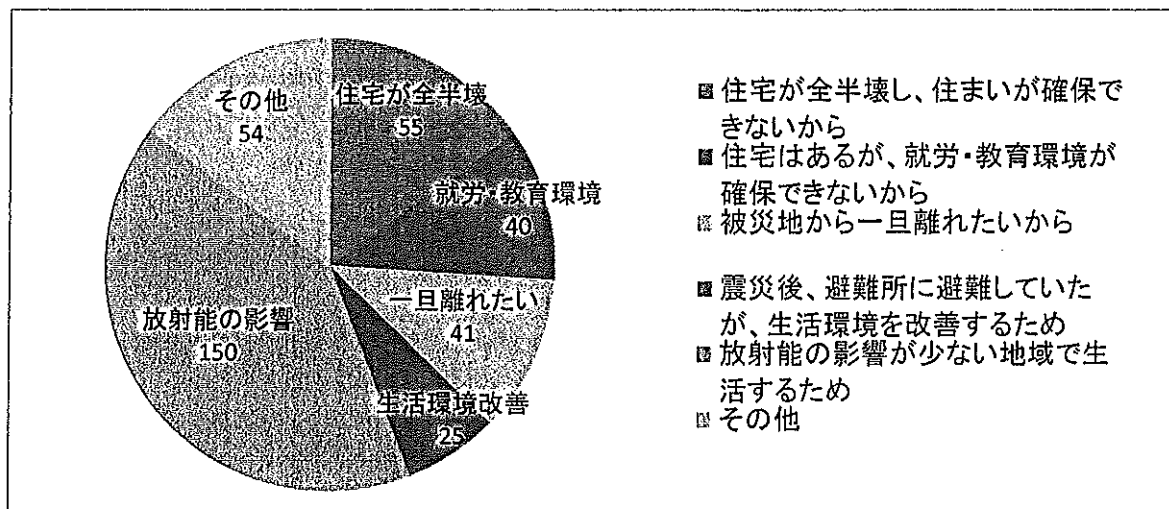
(2)府に来る前に最初に他地域へ避難した時期

大阪府へ避難した時期は、発災直後の「3月」が最も多く、「4月」「5月」と徐々に減少するものの、「6月以後」も避難者が続いています。大阪府に来る前に他の都道府県に避難した時期は、ほとんどが「3月」でした。



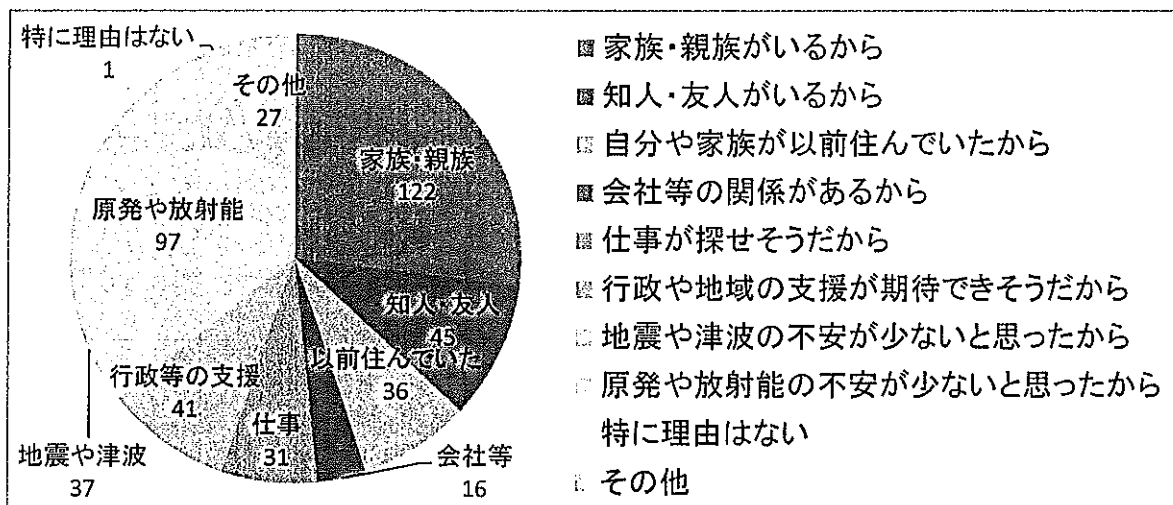
(3) 避難した理由(複数回答)

避難した理由は「放射能の影響が少ない地域で生活するため」が4割強で、住宅被害や就労・教育の問題から避難した方も多くおられます。



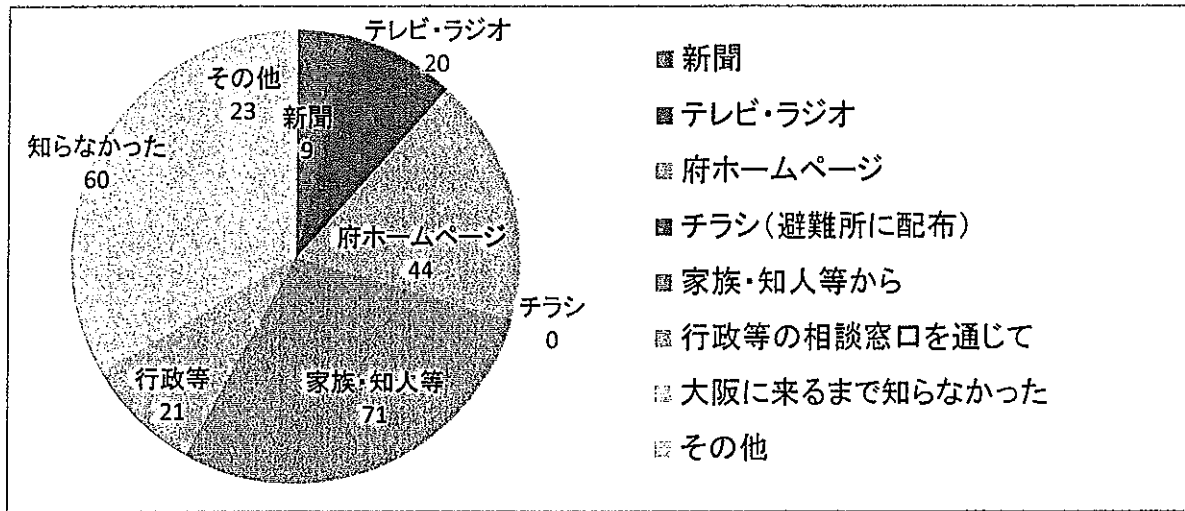
(4) 大阪府へ避難した理由(複数回答)

避難先として大阪府を選んだ理由は「家族・親族がいるから」「原発や放射能の不安が少ないと思ったから」「知人・友人がいるから」の順で多くなっています。



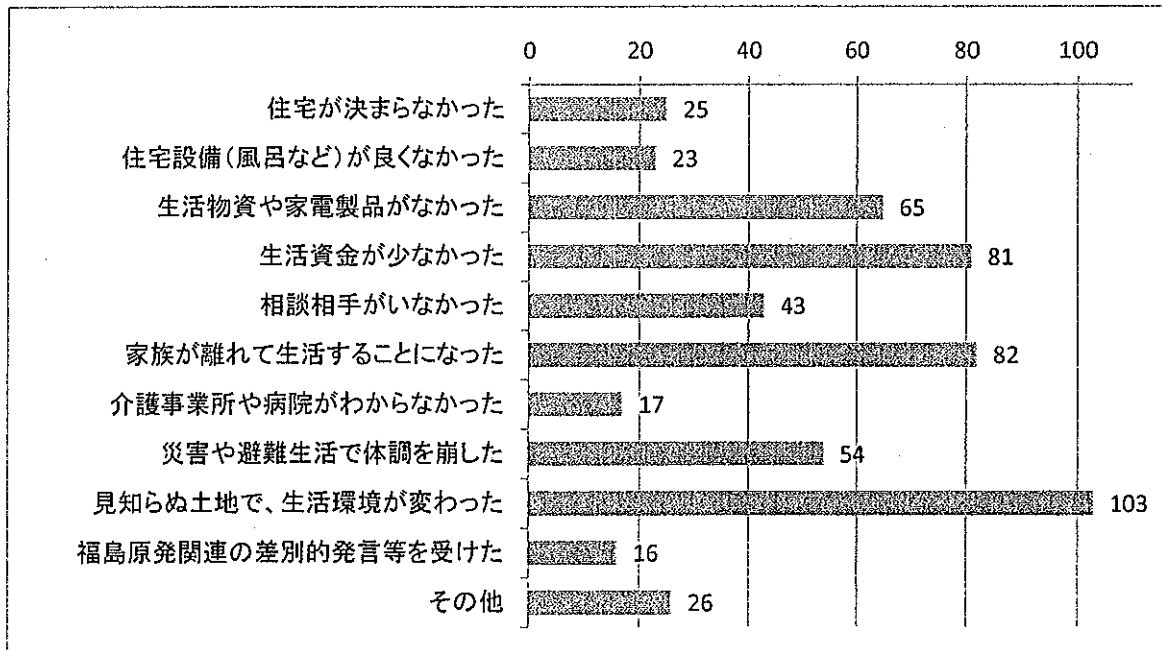
(5) 避難者受入情報の入手方法

避難者受入情報の入手は「家族・知人等から」「府ホームページ」が多く、「大阪に来るまで知らなかった」方も多くおられます。



(6) 避難当初に困ったこと(複数回答)

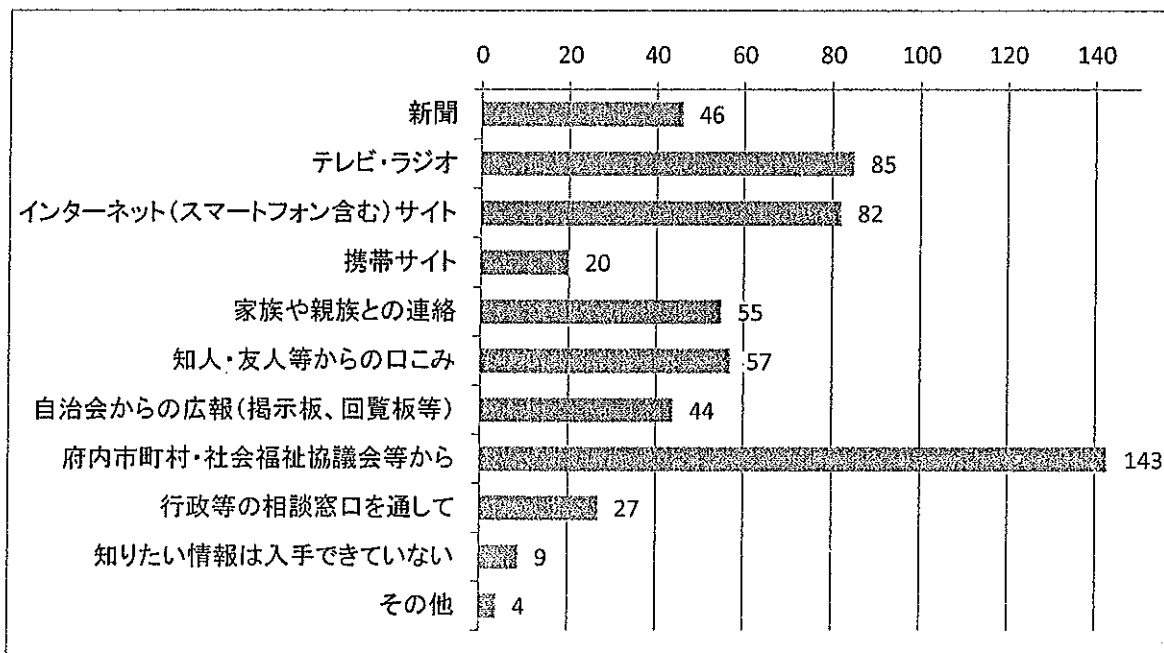
避難当初に困ったことは「見知らぬ土地で生活環境が変わった」が多く、「家族が離れて生活することになった」「生活資金が少なかった」の順で続いています。



3 情報の入手方法について

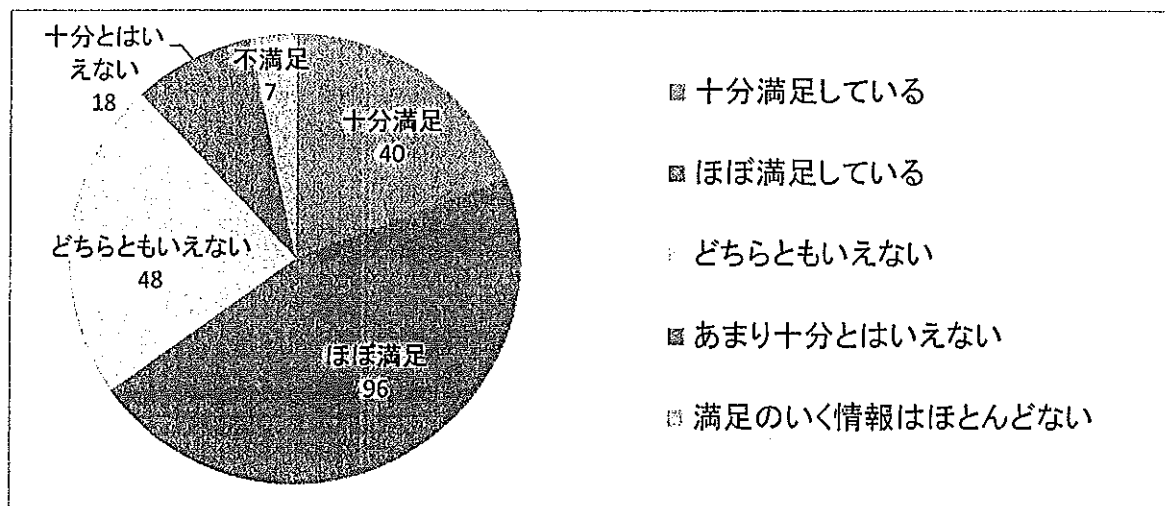
(1)－1 大阪での生活情報の入手方法(複数回答)

大阪での生活情報は「市町村や社会福祉協議会からの郵送物等」で入手するのが最も多く、「テレビ・ラジオ」や「インターネット」からも得ておられます。



(1)－2 大阪での生活情報の満足度

大阪での生活情報については、6割以上の方が何らかの満足を得ておられます。



(1)-3 役に立つ生活情報

(イベント関係)

元気が出る各地のイベント情報
子どもが楽しめるイベント等の案内
子どもとともに参加できる集会、イベントの情報

(原発関係)

原発の賠償相談案内
弁護士会等に於ける賠償相談窓口
放射能物資の汚染線量などで問題になっている食生活の状況

(その他)

子育ての情報
弁護士会、社協などから来る郵便物や、地元の町からのメールなど
大阪府の広報、市政だより
地下鉄やバス等の情報

(1)-4 提供してほしい情報、情報の入手方法等の希望

(子ども関係)

無料で子供が遊べる場所
小学校や学童保育の情報
子どもの為のイベント情報や集いの情報
子育ての情報

(原発関係)

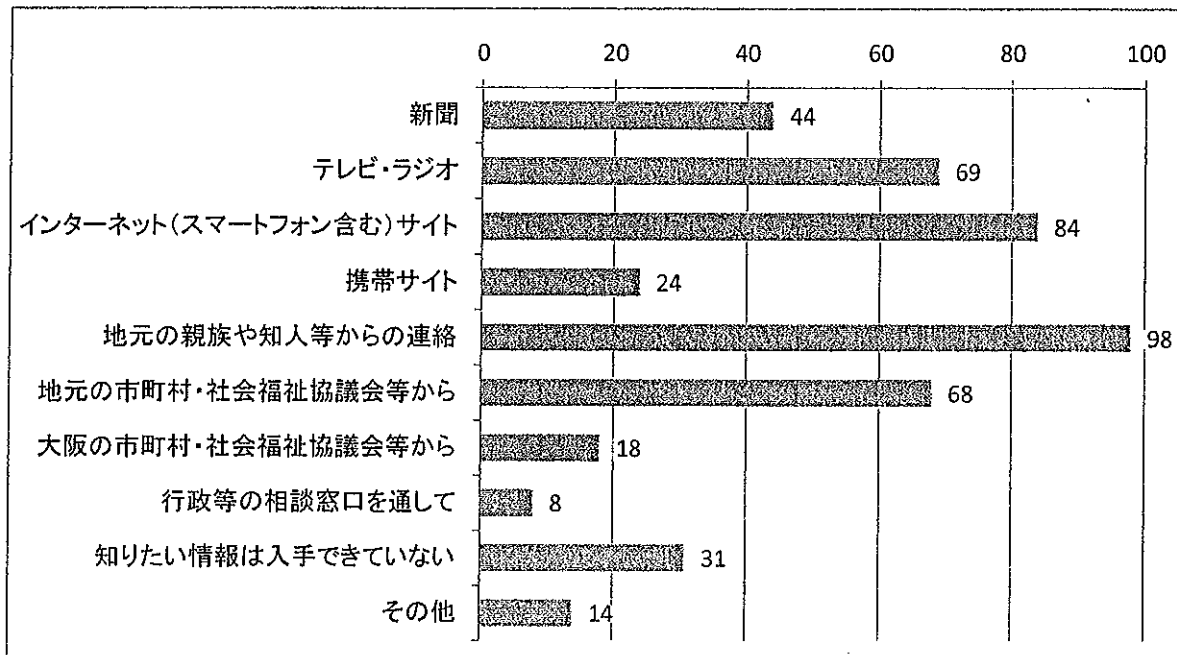
政府又は東京電力からの補償の情報
現地の放射能物資へのとりくみ

(その他)

娯楽・教養施設等の案内、買い物の情報
就業に関する情報、失業者への支援情報

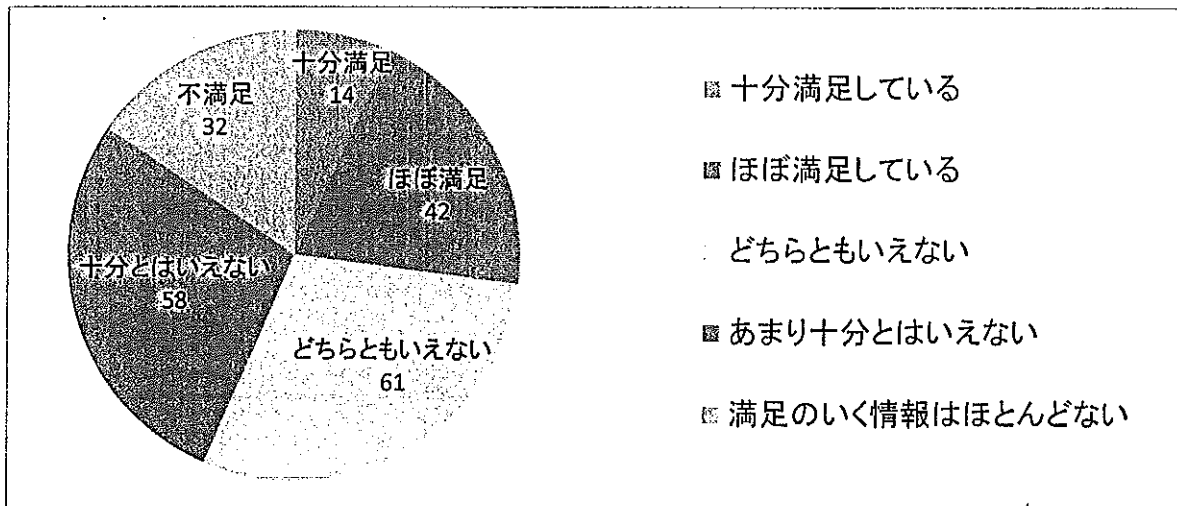
(2)－1 地元情報の入手方法(複数回答)

震災時に住んでいた地元情報の入手は、多い方から「地元の親族や知人等からの連絡」「インターネット」「テレビ・ラジオ」「地元の市町村や社会福祉協議会からの郵送物等」の順になっています。



(2)－2 地元情報の満足度

地元情報の満足度は、何らかの満足を得ている方は4分の1程度で、「十分ではない」「満足はいく情報はほとんどない」が4割程になっています。



(2)－3 役に立つ地元情報

(原発関係)

市が取り組んでいる放射能物資の除去

放射能汚染及び除染について

食の安全に関する情報

(その他)

地元の生活環境

街の流れや動き

公報で町の避難先のこと

生活情報、イベント情報

義援金、復興の進捗状況

税・社会保険の減免手続等

(2)－4 提供してほしい地元情報、情報の入手方法等の希望

(原発関係)

放射能線量、子どものひばく具合の検査予定など

除染の具体的な進み具合

細かい場所の放射能線量

(その他)

地元の広報などを送ってほしい

津波による行方不明者などの捜索、発見状況

自宅が今どうなっているとかの情報

子どもの福祉、健康関連の情報

娘(小学生)のクラスメイトがどうしているかの情報

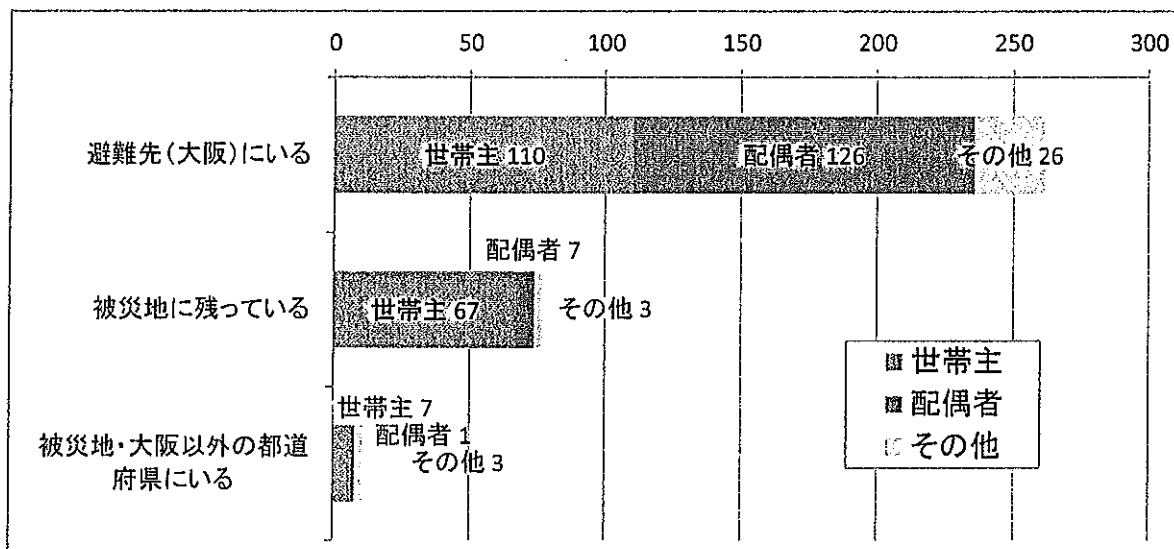
就労情報や住宅情報

4 就労について

(1)-1 主たる家計維持者の就労等の状況

《住所》

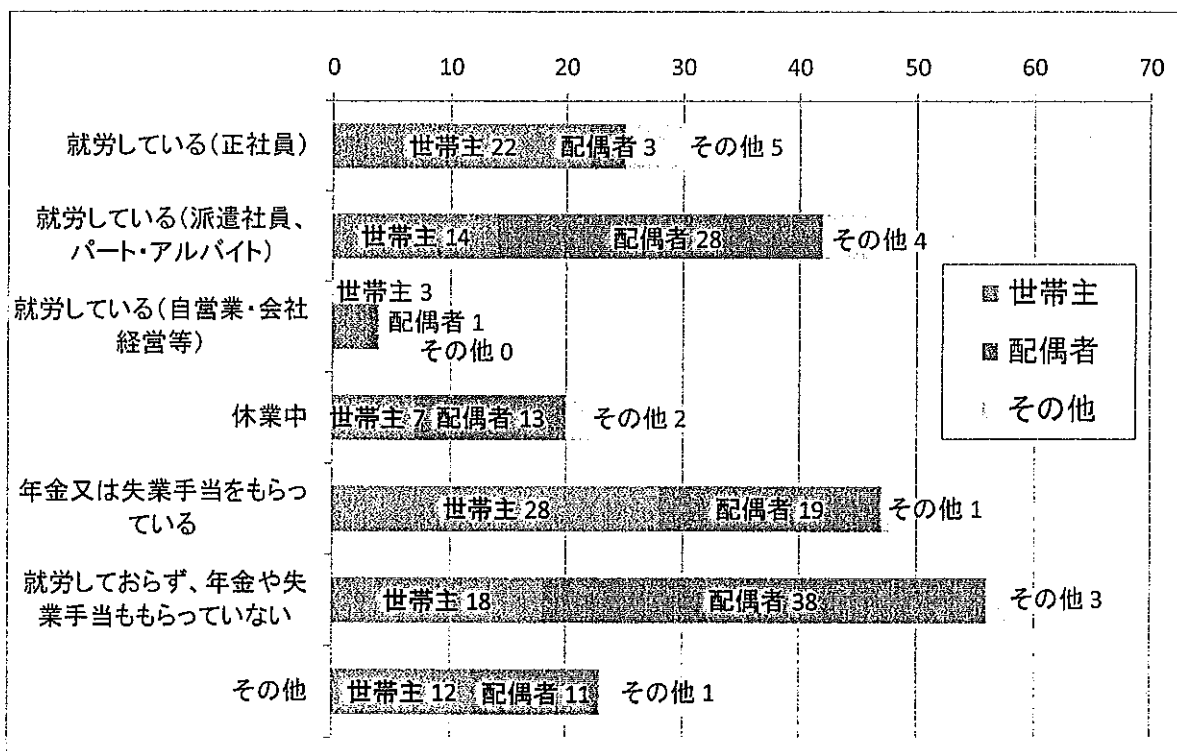
大阪へ避難されている方は、配偶者の方が世帯主よりやや多いですが、被災地に残っている方は大半が世帯主です。



以下「避難先(大阪)にいる」方の状況

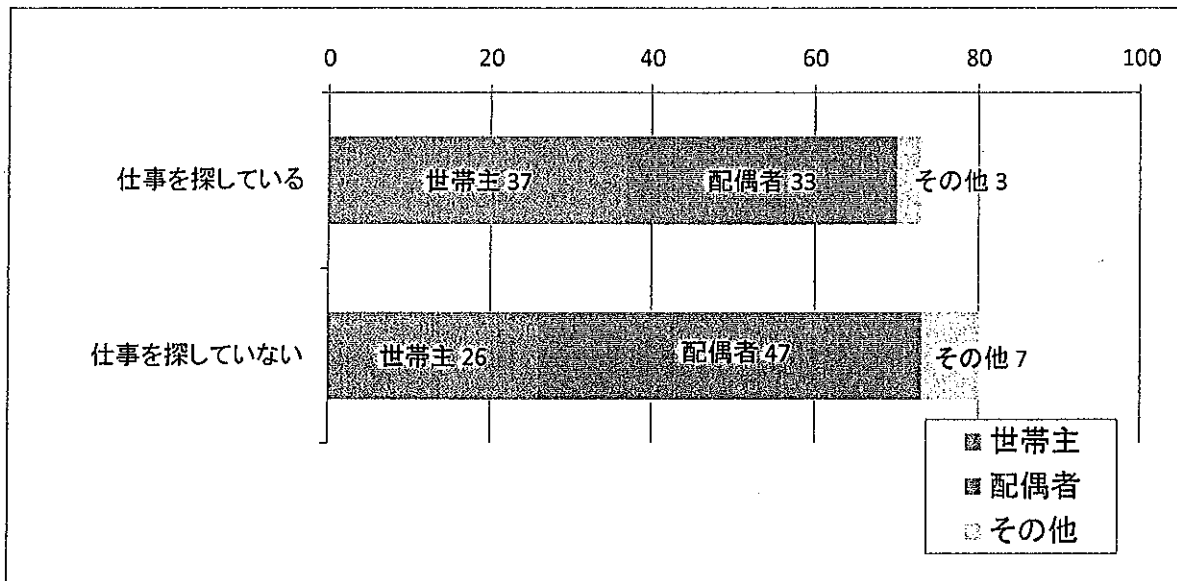
《就労状況》

大阪へ避難されている方の34%が就労しており、正社員として就労している方は大半が世帯主で、派遣やパート等は逆に配偶者の方が多くなっています。就労できていない方も多く、年金や失業手当をもらっている方がいる一方で、もらっていない方も受給者以上におられます。



《求職状況》

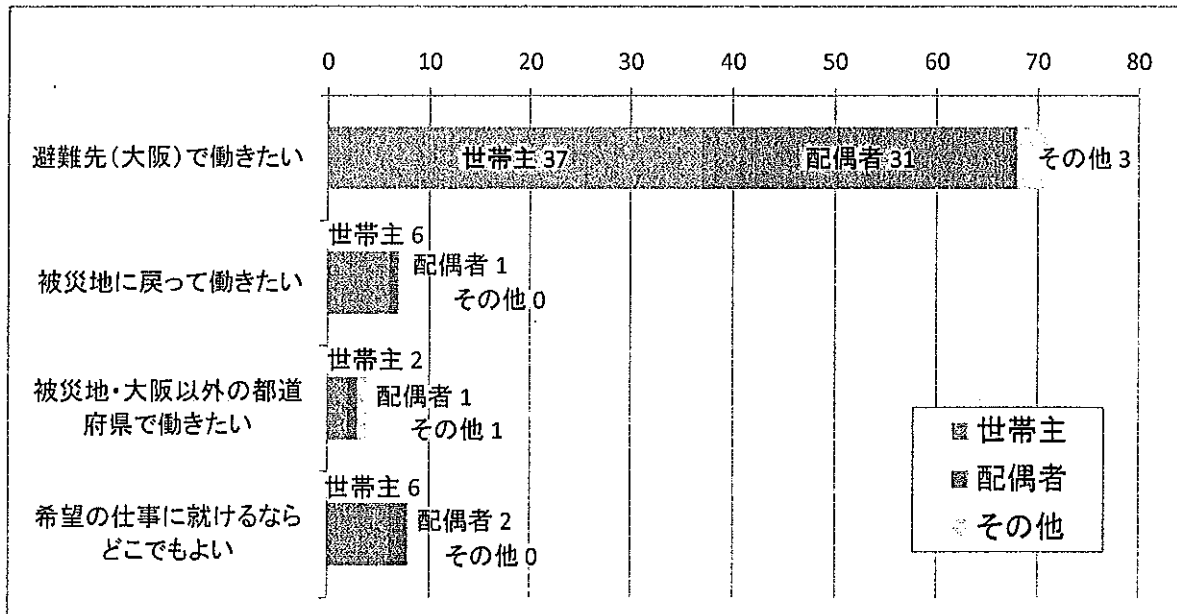
大阪へ避難されている方の73名(全体の48%)が仕事を探しており、探していない方より、やや少ないものの、世帯主だけ見ると、探しているの方が探していない方より11名も多くなっています。



(1)-2 希望する就労場所と雇用形態(仕事を探している方)

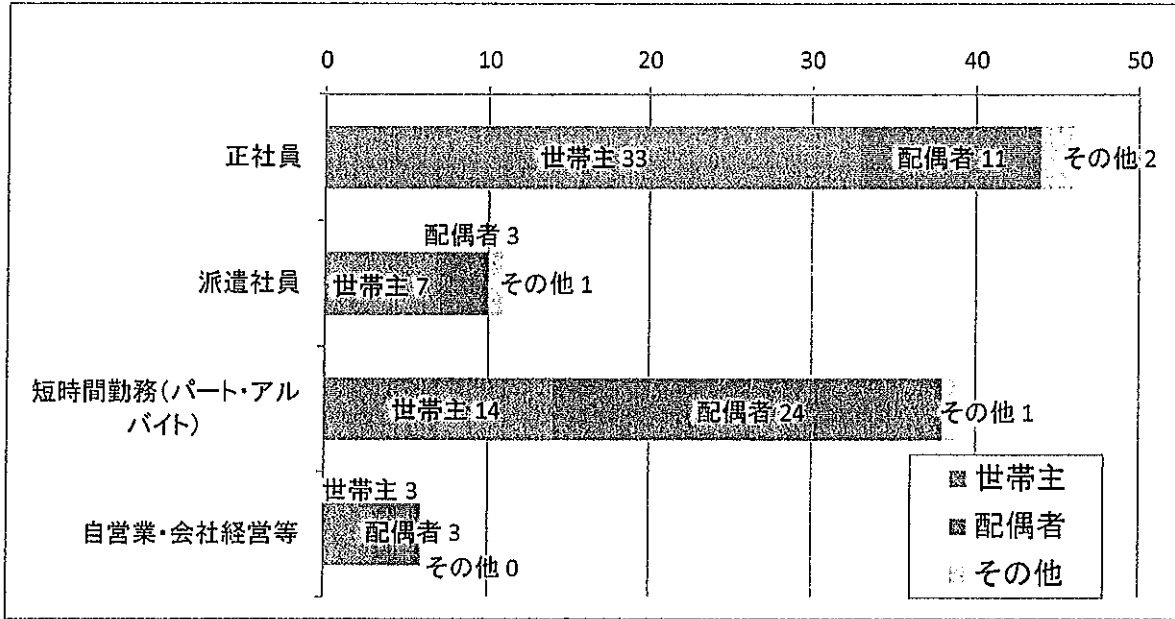
《就労場所》

大阪へ避難され、仕事を探している方のほとんどが避難先の大阪での就労を希望しています。



《雇用形態》

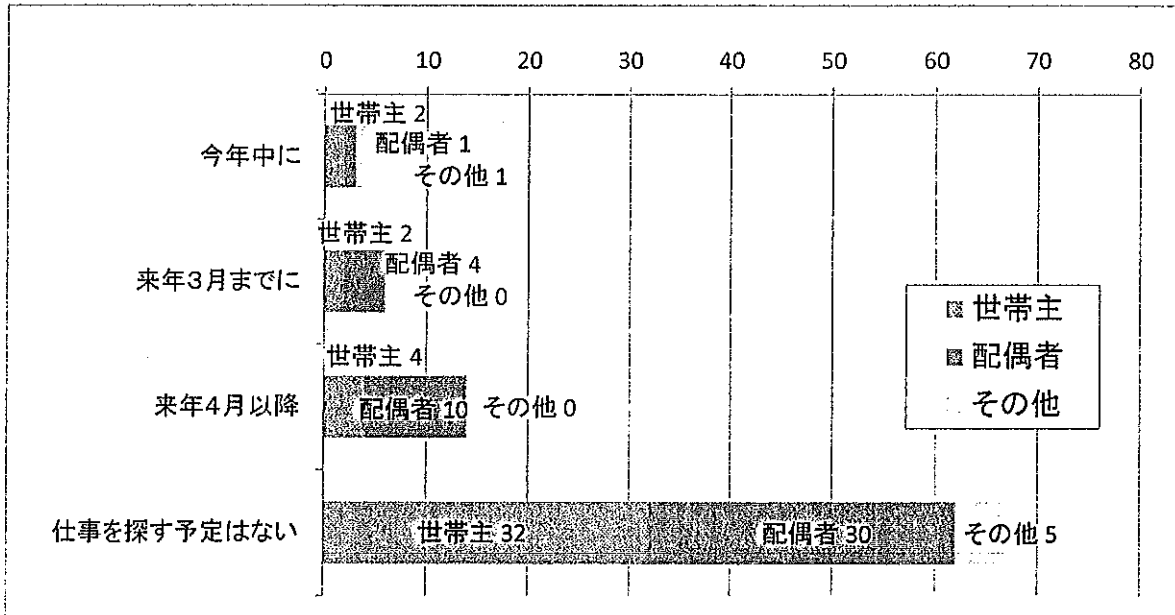
大阪へ避難され、仕事を探している方の希望する雇用形態は、正社員が最も多く、その7割が世帯主ですが、配偶者は正社員より短時間勤務の方が多くなっています。



(1)-3 仕事を探す予定(仕事を探していない方)

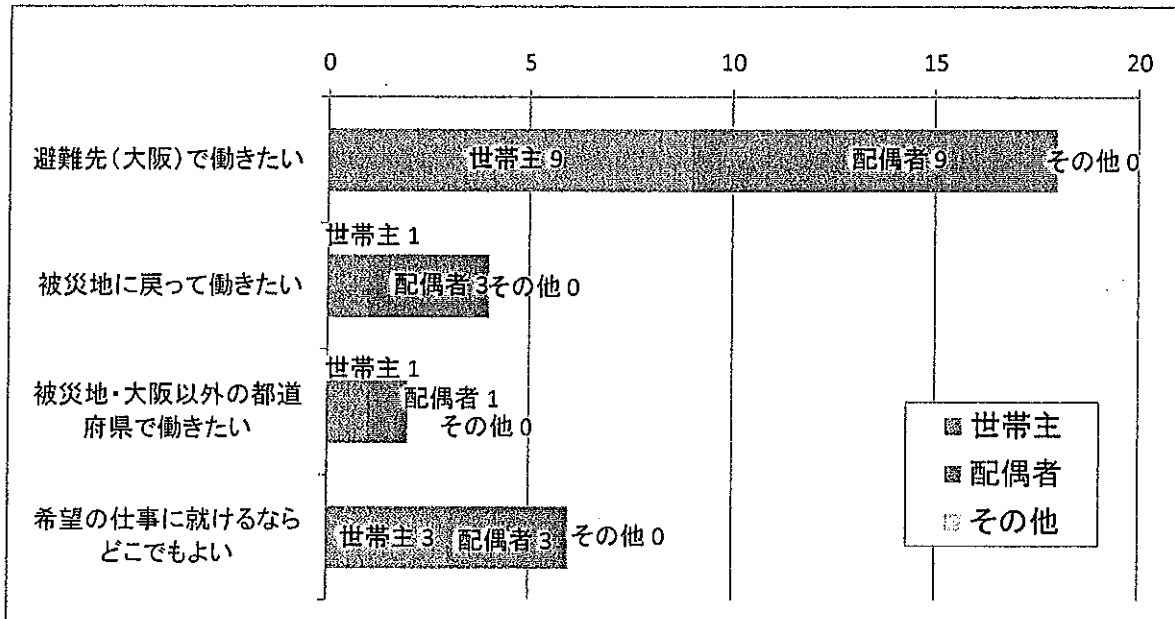
《探し始める時期》

大阪へ避難され、仕事を探していない方の大半が、仕事を探す予定はないとしています。



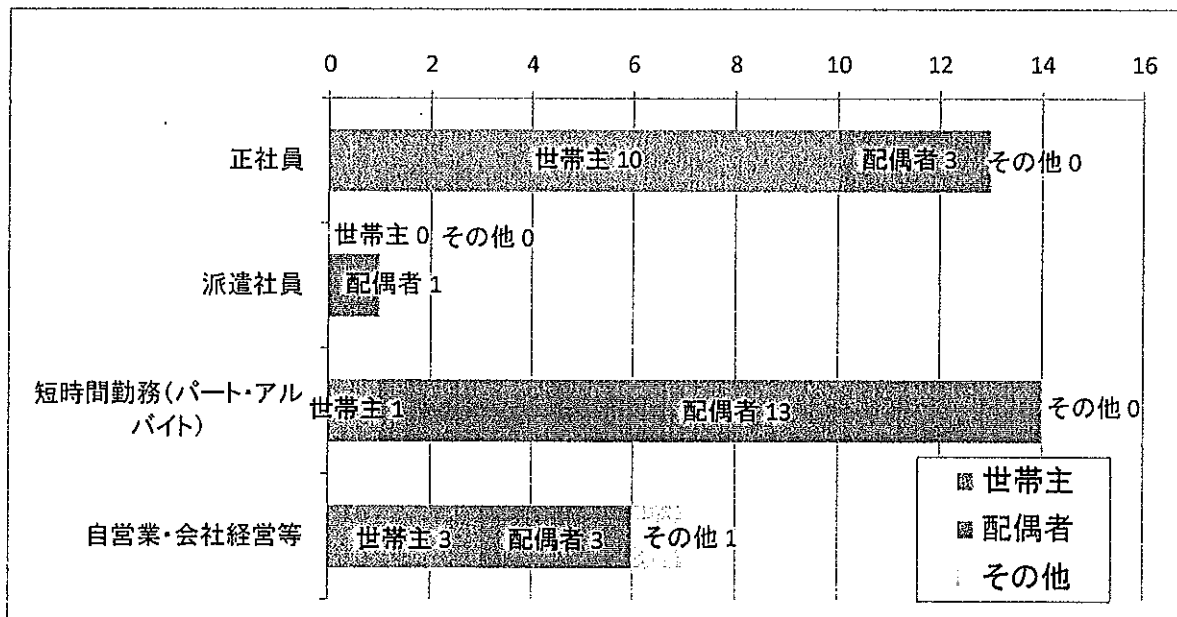
《希望する就労場所》

大阪へ避難され、仕事を探していない方で、今後仕事を探すとしたら、避難先の大阪で働きたいと希望している方が最も多く、被災地での就労や場所を問わない方もある程度おられます。



《希望する雇用形態》

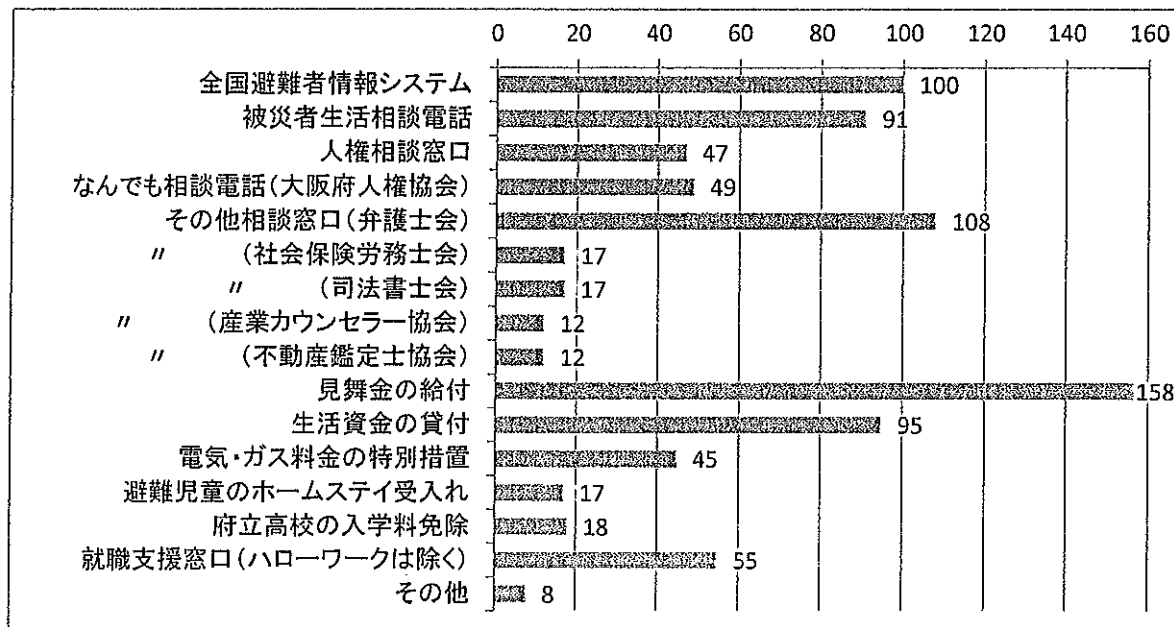
大阪へ避難され、仕事を探していない方で、今後仕事を探す場合の希望する雇用形態は、世帯主を中心とした正社員や、配偶者を中心とした短時間勤務が多くなっています。



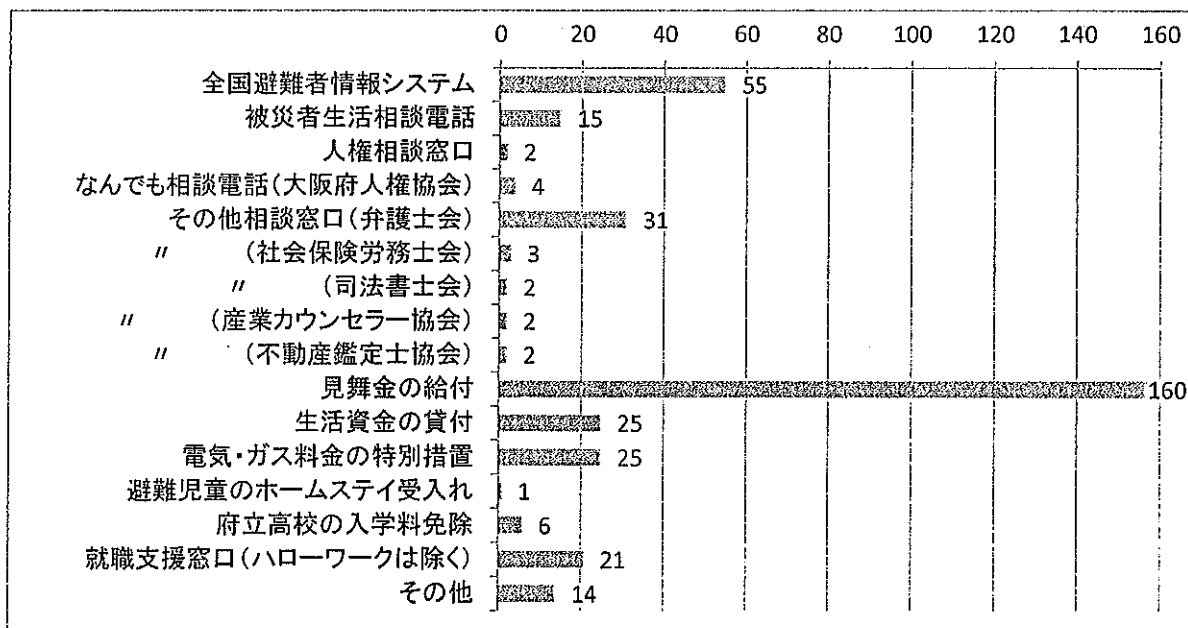
5 現在の生活一般について

避難者へのサービス・支援策は、認知度、利用度、満足度のいずれをとっても、「見舞金の給付」「全国避難者情報システム」「弁護士会による相談」の3項目が上位を占めています。

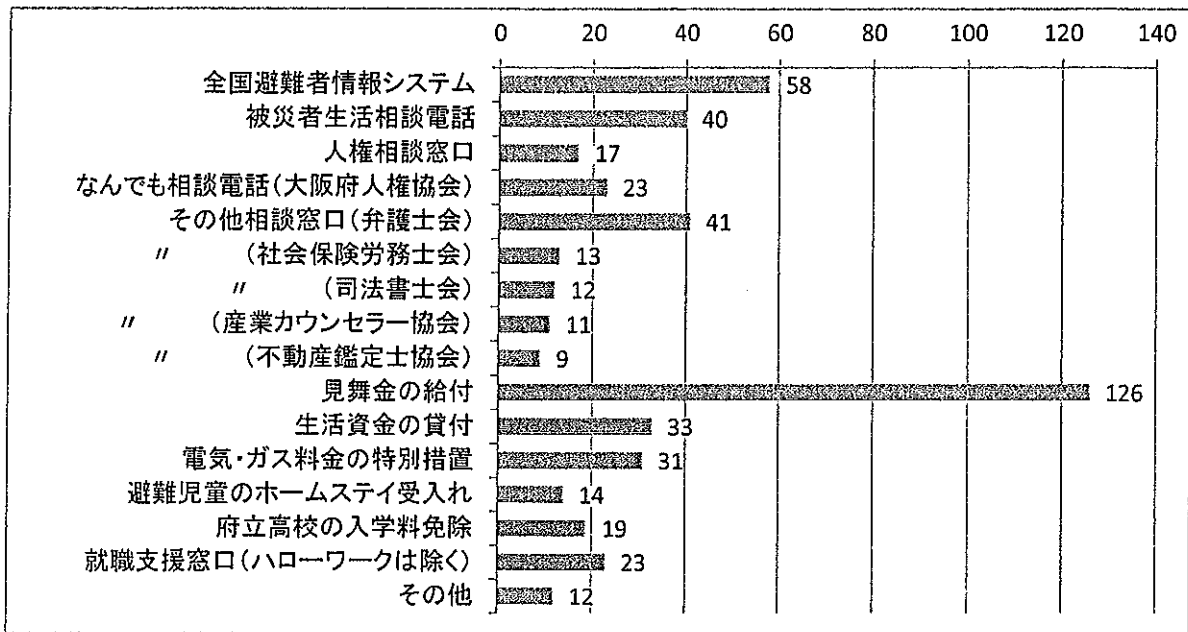
(1) 避難者サービス・支援策の認知度(知っているもの)(複数回答)



(2) 避難者サービス・支援策の利用度(利用したことのあるもの)(複数回答)

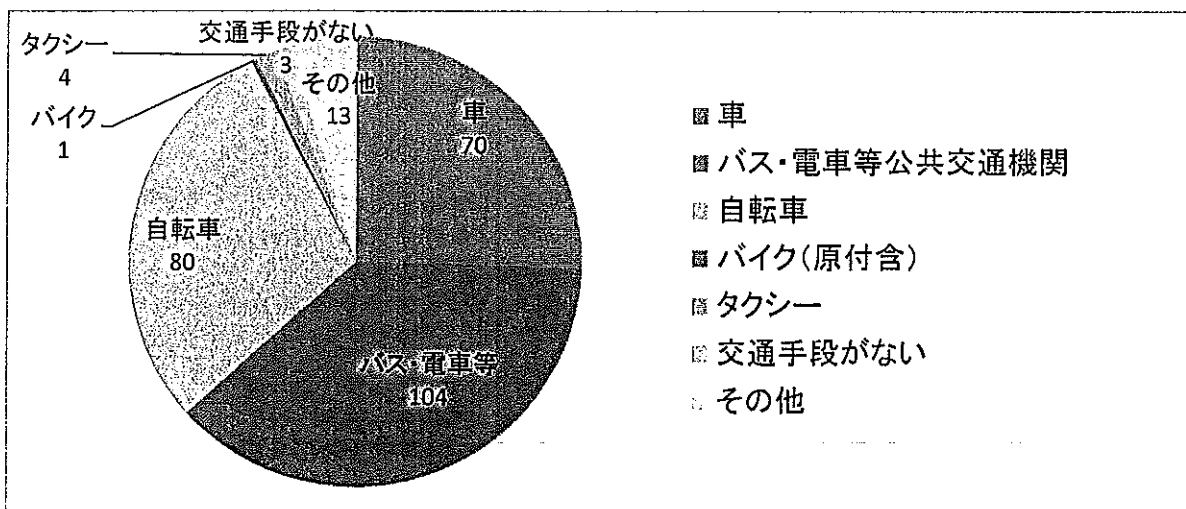


(3) 避難者サービス・支援策の満足度(満足しているもの)(複数回答)



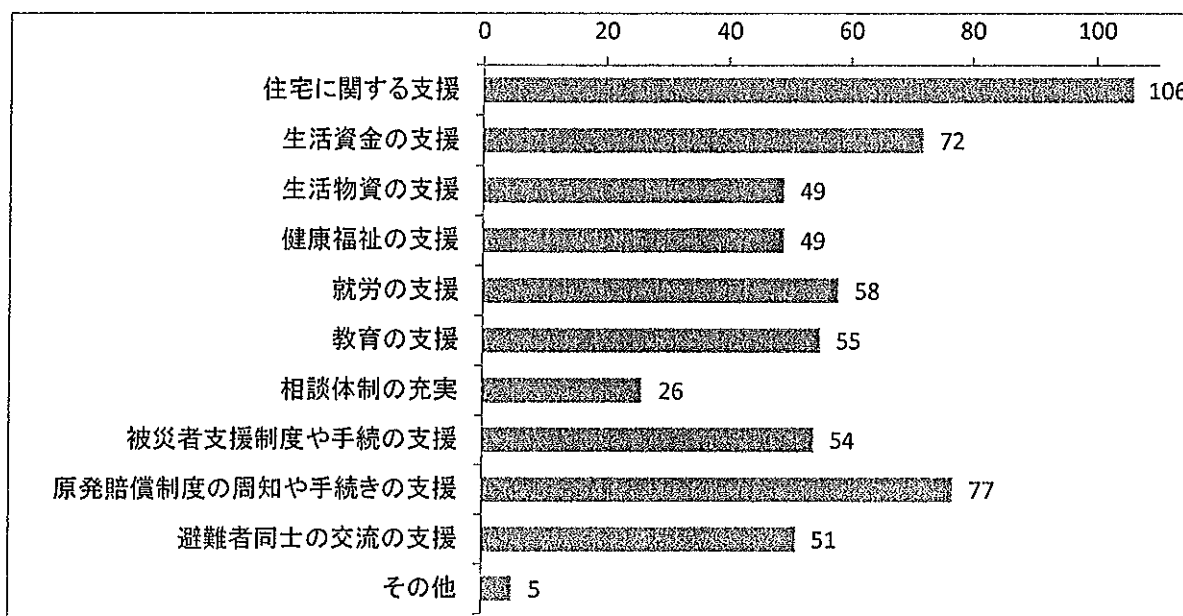
(4) 日常生活の移動手段

日常生活の主な移動手段は、「バス・電車等公共交通機関」が最も多く、次いで「自転車」「車」の順になっています。



6 期待する支援について
 (1) 必要な支援策(複数回答)

期待する支援は「住宅」「原発賠償制度」「生活資金」に関するものの順になっています。



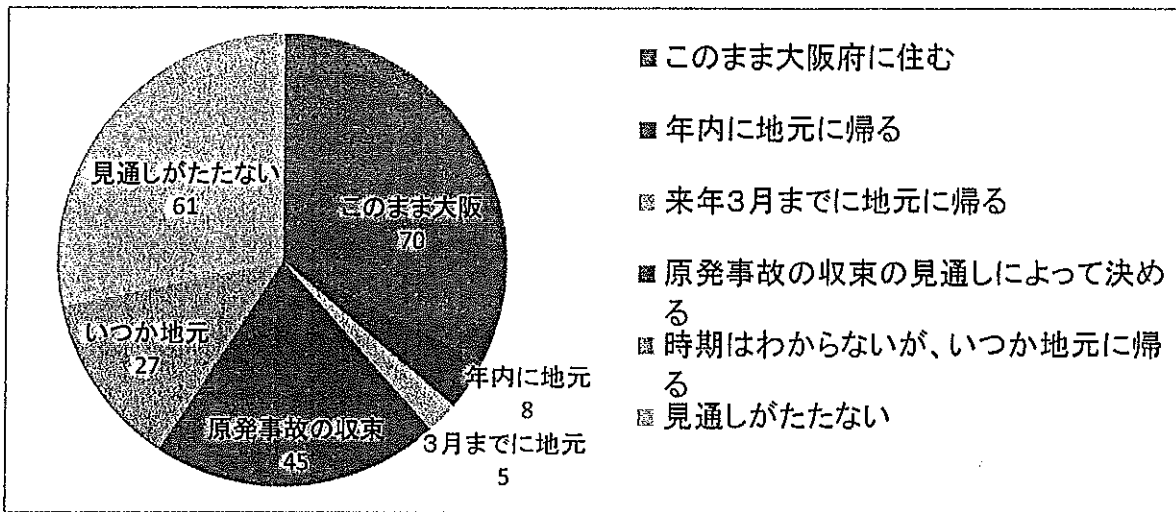
(2) 困っていること、支援してほしいこと

| 項目 | 困っていること | 支援してほしいこと |
|------|--|---|
| 住宅 | いつまで住めるかわからないので不安 家賃の負担が大きい 家賃が収入の半分をしめている お風呂にシャワー、給湯器がない ハットのふん、騒音問題 | 家賃補助、公共料金の補助 一年間の期限の延長 入居期間の延長 防音対策 借り上げ住宅制度のとり入れ |
| 生活資金 | 生活していくだけで精一杯 福島の夫が子供に会いに来る交通費 市町村への連絡する電話代がかさむ 福島との二重生活は厳しい | 生活費の補助支援 収入が不安定なので見舞金以外の支援 生活に不可欠な最低限の支援 電気、ガス、水道等の特別措置 |
| 生活物資 | 物資をそろえる出費がとて大きかった 寒くなるのに暖房設備のないのが心配 冬物被服、暖房コタツの不足 ベビーカー等子供のものが足りない | 日用品の提供、消耗品の支給 ヒーター、掃除機、衣類、靴 子育てに必要なものの支援 |
| 健康医療 | 地域の病院がわからない 場所や知名度等良い医者がわからない 子どもの予防接種・検診 乳幼児医療証がないので治療費が高い | 検査、通院に要する医療費補助 手続きの簡素化又は手続きなしで予防接種 避難者への乳幼児医療費助成 子どもへの甲状腺などの検査 |
| 福祉 | 就労していないため保育所利用できない | 認可保育所の優先利用 ベビーシッター |
| 就労 | 仕事が見つからない 正社員で探しているが年齢ではねられる 窓口で専任の人をおいてほしい パートでしばらく働きたい | 正社員での雇用 介護の資格取得のための無料職業訓練 仕事紹介、内職紹介、子供を預ける資金 |

| 項目 | 困っていること | 支援してほしいこと |
|-------|--|---|
| 教 育 | 福島から来たことでいじめられないか不安 休校期間の学習のおくれがとりもどせない 塾に行く余裕もない | 無料の学習支援、ボランティア等 高校進学への補助 家庭教師等の支援 進学する学校情報や教育情報の提供 |
| 相 談 | 気軽に電話できる場所が分からない 説明会聞きたいが夕方や土日は行けない 相談事を思いついても窓口がわからない | 託児システムが付いた説明会等の開催 専門の窓口を整理して情報提供 |
| 被災者支援 | インターネット等で調べないと分からない 口コミで初めて知ることが多い 本当に必要な情報をもっとほしい | 次の生活支援になる百万円以上の補償金 支援とか生活に役立つ事の提供 |
| 原発賠償 | 書き方がむづかしい 電話で聞いても一人一人が違う答え 国や東電の今後の考えを具体的に教えて 地震で壊れずに残ったものへの賠償 手続きの手伝いをして欲しい | 避難者同士で情報交換出来る場の設定 収束するまでの保障 大阪での説明会開催 申請書記入など個別対応による支援 原発補償対象外でも対象者と同じの取扱 請求方法の教示 自主避難者への補償 |
| 避難者交流 | 周りに同じような人がいるのかわからない 母子で来られている他の方と交流したい 身寄りがないため人のつながりがほしい 心の傷は一生消えないので交流出来ない | 交流する場の設定 他の人達の状況周知 交流は不要 被災者同士が集まれる機会の設定 休日の集まりやすい日程の設定 |
| その他 | 子どもの今後の進路が不安 地域バラバラ入居なので同じか近い所に 電車、バスの乗り方がわからない 親しくないのにアポなし訪問は正直困る | 元の暮らしに戻れる支援 ガレキを西日本に持ち込まない 避難受け入れ期間の延長 電車・バスなど移動手段に対する支援 自主避難者の実情と気持ちを理解した支援 それぞれの事情に合った支援 |

7 今後の予定

今後の予定は、「このまま大阪府に住む」方が約3分の1、「見通しがたたない」方が約3割、「原発事故の収束の見通しによって決める」方が約2割の順となっています。



大阪府の支援状況概要(H23. 11. 29現在)

○被災地への職員派遣

| | 延派遣数(延人日) | 現在の派遣数(人) |
|-------------|-----------|-----------|
| 府職員 | 9,282 | 33 |
| 市町村職員 | 23,673 | 19 |
| 警察・消防職員 | 約107,805 | 約170 |
| 関係機関(日赤等)職員 | 1,173 | 0 |
| 合計 | 141,933 | 222 |

○被災者の受入支援

| | 件数、人数 | 備考 |
|-----------------|--------------------------------|--|
| 全国避難者情報システム登録者数 | 1,569 | 11月25日現在 |
| 公営公社住宅への入居者数 | 1,205人 | 473世帯 URIは除く 11月28日現在 |
| 民間住宅への入居者数 | 59人 | 19世帯 11月28日現在 |
| 受入避難者支援見舞金 | 996件 | 府民等からの寄付額: 204,065,280円 11月28日現在 |
| 修学旅行支援 | 21校 2276人 (23.9月～24.3来阪予定数) | |
| 受入避難者への貸付金 | 106件 | |
| ホームステイ | 1件 | ボランティア受付:753件 受入可能人数:1,115人 |
| 高等学校への転入学 | 33人 | うち私立4人 |
| 中学校への転入学 | 63人 | |
| 小学校への転入学 | 217人 | うち私立1人 |
| 支援学校への受入れ | 2人 | |
| 幼稚園への受入れ | 88人 | うち私立55人 |

(府営住宅等への入居決定者数); 11月28日現在

| 種別 | 入居者数(人) | 被災元県別内訳(人) | | | |
|--------|---------|------------|-----|-----|-----|
| | | 岩手県 | 福島県 | 宮城県 | その他 |
| 府営住宅 | 297 | 14 | 198 | 50 | 35 |
| 雇用促進住宅 | 257 | 0 | 141 | 15 | 101 |
| 市営住宅 | 651 | 14 | 456 | 141 | 40 |
| 合計 | 1,205 | 28 | 795 | 206 | 176 |

